

人口問題研究会基の亞興・強増口人

人問題研究題研究

號二十第一卷第二

昭和二十年六月刊行

研究

出生率の地域的差異に関する一考察 横田年一

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就て 梅澤菊枝 (二四)

女子の未婚殘存率に就て 大月照江 (四三)

米國の婦人勞働狀態に就て (三) (大月) (五八)

紹介

彙報

厚生省人口局に於ける練武課の新設 —— 厚生省官制中改正並に厚生部内臨時職員設置制
中改正の件公布 —— 保險院官制中改正並に同院分課規定中改正の件公布 —— 厚生科學研
究所及び熱帶醫學研究所官制中改正の件公布 —— 國民勸勞報國協力令の公布 —— 勞働者
災害扶助責任保險法施行令中改正の件公布 —— 學校卒業者使用制限令中改正の件公布 —
大學、學部等の在學又は修業年限の臨時短縮に關する勅令並に之に伴ふ諸關係法令の公
布 —— 農地開發事業補助規則の公布 —— 農地作付統制規則並に作付統制助成規則の公
布 —— 農業生產の統制並に土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱の決定 —
— 昭和十六年米第一回豫想收穫高の發表 —— 昭和十六年度全國麥實收高の發表 —— 第二
回優良多子家庭表彰に關する厚生省人口局の附帶調查の發表 —— 財團法人人口問題研究
會主催第五回人口問題全國協議會の開催

邦文人口問題關係文獻 (一九)

文獻

厚生省人口問題研究會

人口問題研究

第二卷 第十二號

研究

出生率の地域的差異に關する一考察

横田年

一、緒言

府縣別に其の出生率を觀察する時相互に顯著なる差異を認め得る事は周知の事實である。例へば、(1)館・上田兩氏の計算による昭和十年道府縣別標準化出生率を見るに、東京・神奈川・千葉を除く關東地方(最高山梨の四二・八六)、東北地方、鹿兒島・新潟等は高出生率を示してゐるに反し、大阪(三・九七)・京都・兵庫・東京等の大都市を含む府縣及び岡山・高知・山口・和歌山・廣島・福岡・奈良等の中國並に近畿地方の諸府縣は著しき低出生率を示してゐる。

出生率の地域的差異に關する一考察

斯くの如きの如き事實は勿論本邦のみならず諸外國に於ても認め得る處であつて、例へば有名な低出生率國たる佛蘭西に於ける一九三〇年—一九三二年の縣別出生率(一五歲乃至四五歲の既婚婦人一、〇〇〇に對する)を見ると、最高はブルタニュ地方のコート・ド・ノール縣で(一七八一—〇六)、次に續くものは同地方のモルビアン縣、ノルマンヂー地方のマンシュ他一縣、ヴァンデー縣、オーヴエルニュ地方のカンタル他一縣で一五八一—四七を示してゐる。之に反し中央部のシェール他四縣、地中海沿岸のガール他三縣、ジロンド縣、ローヌ・ギャロンヌ縣等は七八一一〇二の最低出生率を示してゐる。又、遡つて一九〇一—一九〇二年に就いて見ると後年最高を示す諸縣は當時に於ても同じく最高を示して居り(一一二一三〇二)、最低の諸縣は當時から既に大部分が低率を示してゐる(一〇三一一四四)。

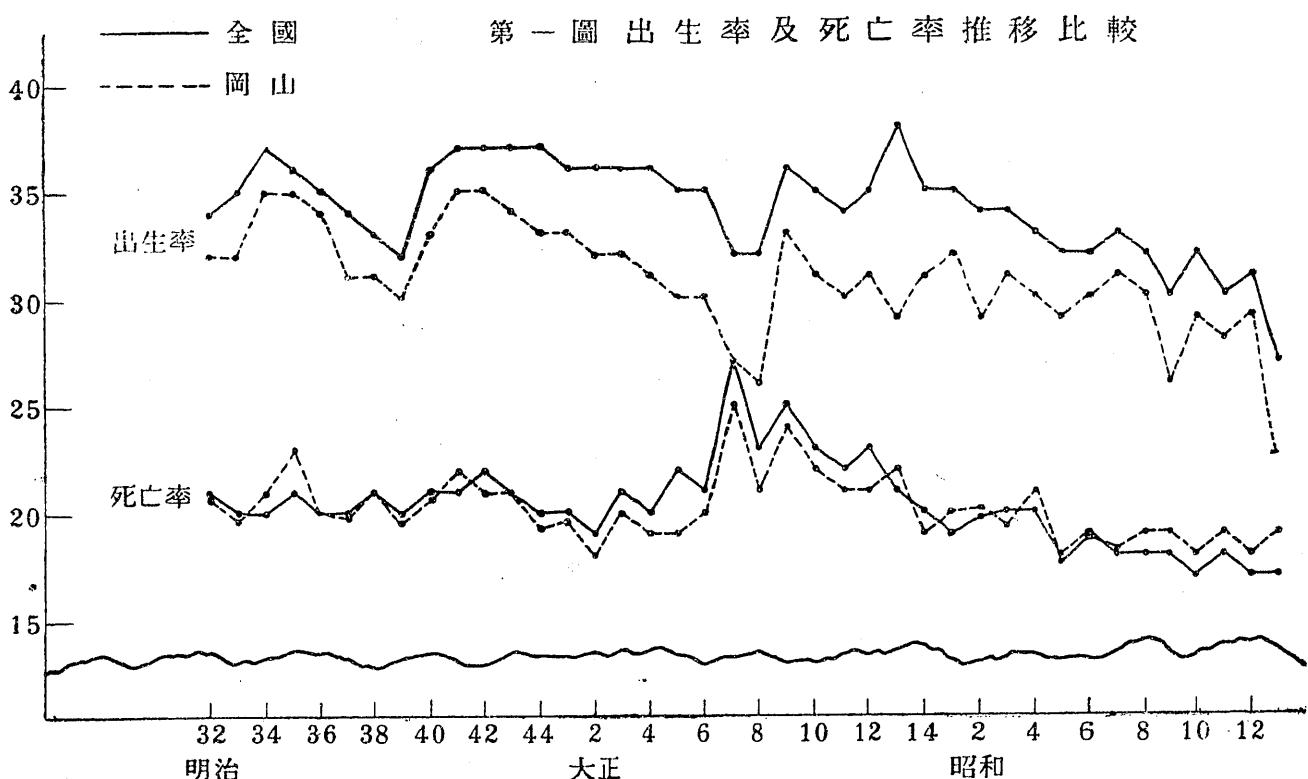
斯くの如く一國の内に於ても地方により出生率が甚しく相違してゐるのであるが、斯かる地域的の特徴が如何なる原因により發生し、且永く保持されてゐるかと云ふ問題の解決は甚だ困難である。本邦に於ても大都市を含む諸府縣の低出生率は其の大都市的性格(之が眞相も未だ明かにされてゐないが)に基因するものとして一應問題の對象から除外しても、其他の低出生率地域たる近畿、中國等に於ける諸縣が何故に斯くの如き著明なる低出生率を有してゐるかに就いては今後各方面からの検討を必要とする。

本研究所に於ては本問題に對する一つの資料を提供せんが爲に、岡山縣に於て其の低出生率の原因に關する調査を計畫したのであるが、其の一部を施行する爲に余は命を受けて本年九月同縣に出張し、主として民族生物學的見地より調査を行つた。調査施行に際しては同縣學務部社會課及び同縣社會事業協會の職員諸氏の一方ならぬ御援助を得、且つ色々と御教示に與つた。茲に厚く謝意を表する次第である。

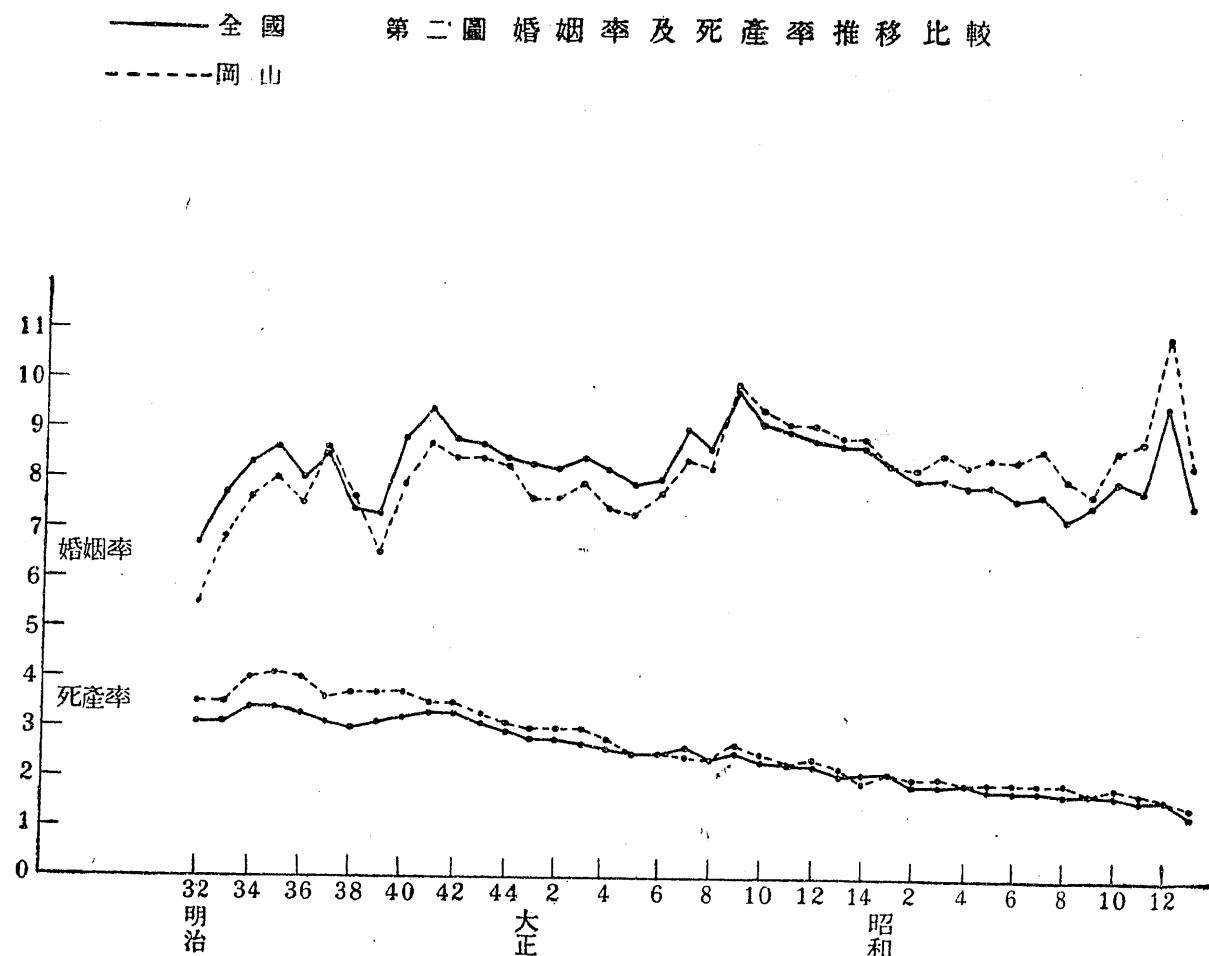
さて、前述の如く本縣の出生率は昭和十年標準化出生率に就いて見るに甚だ低率であつて、同年全國三三・七〇に對し僅かに二九・六一である。然も此の傾向は決して最近始つたものではなく、茲に引用し得る明治三十二年以降の粗出生率の推移(第一圖)を見ても同縣は常に全國平均の下位にあることを知るのである。尙、同圖に於て死亡率の推移を見るに明治三十二年より四十三年頃迄は大體全國と大差を認められず、以後大正十二年迄は全國より下位に在り、大正十三年以後は全國平均の線を一上一下してゐる。即ち、死亡率に就いては全國平均との間に著しい差異を認め得ない。

婚姻率(第二圖)は大正八年迄は大體に於て全國の下位に在るが、以後は全國を凌駕してゐる。従つて同縣の低出生率は大正八年以前に就いては其の婚姻率の低い事を以て一部を説明出來ようが、大正九年以後は婚姻率が高いにも拘らず出生率低く、兩者の間に矛盾を來してゐる。次に死産率(第二圖)は大正四年迄は全國平均よりも高いが、以後は殆ど差異が無い。明治時代に於ける同縣の高死産率は何に依つて説明し得るであらうか。後述する如く同縣は曾て墮胎・間引の盛に行はれた地方であるが、此の高死産率の一部を斯かる惡習の遺残と考へるのは無理であらうか。

翻つて、同縣の低出生率を更に分析し、本縣が縣下全地域に亘り一様に同程度の出生率を有する市町村を以て構成せられてゐるか、或は縣下に於



第二圖 婚姻率及死産率推移比較



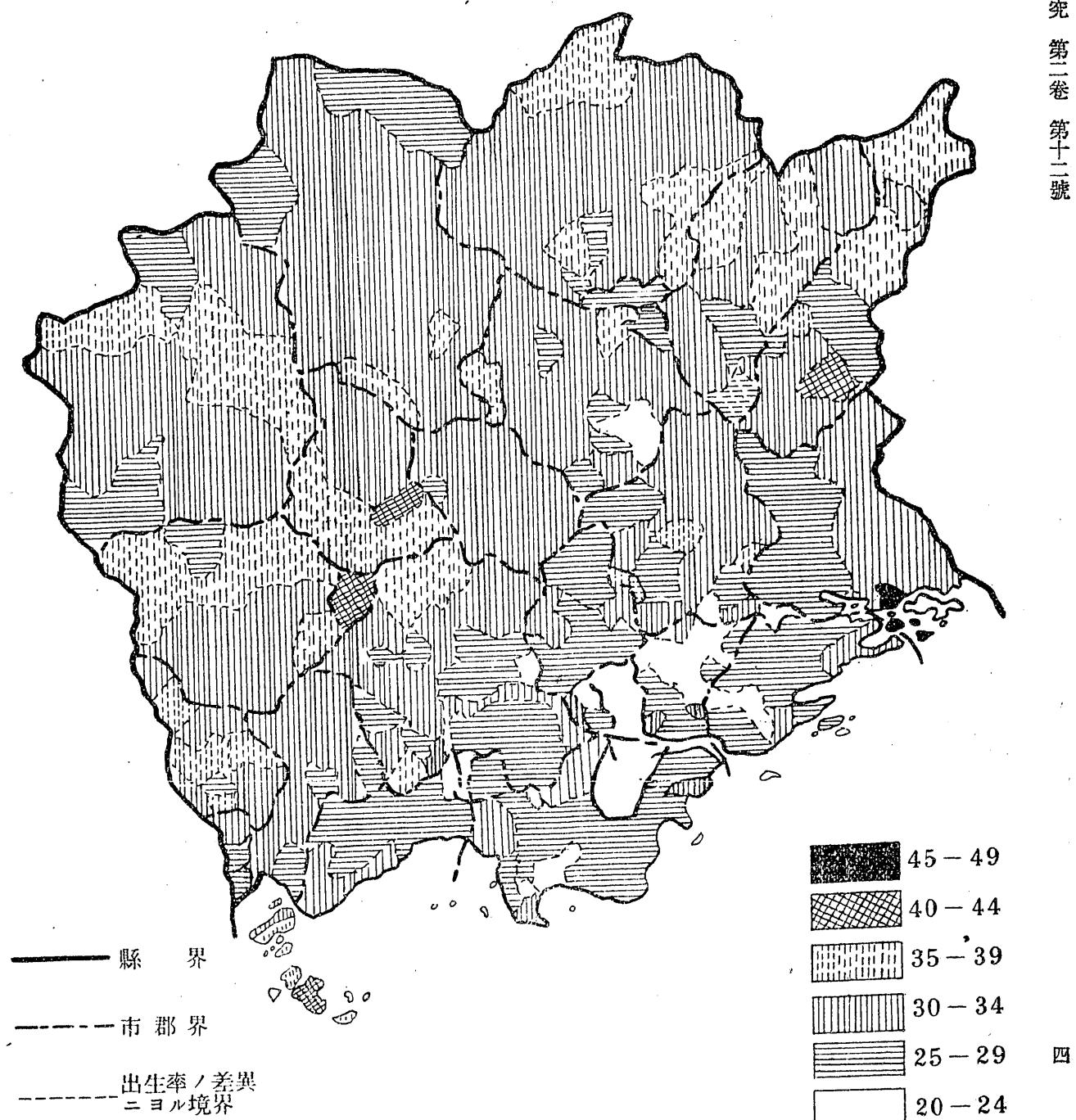
ても特に低率なる地域乃至は高率なる地域等が存在するかを確むる爲に、大正十四年、昭和五年、昭和十年⁽³⁾三ヶ年の市町村別人口動態統計に據り右三ヶ年平均の市町村別出生率を計算した。第三圖は之を圖示したものである。右三ヶ年平均の縣出生率は二九・五であるが、之に對し岡山市が二二・五と云ふ低率なるは別として、同市の東隣に位する上道郡、邑久郡の町村が甚だしく低率であつて、殊に上道郡に於ては二三二ヶ町村の内二五・〇以下の出生率を示すもの十ヶ町村の多きを算へるのは甚だ注目に値する。又、縣南部は一般に低率で北部即ち山間部は概して高率であるが、之も一様に然く斷言する事は誤謬であつて、海岸地方に於ても和氣郡H町の如く縣下の一の高出生率(四六・三)を示す處もあり、北部に於ても低出生率町村を見出す事が出来る。斯くの如く一縣内に於ても小地域毎に其の出生率が相當顯著なる差異を示し、而も夫々一ブロックを形成してゐる事實は甚だ興味深いことである。本縣のみならず他の府縣に於ても恐らく同様の事實を認め得る處が存在するであらうが、斯かるブロック形成のよつて來る眞因を究める事により人口政策を實地に施行するに際して必要なる重要な資料を得る事が出來よう。

二、調査方法

縣下全般に亘り廣範囲の調査を行ふ事が出來れば理想的であるが、調査員數と時日との關係から調査の範囲を同縣下に於て出生率に就き特色ある町村に止めた。即ち、最低の出生率を示せる上道郡A村及び邑久郡B村竝に最高の出生率を有する和氣郡H町を選出し、之等の町村に於て諸般の資料を蒐集すると同時に、四十五歳未満の既婚婦人を集め、井出氏反應(簡易黴毒血清反應)検査及び次に擧ぐる事項に關する問診を行ひ比較研究したのである。

第三圖 岡山縣出生率高低別地域圖

(大正14年、昭和5年、昭和10年、3ヶ年平均)



問診事項

(一) 夫婦に關する調査事項

イ、生年月

ロ、結婚年月

ハ、教育程度

ニ、職業

ホ、職業歴

ヘ、収入

ト、血族結婚なりや否や及其の内訳

チ、健康状態

リ、既往歴

ヌ、初經年齢

ル、月經型

ヲ、白帶下

ワ、現在妊娠に關する事項

(二) 分娩及産兒に關する事項

イ、分娩順位及性

ロ、妊娠月數

ハ、生死流產別

ニ、妊娠障碍

ホ、分娩経過

ヘ、産褥経過

ト、死亡年月及死因

三、調査地域の概況

A村は上道郡の北部、岡山市の東に在り、土地は一部の丘陵を除き概ね平坦且地味肥沃であつて、村民は大部分農業を營んでゐる。昭和十五年末の現住人口男九二四、女九六五、合計一、八八九、現住戸數四一四である。

農家の一戸當り耕地面積田七反六畝、畑一反六畝で關西としては中流に属する。此の他本村では明治三十一年頃から山地を開墾して果樹を栽培し非常な成功を収めたのであるが、之に依つて擧げ得る利潤が田畠の耕作に優る爲に、近來は田地をも果樹栽培に振り向けた家があり、其の跡を村内に見受ける事が出来る。一戸當り年平均總收入は一、六二〇圓である。⁽⁴⁾ 昭和十三年度農林省編纂農家經濟調査報告に據ると農家の平均總收入は第一種一、八一九・八圓、第二種一、三九二・五四圓であるが、我國の平均としては第二種の方が近い値であると言はれてゐるから、本村民の平均收入は之に比して相當優つて居ると考へられる。最近は特に果樹栽培に依る增收により事實上は右掲の數字よりも多いとの事である。

B村は上道郡の南方にある邑久郡の略、中央に位し南境に二山が聳えてゐるが、他は大部分平地で而も肥沃な土地であるから、村民は大部分農を以て生業としてゐる。昭和十五年末現住人口男八四三、女八五八、合計一、七〇一、現住戸數三七九である。一戸當り耕地面積は田八反三畝、畑八畝で、先づ中流農村であるが、一戸當り年收は一、八一八圓であるから一般農村に比し相當上級の方である。

H町は和氣郡の東南隅に位し、南は瀬戸内海に面し、北及西は山岳連り、町の大部分は丘陵に圍繞された狭隘なる小盆地に躊躇してゐる。同町は此の他K島を始めとする六箇の島を包括してゐるが、内三島は田園良く開け、他の三島は無人島である。本町の港は往昔より漁港として開け、今日では

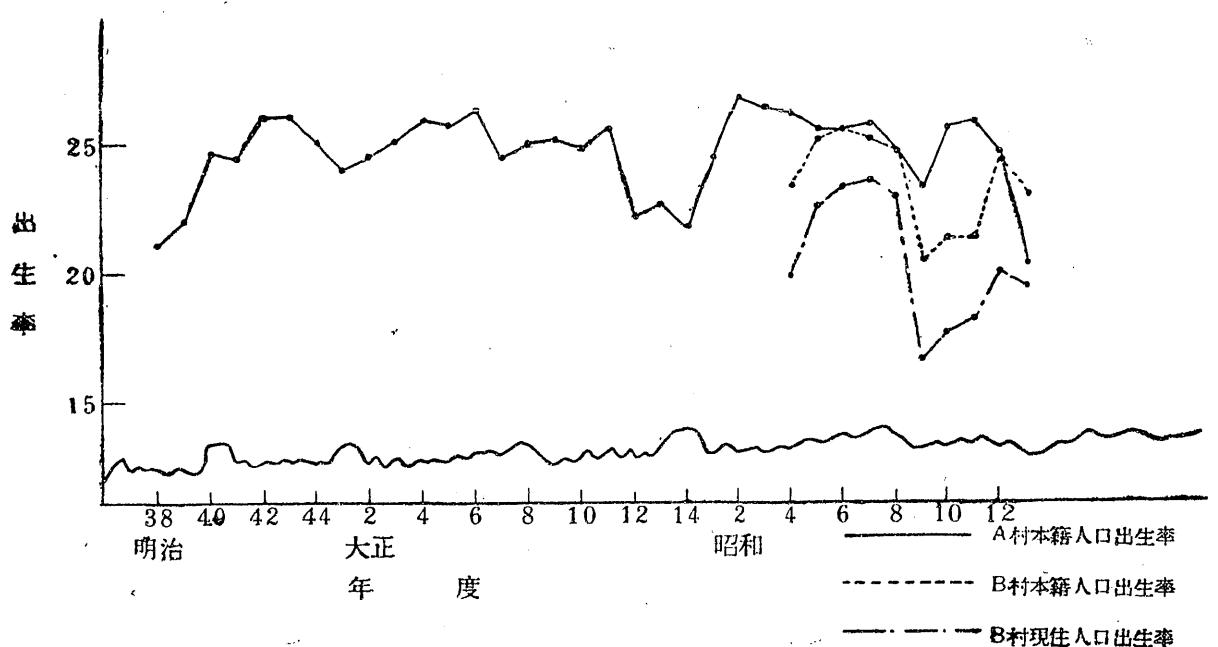
縣下第一の隆盛を誇つてゐる。昭和十五年末現住人口男三、一三三五、女三、七六三、合計六、五一八(此の統計は國勢調査の統計との間に甚だしい隔りがある。本町の統計資料の不備によるものと思はれる)。現住戸數一、四〇二である。漁業は遠洋漁業を主とし、盛に他地方に發展し、朝鮮慶尙南道方魚津には本町の分町と稱しても良い程多數の移住者あり、其他釜山を初め朝鮮全般に亘つて出漁してゐる。内地でも山口、福岡、三重、長崎の諸縣に出漁し、最近は海南島に迄出掛けると云ふ様に本町民は昔から非常な發展性を有してゐる。近來町内に二、三の耐火煉瓦工場が設けられたので、町民の三分の一は之等の工場の通勤者の家族を以て占められるに至つた。而して漁業は他の三分の一を占め、商業も約三分の一で、残部は農業其他である。工業、漁業が大部分を占めてゐるので正當な一戸当たり平均收入を算出する事が出來ないが、一般に概して裕福で貧困者は殆ど見受けられないとの事である。

市町村別人口動態統計により右二村一町の人口及出生率を見るに第一表の如く、三ヶ年平均出生率では A 村二二・九、B 村二二・六、H 町四六・三

第一表 調査地域の人口及出生率

	人 口			出 生 率			
	大正十 四年	昭和五 年	昭和十 年	大正十 四年	昭和五 年	昭和十 年	三ヶ年 平均
A 村(低率)	一、九五	一、九三	一、八八	一、四六	三、一五	一、九四	三、九
B 村(低率)	一、七〇	一、七三	一、六九	二、七九	一、〇七五	一、九四	三、六
H 町(高率)	五、〇五	五、三五	五、三〇八	四、四四	四、一九	四、八九	四、三

で前二者は H 町の二分の一以下の甚だしい低出生率を示してゐる。以上の数字は統計局の資料に據つたものであるが、町村當局に於て其の地の正確な人口動態を知る事は甚だ困難であつて、殊に現住人口に就いては殆ど不

第四圖 A 村及 B 村出生率推移
(三ヶ年移動平均)

可能と言つてもよい。今回もA村に於ては明治三十八年以降の本籍人口の出生率のみを、B村に於ては昭和四年以後の本籍人口出生率及び推定現住人口出生率のみを知る事が出来た。出生率は一ヶ村の如き小地域に於ては年々相當大きな變動を來すものであるから、此の凸凹を少くし大體の傾向を示す爲に以上の出生率より三ヶ年移動平均を求め之を圖示したものが第四圖である。H町に就いては正確な資料を得る事が出來なかつた。本圖によつて明かな様に、本籍人口によるものではあるがA村は茲に知り得る迄遡つても其の低出生率は昔から存續してゐた傾向である事が判る。B村も判明せる範圍内に於て同様に低率である。

四、既婚婦人に就いて行ひたる調査の結果

本調査は原則として四十五歳未満の既婚婦人に就いて行つた。但しA村に於て二名、B村に於て一名、H町に於て二名合計五名の四十五歳以上の婦人が調査を受けたので、以後に示す調査成績には之等も加へて計算を行つた。受検者の年齢階級は第二表に示す通りである。

第三表 初婚年齢度數分布

町 村別 年 齢 區 分	年 齢 區 分												計
	一 四	二 五	三 六	四 七	五 八	六 九	七 十	八 十一	九 十二	十 十三	十一 十四	十二 十五	
A 村	一 (四・九)	二 (五・〇)	三 (五・〇)	四 (五・〇)	五 (五・〇)	六 (五・〇)	七 (五・〇)	八 (五・〇)	九 (五・〇)	十 (五・〇)	十一 (五・〇)	十二 (五・〇)	一 合
B 村	一 (二・九)	二 (二・九)	三 (二・九)	四 (二・九)	五 (二・九)	六 (二・九)	七 (二・九)	八 (二・九)	九 (二・九)	十 (二・九)	十一 (二・九)	十二 (二・九)	一 合
H 町	一 (〇・五)	二 (二・一)	三 (二・一)	四 (二・一)	五 (二・一)	六 (二・一)	七 (二・一)	八 (二・一)	九 (二・一)	十 (二・一)	十一 (二・一)	十二 (二・一)	一 合

低出生率の直接的な原因の一つとして婚姻現象に於ける異常がある。そして其の主要なるものに初婚年齢の遲延即ち晩婚と婚姻の減少即ち低婚姻率の二者がある。既に緒論に於て述べた様に、本縣の婚姻率は大正九年以後に就いては寧ろ全國平均に優つてゐるのである。本調査の町村では婚姻率は知る事が出來なかつたが、婦人の初婚年齢(同棲開始時)を調査した。第三表に見る様にA村では最多數を占むるのは一九歳で(二三・四%)、一七歳、二〇歳、一八歳が之に次ぎ、平均は一九・二〇歳である。B村では一八歳最も多く(一五・一%)、一九歳、一七歳が之に次ぎ、平均は一九・

五歳となる。H町に於ては一九歳最も多く二三・六%を占め、一八歳、二〇歳が之に次ぎ平均は一〇・二五歳である。(以上の計算に於て、再婚者率二ヶ村の方が却つて高出生率H町よりも平均一年以上早く結婚してゐる。(第五圖参照)但しH町では、曾て全國各地の農村及漁村に於て行はれ

第一表 年齢階級別受検者數

村別 年 齢 區 分	年 齢 區 分												計	
	二 一 未	二 二 一	二 三 五	三 一 〇	三 一 一	三 一 六	三 一 一	三 一 一	三 一 一	三 一 一	三 一 一	四 一 〇	四 一 一	
A 村	七	四 四	五 九	五 一	三 六	二 五	二 二	一 八	一 一	一 五	一 七	四 一	四 一	上
B 村	三	二 五	四 五	三 〇	三 五	一 八	一 一	一 五	一 七	一 九	一 一	二 二	二 二	四
H 町	二	三 〇	五 二	七 三	五 八	三 一	二 二	二 四	二 四	二 四	二 四	二 四	二 四	八

た風習であり、今日に於ても尚處々に其の名残りを見る事が出来る様に、結婚前の男女の交際が比較的自由であつて、未婚の女子の家に男子が通ひ妊娠するに及んで始めて家庭を營むとする形式が永く間行はれてゐた。其

の爲今回調査に當つても明確に同棲の初を答へ得た者が甚だ多く、前述の計算は確實と考へられるもののみに就いて行つたのであるが、恐らくは事實は前述の年齢よりも尚幾分早い事と思はれる。従つてA、B二ヶ村とH町との間の平均初婚年齢の差はもつと少いものと考へて良いであらう。

⁽⁵⁾ 明治十一年四以降の全國の妻の平均初婚年齢を見るに(1)、八七歳より漸次年齢が高まり、昭和十三年の二二四・四一歳に至つてゐるのであるが、事實上の婚姻時をより一ヶ年早くものとしても之等の町村の婦人の初婚年齢は之に比較して寧ろ早婚の方に屬する。従つてA、B二ヶ村の低出生率は初婚年齢の遅延によるものではないと言ひ得るであらう。

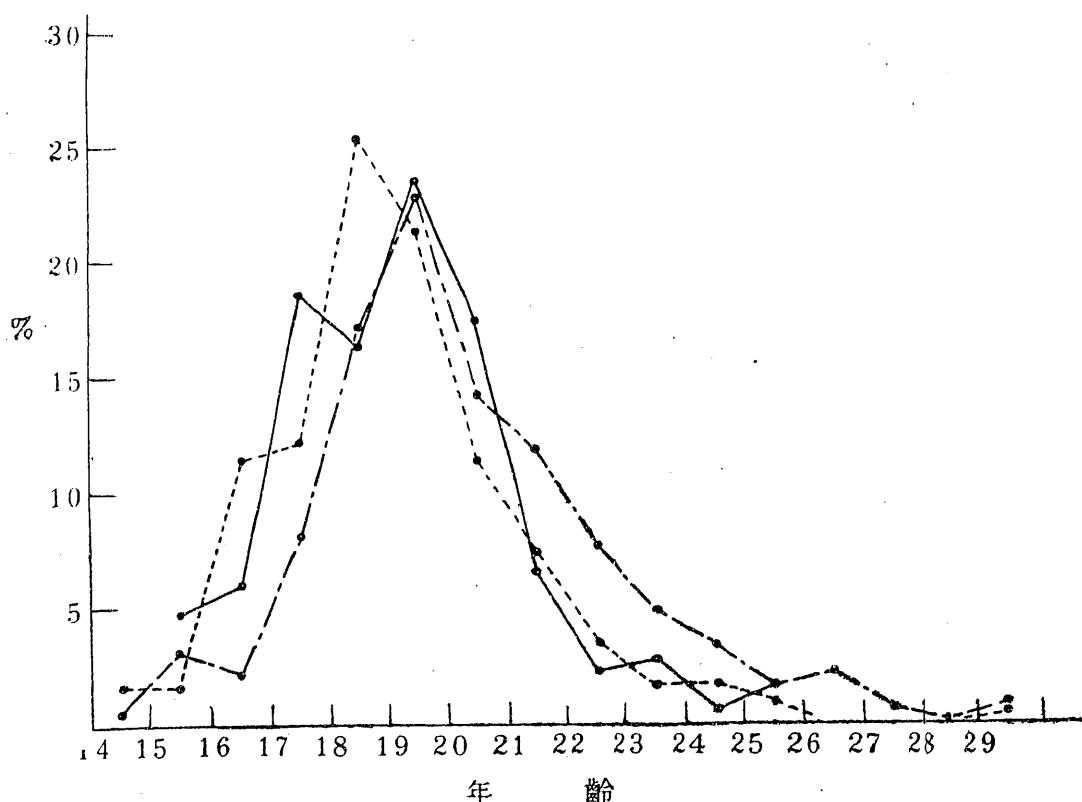
(1) 同棲期間別出産力比較

之等の町村の婦人の出産力を比較する爲に同棲期間別に夫々の平均出産児数を計算したものが第四表である。但し、A村は

第四表 同棲期間別出産力比較

町 村 別	A 村	B 村	H 町
同棲期間			
0—5年	0.82 ± 0.14 $n = 34$	0.60 ± 0.15 $n = 20$	1.13 ± 0.13 $n = 32$
5—10年	1.64 ± 0.14 $n = 53$	1.62 ± 0.22 $n = 28$	2.67 ± 0.15 $n = 42$
10—15年	2.43 ± 0.22 $n = 37$	2.76 ± 0.24 $n = 29$	4.57 ± 0.26 $n = 46$
15—20年	3.81 ± 0.25 $n = 36$	3.16 ± 0.36 $n = 25$	5.72 ± 0.26 $n = 61$
20—25年	3.87 ± 0.29 $n = 27$	3.54 ± 0.39 $n = 24$	6.47 ± 0.38 $n = 38$
25—30年	4.71 ± 0.60 $n = 7$	5.00 $n = 2$	7.00 ± 0.89 $n = 7$

n は該當婦人數ヲ示ス



第五圖 初婚年齢分布比較(百分率)

— A 村 $M \pm m = 19.20 \pm 0.15 \quad \sigma = 1.98$

- - - B 村 $M \pm m = 19.15 \pm 0.18 \quad \sigma = 2.19$

— H 町 $M \pm m = 20.25 \pm 0.18 \quad \sigma = 2.48$

再婚者二七名、年齢不確實者二名を除く一九四名に就いて、B村は再婚者二八名、年齢不確實の者一名を除く一二八名に就いて、H町は再婚者一八名、年齢不確實者四名を除く二三六名に就いて計算を行つた。又死流産は確實と言へないが、他の年齢區別では大體の傾向を見るには充分な數であると思ふ。此の内の同棲二〇年以上二五年未満に就いて平均出生兒數を見

るに A村は三・八七、B村は三・五四、H町は六・四七で前二者が H町に比し如何に過少の出產力を有するかを知るのである。第六圖は之を圖示したものであるが良く其の傾向を顯してゐる。

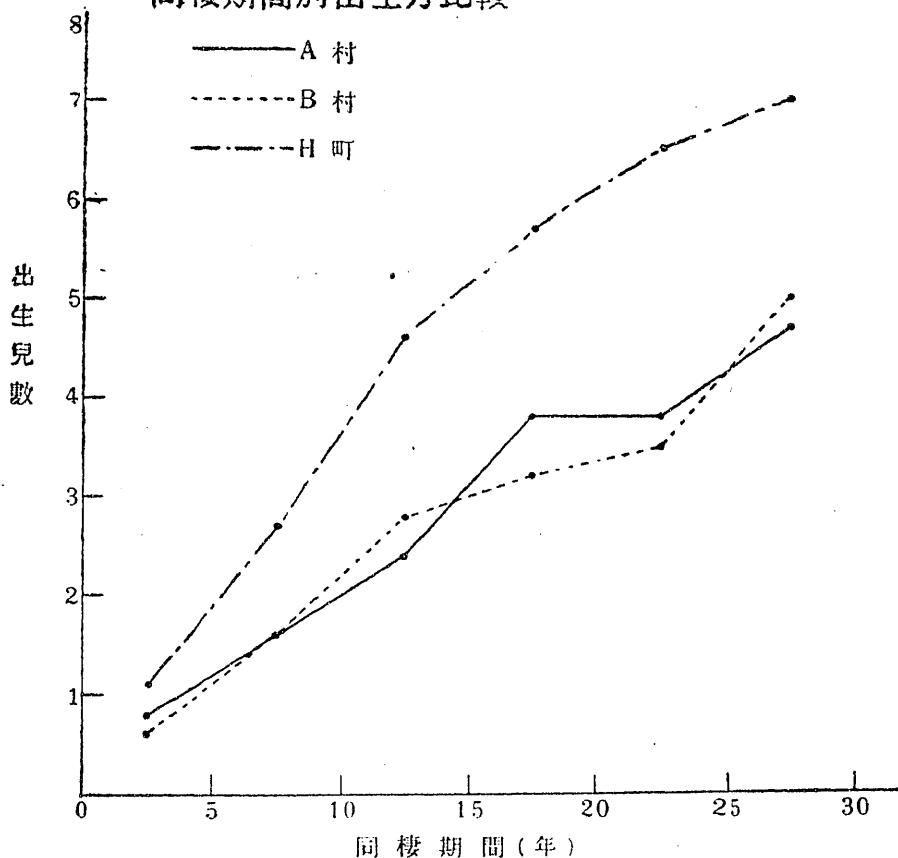
本研究所出產力調査の内の夫の職業別による婚姻持続期間別平均出生兒數を見るに、農業者に於ては婚姻持続期間二一一三〇年では五・四であり、漁業者では四・六である。A、B兩村は何れも之等に比し遙かに低い出產力を示し、H町は之よりも相當優つてゐる。即ち、出生率によつて略、推察し得た處の A、B兩村婦人の低劣なる出產力及び H町婦人の高出產力は以上の分析によつて確實に證明されたのである。

次に不妊率に就いて若干の考察を加へよう。A村では同棲期間満三年以上に就いて見ると總數一三七の内不妊者八(五・八四%)である。B村では同棲三年以上の婦人一四七の内不妊者一一(七・四八%)、同棲八年以上に就いて見ると一〇四中不妊者五(四・八一%)である。H町は之に對し非常に少く、同棲三年以上三二七中不妊者二(〇・八八%)、同棲八年以上一八七中不妊者二(一・〇一%)である。

之を文獻に比較するに、矢ヶ崎氏の富山縣農民の無兒配偶率(不妊率)とは必ずしも一致しない。不妊率には一度でも死流産を経験したものは含まれてゐないが、無兒配偶率には死流産はあつても生兒を持たぬ者が含まれる。)では同棲五年以上に就いて見ると一・六四%乃至四・〇五%であり、⁽⁸⁾村上氏の三重縣農村に於ける無兒配偶率は同棲五年以上に於て六・二五%乃至一〇・八四%である。又、向井氏の石川縣教員無兒配偶率は同期間に於て二・六三%乃至六・六七%⁽¹⁰⁾同氏の、金澤市民無兒配偶率は同じく二・五五%乃至一七・〇〇%、古屋氏の女子大卒業生無兒配偶率は八・〇五%

第六圖

同棲期間別出生力比較



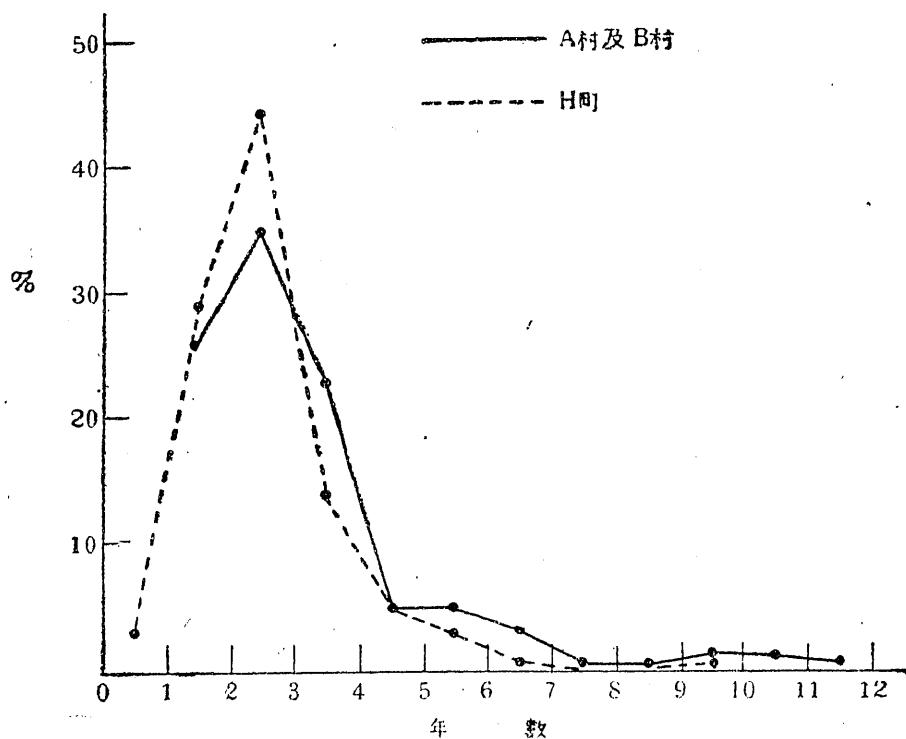
乃至九・七六%である。A、B兩村の婦人の不妊率は多産なる富山縣農民の無兒配偶率より多いが、三重縣農民よりも少く、石川縣教員と同程度で、金澤市民、女子大卒業生よりも少い。A、B兩村も無兒配偶率を計算すればもう少し高率となるであらうが、大體の傾向は以上を以て推察する事が出来る。即ち兩村の不妊率は特に高率なりとは言へないのである。之は甚だ重要な事実であつて、若し兩村の低出生率が兩村婦人の生殖力が

本質的に劣弱なるが爲に基因するものならば、不妊率も當然高率なるべき筈である。然るに不妊率に特別の事無く、而も全般的出産力が低いのであるから、其處に考へ得るものは續發不妊症と人爲的制限との二者となるのである。

(三) 出 產 間 隔
A、B兩村の婦人とH町の婦人との出産力の差異を更に分析して観察

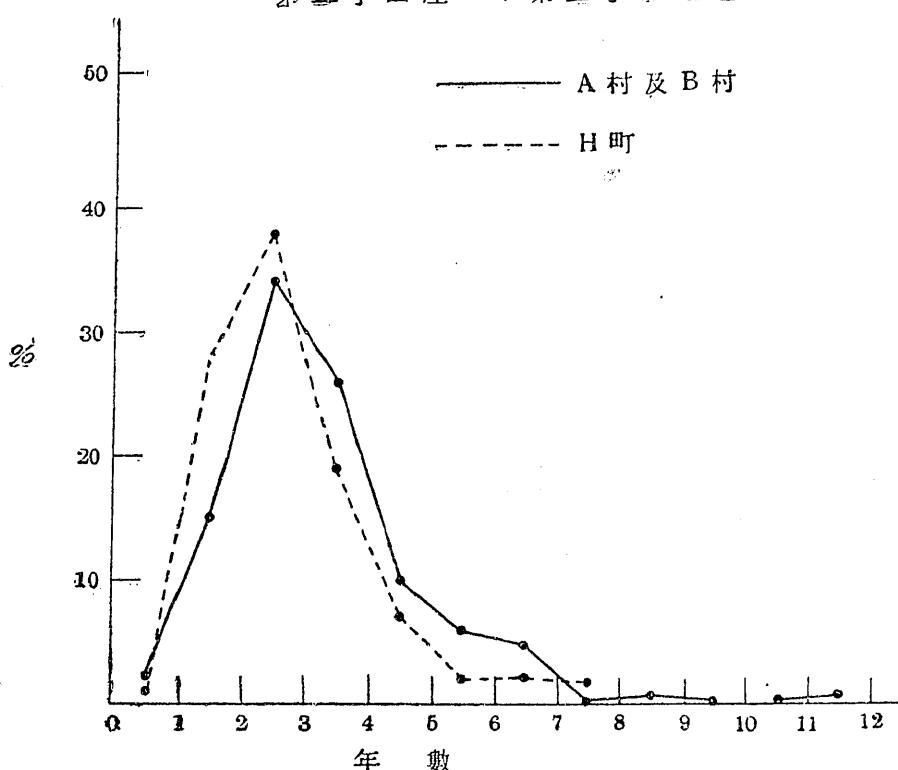
第七圖 出産間隔年數分布比較(百分率)

第一子出産ヨリ第二子出産迄



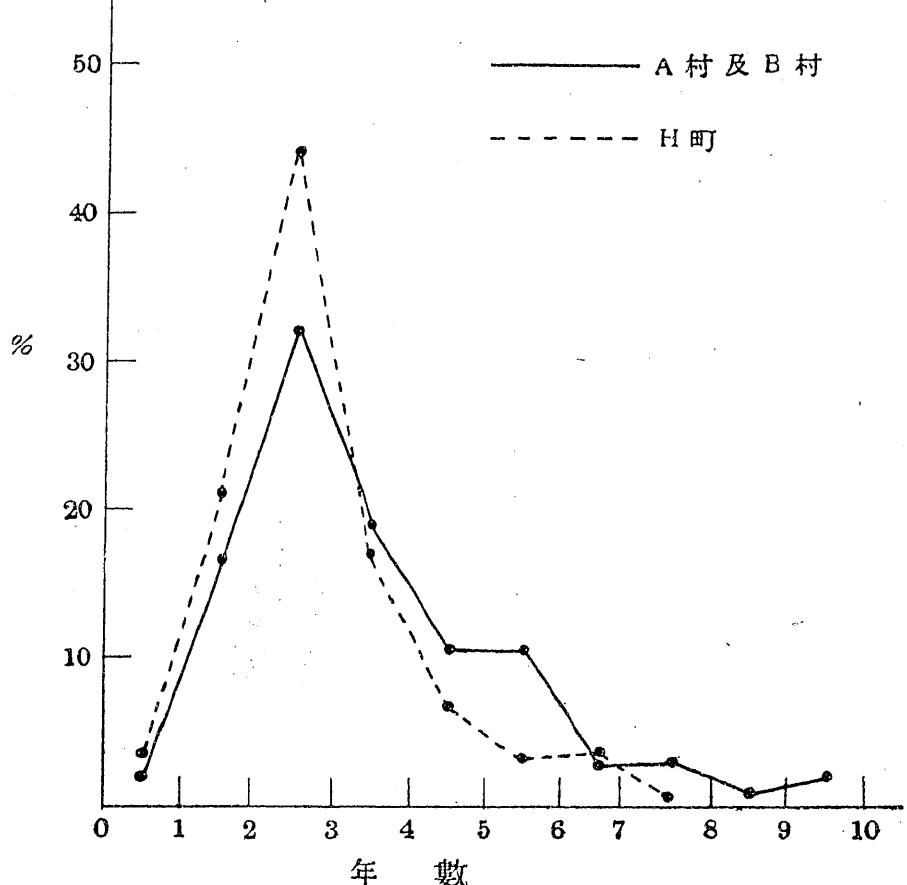
第八圖 出産間隔年數分布比較(百分率)

第二子出産ヨリ第三子出産迄



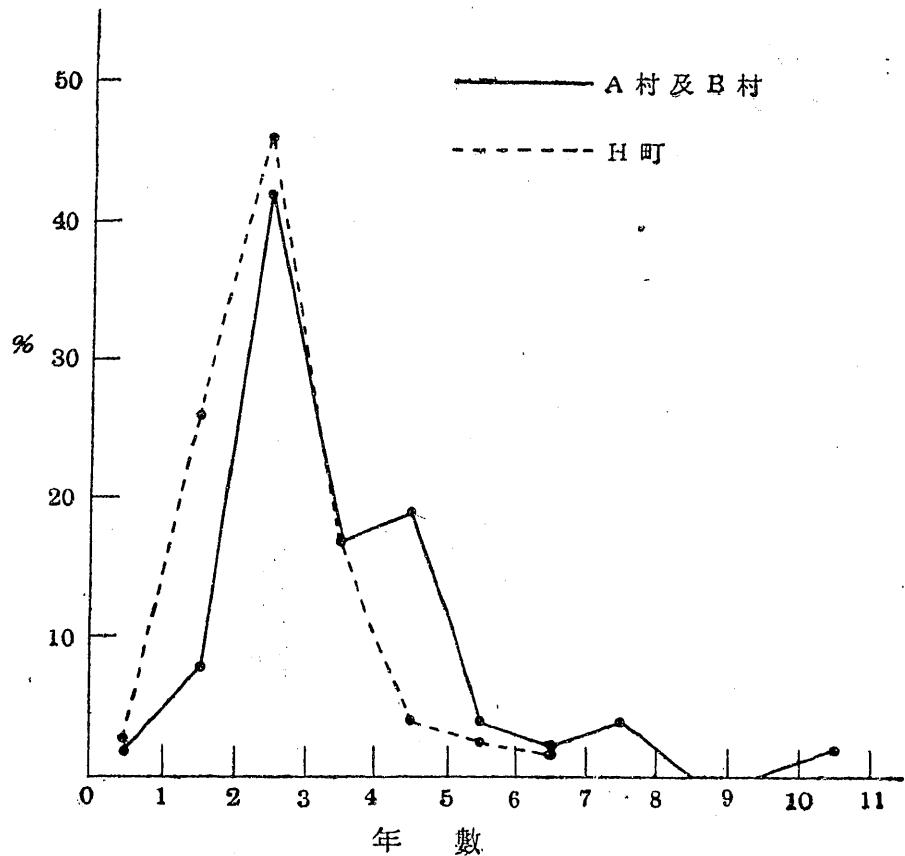
第九圖 出產間隔年數分布比較（百分率）

第三子出產ヨリ第四子出產迄



する爲に兩者の出產間隔を計算した。此の際死流產の前後の出產間隔は計算から除いた。斯くて算出したものから出產間隔年數別百分率を求め、之を圖示したものが第七圖乃至第十圖である。A村及B村は夫々の數が少いので之を合計したものに就いて計算した。又、第五子以後の出產は數が非常に少いので觀察を行はなかつた。計算に用ひた實數を記録すると第一子乃至第二子はA、B村二五七、H町二〇九、第二子乃至第三子はA、B

出生率の地域的差異に關する一考察

第十圖 出產間隔年數分布比較（百分率）
第四子出產ヨリ第五子出產迄

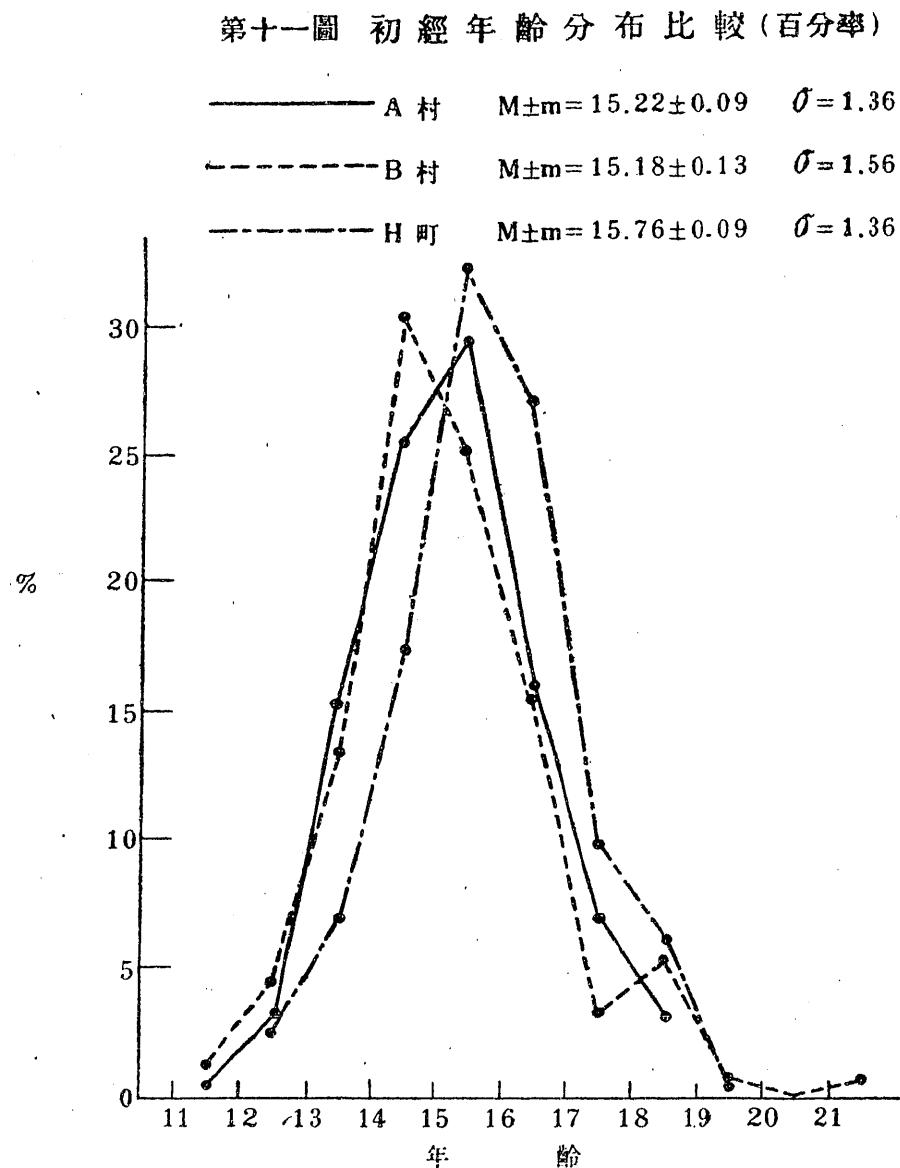
村一七五、H町一八〇、第三子乃至第四子はA、B村一〇三、H町一四八、第四子乃至第五子はA、B村五二H町一一九である。第七乃至第十圖の何れに於てもA、B兩村の出產間隔はH町よりも僅かづつではあるが長い事を見出しえる。例數が少い爲に統計學的に有意義の差を發見する事は困難であるが、何れの出產間隔に於ても同様の傾向が見られる事は其の確實性を支持するものである。A、B兩村婦人に於ける此の出產間隔の延長

は何に基くものであらうか。H町婦人よりも妊娠力に於て劣る爲か、或は

人爲的に故意に延長せしめてゐるかの何れかであるが後者の方が正當なる解釋の様に考へられる。何れにしても、A、B兩村婦人の低い出産力には單に出産兒數に於て劣る事のみならず、出産したる者に就いて見ても出産速度が劣つてゐる事も幾分關與してゐるのである。

(四) 初 經 年 齡

月經の來潮は婦人が性的に成熟せる事を表示する一徵候である。従つて



第五表 初經年齢分布

年齢別	年齢別												明不
	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	計	
A村	百分率	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	一
	百分數	○・四	三・一	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	一	一	一	一	一
B村	百分率	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	一
	百分數	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	一
H町	百分率	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	一
	百分數	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	一

婦人の一集團の出産力を民族生物學的見地から觀察する場合、先づ初經に於て異常無きや否やを檢する必要がある。

A村の婦人では最も若年で來潮した者は十一歳、最も遅れた者は十八歳であるが、十五歳で初經を見た者最多數を占め(二十九・六%)、十四歳之に次ぎ、平均初經年齢は一五・二二歳である。B村では十四歳最も多く(三〇・三%)、十五歳之に次ぎ、平均一五・一八歳である。H町の婦人では十五歳最多數を占め(三二・一%)、十六歳之に次ぎ(二七・一%)、平均一五・七六歳である。(第五表及第十一圖參照)即ち、低出生率村

ある。元來月經の來潮は栄養、人種、職業、氣候及其他の社會環境により著しき影

響を蒙るもので、本邦に於ける多數の文獻に據るも農家の婦人は他の職業階級の婦人に比し比較的初潮が遅れてゐるのが普通である。辻氏が全國の女學生一〇六、〇〇〇名に就いて調査せる結果によれば其の平均初潮は一四・三歳で今回の調査は何れもより遅い。此の他本問題に關する文獻

(13) は枚舉に遑ないが、岡山縣及其の附近に關するもののみに就いて觀るに、
新谷氏は岡山縣の紡績女工二、五〇〇に就き一五・三歳、桐原氏は同縣の各種職業婦人二、四一一に就き一五・一歳、(14) 松林氏は廣島の女生徒七七〇に就き一四・〇歳と報告してゐる。前二者はA・B兩村婦人と非常に良く一致してゐる。要するに之等の婦人は初經年齢の點に於ては特に早熟でもなく又晚熟でもない。そして溫暖な瀬戸内海沿岸の漁師町であり、而も高出生率を有するH町の婦人の初潮が却つて遅いと云ふ事は甚だ興味深いものがある。

(五) 月經に關する二、三の事項

月經が順調に來潮するや否や、或は隨伴症候有りや無きや等も生殖機能

第六表 月經週期

町村別		週期	二五日	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	四〇	不明	計
A	村	(二・八)%	五	一	一	三七	五	八七	一	十四	二	二	五	一	三	七	二	一八一
B	村	(0・九)%	一	一	一	一	三三	一	四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一二一
H	町	(一・〇)%	四	一	一	(0・九)	(二・八)	(0・九)	(四・一)	(三・六)	(九・〇)	(一・八)	一	(五・四)	一	一	(四・五)	一
計		(一・〇)%	一〇	一	二	一〇三	七	一五二	八	六三	七	三	一	八	一	一	一〇三	四九五

を判定する一助となる。今回の調査に於ては (イ) 月經の順、不順及び順調なるものに就いて其の週期 (ロ) 隨伴症候の有無、及び有るものに就いて其の内訳 (ハ) 月經持続日數、(ニ) 經血量等の事項に就き問診を行つた。

(イ) 月經の順、不順及週期
A村では二二四名中順調なる者一八一(八〇・八%)、不順の者四三(一九・二%)、B村では一五四名中順調一一(七二・一%)、不順四三(一七・九%)、不明三、H町では二四三名中順調二〇三(八三・五%)、不順四〇(一六・五%)、不明五(内月經を見る暇無き迄に常に妊娠を繰返す者二名あり)である。A村はH町と殆ど等しいが、B村は不順の者が一〇%許り多い。

次に順調なる者に就き其の週期を比較すると(第六表)何れに於ても三〇日型最も多數を占め、二八日型、三二日型が之に次いでゐる。(本表に於て二九日、三一日等の週期のものが其の前後に比して少いのは一般に月經

週期を二八日型、三〇日型等に分ける習慣がある爲である。)

(口) 月經隨伴症候(第七表參照)

月經に際し何等かの隨伴症候を有する者の割合は A 村三一・六%、B 村二五・五%、H 町一七・四%で其の間に大差を認め難い。隨伴症候の内譯に就いて見るも特別の事實は無い。

(八) 月經持續日數及經血量(第八表及第九表參照)

月經持続日數は何れに於ても三日間繼續するものが最多數を占め、四日、五日が之に次いでゐる。但し之は年齢により相當變化するもので年と共に持続日數が減少するのが普通であるから、年齢別の觀察を必要とする

第七表 月經隨伴症候

者	候無キ	隨伴症
者	候有ル	隨伴症
	不	明
輕	下腹痛、腰痛等	隨伴症候ノ内譯
度	激痛就寢至ルモ	
ノ	吐頭重痛、氣分悪感シキモ	
	氣喘急感シモ	
	乳ノハ	
	感ル	

第八表 月經持續日數

町村別	日持	數續	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	不 定	不 明	計
村	村	村	(一・八)	(一・六)	五九	五一・五	五三・五	一〇	二六	一	一	一	一	三三四
二	二	二	(一・三)	(七・一)	(一・八・三)	(一・三・四)	(一・三・九)	(四・五)	(一・一・〇)	(〇・四)	—	(〇・四)	(〇・四)	一五七
一	一	一	(一・一)	(七・六)	四八・五	三三・五	一五・五	九・五	一〇	一	一	一	一	二
五	五	五	(一・一)	(三一・〇)	八三	四七	三八	一〇	五三・五	〇・五	三	二	五	二四八
七	七	七	(〇・四)	(三一・〇)	(三三・五)	(一九・〇)	(一五・三)	(四・〇)	(二一・六)	(〇・一)	(一・一)	(〇・八)	(一・〇)	一〇一
（一・一）	（五・三）	（三一・〇）	（一・一）	（一九・〇・五）	（三三・五）	（一・一・七）	（一九・五）	（九・九・五）	（一・五・五）	三	三	七	六二八	六二八
計									(〇・四)	(〇・五)	(〇・五)	(一・一)		

第九表 経血量の多少

のであるが之は別の機會に譲ることとする。經血量は何れに於ても中等量が最も多數を占めてゐる。之も年齢の増加と共に減量するのが普通である

ので、機會を改めて観察する事とする。

兎に角、月經持続日數及經血量に就いてはA、B、Hの間に殆ど差異はない。

(六) 死流産頻度

死流産は妊娠及出産異常の結果であるから其の頻度を以て當該集團の生殖能力を判定する一指標とする事が出来る。

今、妊娠七ヶ月未満の死胎分娩を流産とし、七ヶ月以後の死胎分娩を死産として、其等の總出産數に對する頻度を計算するべく第十表の如くA村は總出產五八六に就き流產五・一一%、死產一・一一%、合計七・三四%、B村は總出產四〇一に就き流產四・一一%、死產一・一四%、合計五・四七%、

第十表 死流産頻度
(月齢7ヶ月未満ヲ流產トシ7ヶ月以上ヲ死產トス)

	A 村	B 村	H 町
出 産 總 數	586	402	1152
死 流 産	31(5.12%)	17(4.23%)	33(2.86%)
死 産	13(2.22%)	5(1.24%)	21(1.82%)
産 諦	44(7.34%)	22(5.47%)	54(4.68%)

H町は總出產一・一五一に就き流產一・八六%、死產一・八一%、合計四・六八%である。A村はB村及H町に比して流產、死產共に稍、高率であるが、此の原因としてA村では果樹栽培等により婦人の勞働が稍、過重なる事と、後述する如く性病の蔓延度が稍、高い事が幾分影響してゐると思はれる。⁽¹⁶⁾

岩崎氏は岡山縣下某四ヶ村に於て流產一・四%、死產三・五%、合計

五・九%と報告してゐるが、此の死産率は本調査の何れよりも高⁽¹⁷⁾い。向井・横川兩氏は同じく岡山縣下高月村に於て死流產合計九・九%と報告してゐるが、之も余の調査よりも著しく高率である。(高月村の出生率は大正十四、昭和五、昭和十年の三ヶ年平均三一・一であつてA村の一一・九、B村の一二・六よりも相當優つてゐる。)⁽¹⁸⁾

此の他、小川氏の纖維工場婦人に就いて流產一・六%、死產二・一%、岩崎・中川兩氏の女教員に就いて流產六・一%、死產一・四%、專賣局勞働婦人に就いて流產三・六%、死產一・二%等の報告があるが、女教員の流產率が稍、高く、纖維工場婦人の死産率が稍、高い他は本調査と大差がない。但し流產の調査は甚だ困難であつて、就中妊娠初期殊に一、二ヶ月頃の流產は本人自身氣付かざる場合多く、従つて保健衛生に敏感な知識階級の婦人に流產率が高いと云ふ結果を來す事も有り得る譯である。其他被調査者の無智、忘却、或は故意に答申せざる事等により實際よりも低い結果を出す事が屢々あるが、本調査の施行に際しては詳細に問診し極力斯かるとの無い様に勤めた。本調査に於て死産率が他の報告より寧ろ低く、流產率が稍、高いのは其の正確さを實證するものと思ふ。

以上の諸氏の報告の他本邦には死流產率に關する文獻としては尚⁽¹⁹⁾「三

を残すのみで、比較し得る資料に乏しきのは遺憾である。人口動態統計の死産數は届洩れが非常に多⁽²⁰⁾と考へられるから之により眞の比率を知る事は出來ない。之に反し獨逸では遺傳病子孫防止法第四施行令(一九三五年七月十八日附)により殆ど總ての失產(Fehlgeburt)に届出の義務を課した爲に一九三六年以降の獨逸の死流產統計は甚だ正確となつた。而して此の失產に死産並に健康理由に基く人工妊娠中絶を加へたものの總出產數に對する率は一九三六年一五・五%、一九三七年一五・三%、一九三八年一四・六

べと云ふ驚くべき高率である。然しながら獨逸と本邦とでは種々事情が異なるので直ちに比較の対象とする事は出来ない。

以上の資料を以てすればA、B、Hの各町村の婦人は何れも高い死流産頻度を有するとは考へられない。

(七) 白帯下を有する婦人の頻度

白帶下は婦人科學の一症候であつて、婦人性器に何等かの疾患が存在する時に出現する他健康なる婦人も大部分は或程度の白帶下を有するものである。(特に月經前後及妊娠時に於て)従つて、之のみを以て特殊の疾患の存在を推定する事能はざるは勿論である。然しながら或婦人の集團に多量の白帶下或は臭氣のある白帶下を有する婦人が特に多數存在する場合は、其處に性器疾患を有する婦人の多數の存在を推察する事も可能であらう。

第十一表 白帶下を有する婦人の頻度

	A	B	H
村	村	町	町
實數	實數	實數	實數
白帶下ヲ有 スルモノ	内、多量ノ 白帶下ヲ有 スルモノ	内、臭氣ア ル白帶下ヲ 有スルモノ	内、臭氣ア ル白帶下ヲ 有スルモノ
七一六〇	七一四	六一九八	六一四
二二	九・八	三六・三	三三四
五九	一四・五	二六・一	一五七
三三四	一四・五	二〇・二	二四八
問診數	問診數	問診數	問診數

第十二表 妊娠障碍頻度

さて、本調査に於ては第十一表に示す如く A 村七一・四%、B 村六一・四%、H 町八五・九% と何れも大部分の婦人が白帶下を有して居り、而も出産力高き H 町の婦人が最も高率である。此の内、特に多量の白帶下を有する婦人は全被診者數に就き A 村九・八%、B 村七・六%、H 町一四・五% で、之に於ても H 町の婦人は最高を示してゐる。又臭氣ある白帶下を有する婦

人の總婦人に對する率は A 村二六・三%、B 村二六・一%、H町一〇・一%で前二者は後者よりも稍々多い。以上を綜合するに自帶下に就いては高低兩出產力婦人群の間に意義ある差を認め得ない。

%、H町八・六%となり、B村とH町は等しく、A村は之等よりも稍々高いに過ぎない。而も此の差は統計學的に有意義とする事は出來ない。

(九) 分 娩 經 過

第十三表に分娩經過として難産の頻度を掲げた。難産數總計の總出產數に對する割合は、A村六・八%、B村八・〇%、H町四・一%でB村はH町の殆ど二倍に近くA村も可成り高率である。難産の訴も陣痛微弱乃至長時間を要したるものに就いては主觀による差異多く、確實な判定が出來ないので、第十三表に於て陣痛微弱以下を除いた難産の合計の總出產數に對する比率を求むるに、A村 $3.41 \pm 0.750\%$ 、B村 $4.45 \pm 1.028\%$ 、H町 $1.56 \pm 0.365\%$ となり、之のみにても依然としてA、B兩村はH町よりも遙かに高率である。(然しながら統計學的には $M_1 - M_2 < 3\sqrt{m_1^2 + m_2^2}$ となるから有意義と

第十三表 分娩經過(難産頻度)

		難													
		胎兒位 異常	骨盤狹 小	早期破 水	弛緩性 後產婉	出血 出遲延	子 瘤	鉗子分 娩	開腹手 術	索出術	其他人 工分娩	陣痛微 弱	非常時 間ヲ要 する	過強陣 痛	計
A	村	五八六	六	一	一	二	一	三	一	六	五	六	九	一	
H	町	一、一五一	四	四	一	一	一	一	一	四	一	七	三	六	（六・八%）
															（八・〇%）
															（四・一%）

(十) 產 梢 經 過

產梢中に何等かの疾患(妊娠、出產に直接關係ある疾患例へば產梢熱、子癪、出血の他、間接的の疾患肺炎、腎盂炎等を含む)に罹患せる事のありたる出產數の總出產數に對する割合はA村四・一%、B村四・〇%、H町四・一%で全く相等し、結果を得た。即ち產梢經過に就いては高低兩出產

出生率の地域的差異に關する一考察

は言へないが觀察例を多くすれば明確な差を見出し得るやも知れない。生殖力の劣れる婦人群の難産頻度が生殖力高き婦人群よりも高率なるは考へ得る事である。A、B兩村の低出生率の原因として其等の婦人の生育力が根本的に劣弱なる場合を考へ得るのであるが、A、B兩村の高難産率は之が唯一の實證として茲に提出されたのである。然しながら、今A、B兩村の對照たりしH町は岡山縣一の高出生率の町であつて、其等の間の出生率の懸隔は餘りにも甚しき。A、B兩村とH町との中間の程度の出生率を有する町村に就いて難産頻度に關する文獻が存在すれば良いのであるが、現在之を有してゐるのは遺憾である。

要するにA、B兩村の高難産率は甚だ興味深いものがあるが、之を其等の婦人の生殖力劣弱の一證と爲すには更に多くの研究を必要とするであらう。

(十一) 血 族 結 婚 の 頻 度 (第十四表參照)

出產力が血族結婚により如何なる影響を受くるやに就いては今日迄未だ明確なる決論が下されてゐない。

血族結婚に基く不妊症の研究として Mantegazza, Kohl, Waitz, Davay等

は血族結婚の夫婦の 100-18% に不妊症が見られる⁽²³⁾)。Göhlert⁽²⁴⁾は歐洲民族中の血族結婚の夫婦 100 組中不妊症六五組 (111-1.5%) が見られたと報告してゐる。

第十四表 血族結婚頻度

	A 村	B 村	H 町
調査總數	23	149	247
從同胞	$2(8.70 \pm 5.88\%)$	$11(7.38 \pm 2.14\%)$	$25(10.12 \pm 1.92\%)$
半從同胞	—	$1(0.67 \pm 0.67\%)$	$2(0.95 \pm 0.62\%)$
再從同胞	—	$11(7.38 \pm 2.14\%)$	$9(3.64 \pm 1.19\%)$
計	$2(8.70 \pm 5.88\%)$	$23(15.44 \pm 3.13\%)$	$36(14.57 \pm 2.24\%)$
遠縁	$2(8.70 \pm 5.88\%)$	$2(1.34 \pm 0.94\%)$	—

本調査の初に當つて血族結婚率は調査項目の内に豫定して置かなかつたので、A 村では 112 名しか調査しなかつたが、其の内從同胞結婚 1 名 (八・七〇%) であつた。他に遠縁 2 名を算へた。B 村では一四九名調査し、從同胞 11 (七・118%)、半從同胞 1 (0・67%)、再從同胞 11 (七・118%) や合計 111 (一五・四四%) の多きを算へた。他に遠縁 11 (一・114%) があつた。H 町では一四七名調査し、其の内從同胞のみ 111 (一〇・11%) もあり、半從同胞 1 (0・九五%)、再從同胞 9 (1・六四%)、合計 116 (一四・五七%) に達する。本町では昔から町外出身者との結婚を非常に嫌ひ稀に他町村の者と結婚する者があると異端者扱ひを受ける程であつたので自然に血族結婚を行ふ様になつた。其の爲本町民は全體として殆ど一家系を形成してゐるとの事である。故に調査に際しても半從同胞、再從同胞

は被調査者自身の立場からは血族として理解されない程であつて、従つて上記の数字中に洩れたものが相當多いかと思はれる。遠縁同士の結婚も記録されてゐないが、事實は多數存在してゐても本人自身が遠縁關係たる事を無視してゐる爲に見出されなかつたのである。本町の血族結婚率一四・五七% は甚だ高率であるが、事實は之よりも更に高い頻度を以て血族同士の婚姻が行はれてゐると考へられる。

さて、立川・桑原兩氏は東京市内の小學生の兩親三六萬に就いて血族結婚頻度を調査し五・六%乃至七・一% (板橋區では七・一%乃至九・二%) の結果を得てゐるが、B 村及 H 町は何れも之より遙かに高率である。又横田賢次、久保、田中の諸氏は耳鼻科外來患者に基き夫々八・九%、六・六%、七・

一五% 等の血族結婚率を得てゐるが之等に比しても本調査の結果は遙かに高し。又、青木・津川兩氏によれば埼玉縣某村の血族結婚率八・三五% (内、從同胞のみ) では四・六七%、千葉縣某村では一・一・一六% (内、從同胞のみ) は一〇・一五%) であつて後者は本調査の頻度に近く、前者は遙かに少い。

前述の立川氏等の調査に於ても東京市内でも板橋等の郊外になる程血族結婚率が高い事によつても我國の農村では一般に高率なものと假定しても、次に之が其等の町村の出生率に影響する處幾何なりやと云ふ困難な問題に躊躇する。H 町の場合の如きは血族結婚が出産力に悪影響を及ぼすと云ふ見解に全く反する例である。又、假りに生殖能力に關する諸因子の遺傳が劣性の形式を取るものとすれば血族結婚の頻度が高ければ一方に於て出産力の低き一群を生じ他方に於て出産力高き一群を生ずる事も考へ得られるが全く臆測の範圍を出でない。要するに本問題は全く未解決であつて、今後更に各地に於て出産力と血族結婚頻度との關係を明かにする調

査を行ひ検討を重ねて後決定せらるゝべきである。

(十一) 井出氏反応陽性率

性病は不妊症死流産等を惹起する事により人口増殖の阻碍を來す重要な原因となり得るものである。余は調査地域に於ける性病蔓延状況を知り之と出生率との間の關係を推察する一助となれん爲に、簡易にして而も相當信頼し得る黴毒血清反應である井出氏反応を用ひて之等の婦人の血液を検査した。(勿論性病の内人口増殖阻礙の最大原因を爲すものは麻疾であるが、之に就ては未だ大衆診斷を爲し得る如き信頼するに足る検査方法が發見されてゐないので止むを得ず黴毒のみを検査したのである)採血は耳朶より行ひ其場で検査を行つた。結果は第十五表及第十六表に示す通

第十五表 井出氏反応陽性率

被検者數	陽性者數			陽性率 (%)	疑陽性率 (%)	疑陽性ヲ加へタル陽性率 (%)	
	+	ヰ	ヰ				
A 村 215	6	4	5	15	6.98 ± 1.74	2	7.91 ± 1.84
B 村 104	—	—	—	—	—	2	1.92 ± 1.35
H 町 245	4	2	3	9	3.67 ± 1.23	2	4.49 ± 1.35

第十六表 井出氏反応年齢別陽性率(%)

年齢区分	町村別	A 村	B 村	H 町
15 - 20	—	—	—	—
21 - 30	—	5.0	—	3.7
31 - 40	—	9.6	—	3.1
41 - 50	—	7.7	—	6.1

りである。疑陽性を加へざる陽性率はA村六・九八%、B村〇%、H町11.六七%となつてゐる。A村は岡山市に近接し村民も同市に赴いて遊興する者が相當存在するから斯くの如く稍々高い陽性率を得たものであらう。之に反し同じく低出生率のB村は陽性者零であるが、調査に際し聞く處に依れば本村民は割合に純朴で而も近隣には殆ど遊興機關の見るべきものが無るので斯かる良好な成績を得たものと思はれる。H町は漁師町なるに拘らず割合に低い陽性率を示してゐる。本町及び其の附近には遊興機關が少く事、並に本町の青年男女の交際が比較的自由である爲に遊興機關を必要としない事等が性病蔓延を妨げる有力なる原因となつてゐると思ふ。

次に参考の爲に文献により他地域に於ける黴毒血清反應陽性率との比較を行はう。⁽²⁷⁾ 齋藤・横川兩氏は岡山縣高月村(出生率前出)の住民の検査を行つたが、其の内の女子の陽性率は二〇乃至二五歳五・四%、二五乃至三五歳四・三一%、三五乃至四五歳六・九%、四五歳以上九・一%である。⁽²⁸⁾ 勞働科研究所が神奈川縣成瀬村に於て施行した結果では三〇歳以上の陽性率は大體六%を越える状態であると云ふ。⁽²⁹⁾ 福岡氏の兵庫縣家島本島民に就いて行つた結果によると女子の陽性率一四・四七%で殊に三六乃至四〇歳では一一一・五%に達する。⁽³⁰⁾ 福岡縣では縣下六市の黴毒血清反應を調査したが最低は久留米市の五・七%、最高は飯塚市の一一・四%平均六・六%である。

之等の報告に比較してA村の婦人は家島本島民を除き大體同程度の陽性率であり、B村とH町は遙かに低率である。従つて後二者は勿論A村と雖も其の陽性率は特に高ことは言へない。然しながら性病と出産力とが全然無関係とは言ひ得ないので、血清反應陽性者を個別に仔細に點検すれば、之等の人々の間に恐らく性病(麻疾其他を含む)に罹患せるが爲に妊娠出産等に異常を來せらるゝと推察し得る例を發見する事が出來る。次に

一、三の實例を列舉して見よう。

第一例 四三歳、農業、再婚、井出氏反應強陽性、曾て仲居をした事あり、月經不順、妊娠せることなし。

第二例

三三歳、夫生魚商、再婚、井出氏反應強陽性、卵管周圍炎に罹患す、夫の黴毒血清反應陽性、本人は曾て仲居をした事あり、子供一人(昭和二年生)のみ。

第三例 三〇歳、夫は農業及大工、再婚、井出氏反應中等度陽性、夫二二歳の時横痃に罹患す、産児無し。

第四例 三四歳、農業、再婚、井出氏反應中等度陽性、結婚後直ぐ消渴に罹患す、白帶下量多く臭氣有、産児無し。

高出生率町たるH町に於ても同様の實例を見る事が出来る。

第一例 四三歳、夫大工、初婚、井出氏反應強陽性、三三歳の時ヒステリーに罹患す、産兒六人、第三子は早産の爲生後四十日目に死亡、第四子は死産、他は健康。

第二例 二六歳、夫漁業、再婚、井出氏反應中等度陽性、白帶下量多し、五回出産したれど第一回より第四回迄は死産、第五子は生後七日目に死亡。

第三例 三三歳、夫漁業、初婚、井出氏反應中等度陽性、出産八回、内第二回は流產、第七回は死産、第一子は百日咳にて死亡、第三子は乳兒脚氣にて死亡。

之等の實例の示す如くA村及びH町に於ては性病が人口増殖の阻止に或程度關與してゐる事は確かである。然しながらA村の黴毒血清反應陽性率が他の地域に於ける陽性率と殆ど差異無く、又B村に於て陽性者皆無なる事より考ふれば、黴毒を以て其の低出生率の主要なる原因と言ふ事は出来ない。(前述の如く麻疾の蔓延度を知る方法は無いが、黴毒蔓延程度を以て略、麻疾の其れを推察し得るであらう。)

五、岡山縣町村別出生率と町村別自轉車普及率との相關

次、以上により今回の調査の主要なる部分である婦人を對象とする調査

に就いては大體述べ盡したのであるが、結論に入る前に岡山縣下の各町村の自轉車普及率と各町村の出生率との間の相關を計算した結果に就いて一言しよう。

市部は自轉車普及率に於て町村と事情が異なるので除外し合計三七〇の町村に就いて計算した。各町村の自轉車數は昭和十六年現在に就き縣當局より資料を頂戴したのであるが、祕扱となつてゐる爲、茲には其の實數も普及率も掲載しない。出生率は市町村動態統計に依り大正十四年、昭和五年、昭和十年三年平均を算出したものを用ひた。年代に於て兩者に稍隔りがあるが最近の出生率は未だ不明であるから止むを得ない。自轉車普及率として人口千に對する割合を用ひた。而して相關係數は

$$r \pm Mr = -0.495 \pm 0.0393$$

となり、且 $3 \times r > 4 Mr$ であるから弱相關ながら明かに逆相關を認め得る。即ち自轉車普及率の高い町村程出生率が低い譯である。

然らば如何にして斯かる逆相關が見出されるのであらうか。一方に於て自轉車は文化の進歩に伴つて普及して行くものと考へられる。他方出生率は一般に文化に逆行して低率となる現象が見られる。兩者の間には斯くの如き間接的な關係が考へられる。又、自轉車の普及してゐる地域の婦人は自然之に親しみ愛用する様になるが、此の自轉車乗用の習慣が婦人の性器に障礙を及ぼし遂に其の妊娠力を低下せしめると云ふ見方もある。即ち兩者の間に直接的な關係が存在すると云ふ考へ方である。勿論前述の如き間接的な相關關係が存在する事は確實であらう。併し直接的の關係も否定出来ない。自轉車乗用が果して婦人の生殖力を減弱せしめるものならば由々しい事である。今後の精密なる研究が望ましい。

六、總括及考按

以上民族生物學的見地より觀察したる結果に就いて述べたのである

が、此の範圍に於ては低出生率地域たるA、B兩村の低出生率の生物學的原因に關する確證を得るに至らなかつた。僅かに難産率に於て高率を示す事實を見出し得るのであるが、之とても統計學的に有意義の差を見出す程ではなく、又他に比較すべき文獻が無いから直ちに之を以てA、B兩村婦人の生殖力の本質的劣弱を示すものとする事は出來ない。其他、死流產率、

井出氏反應陽性率等もH町に比すれば稍々高率であるが他地方に於ける文獻に徴すれば必ずしも高くはない。勿論余は以上の調査のみを以て生物學的見地より凡ゆる方面から檢索し得たとするものではない。極く一部の取り得る手段を用ひて調査を行ひたるに過ぎないから、今後尙各處の低出生率地域に於て凡ゆる手段を講じて斯かる調査の行はれん事を希望する。

次に之等の調査地域に於ける產兒制限思想に關し見聞したる處に就き一言し度い。A、B兩村共人口動態乃至婦人の出產力より見て知り得る如く往昔より一般に兩村は產兒が少かつたのであるが、兩村の古老の言も之に全く一致してゐた。

我國は曾て徳川時代に全國到る處に於て凡ゆる階級に墮胎間引の惡習を

有してゐたことは周知の事實である。岡山縣も亦此の例に洩れず此の惡習は全縣下に瀰漫してゐた。⁽³¹⁾ 美作久世に於て早川代官が惡習矯正に努力した事は有名な話である。又、美作のみならず縣下至る處に於て而も様々な方法を以て墮胎或は間引が行はれてゐたのであるが、A、B兩村に於ても曾ては相當激しかつたらしく、A村の或部落に惣ヶ池と稱する用水池がある

が、昔屢々菰包みにされた嬰兒の死體或は死胎が浮んでゐた爲に不淨の池と言はれてゐた相である。今日に於ては恐らく斯かる惡習は絶滅してゐる事と思はれるが、A、B兩村を含む上道郡、邑久郡一帶（全般に亘り低出生率を示してゐる）は縣下に於ても農村としては比較的文化的であり生活

程度も高いのであるが、此地に住む人々は舊い惡習の代りに近代的手段による產兒制限を廣く行ふ様になつた様に見受けられた。然らば何故に此の地域の人々が斯かる產兒制限を行ふに至つたかと云ふ社會經濟學的原因に就いては余は全く専門外があるので深く觸れず將來の研究に俟つ事とする。

A、B兩村に比しH町は既述の如き高出生率を保持してゐるのであるが、岡山縣が全般に亘り出生率低きに拘らず、何故に本町のみ獨り斯かる狀態を維持し得たかは甚だ興味深い問題である。本町では徳川時代に於ても前述の如き惡習は全く存在しなかつた相である。之は主として同町の宗教界を支配してゐる真宗の影響によるものであらうと言はれてゐる。又、明治以後今日に至る迄滔々たる產兒制限思想に馴染まなかつた理由として、同町の人々は他町村出身者を配偶者として選ぶ事を非常に嫌つた爲に婚姻、出產、育児等の風俗習慣に就き周圍から影響を受ける事が少かつた事、遠洋漁業を生業としてゐた爲に町外への發展が旺盛であつた事等が擧げられると思ふ。

以上は極く狹い地域に於ける調査の結果であるから之を以て岡山縣全般の低出生率の原因に迄議論を進める事は差控へようと思ふ。此の小論文が將來此の方面に於ける研究に何等かの示唆を與へる事が出来れば誠に幸甚である。

七、結論

余は低出生率縣たる岡山縣下に於て最低の出生率を示す二ヶ村及最高の出生率を有する一町を選定し主として民族生物學的見地から既婚婦人を對象として調査を行つた。而して次の如き結論を得た。

(一) 低出生率村の婦人(以後第一群とす)の平均初婚年齢は一九・二歳、高出生率町の婦人(以後第二群とす)は二〇・二五歳で前者の方が却つて早婚であり、之を全國平均年齢に比するも早婚に屬する。従つて第一群の低出生率は婚姻の遲延によるものではない。

(二) 同棲期間別出産力は第一群は第二群よりも遙かに劣り、同棲二〇年以上二五年未満の平均出生兒數は第一群は三・五四乃至三・八七であり第二群は六・四七である。

不妊率は同棲八年以上に就いて見るに第一群四・八一%乃至五・八四%、第二群一・〇一%で後者は甚だ少い。然し前者と雖も從來の文獻に比して決して多くない。第一群の婦人達が本質的に生殖力が劣つてゐるとすれば不妊率も當然高率なるべき筈であるが事實は之に反する。

(三) 出産間隔を見るに第一群は第二群よりも常に稍長く間隔を保つてゐる。

(四) 初經年齢は第一群一五・一歳、第二群一五・八歳で前者の方が寧ろ初潮が早い。

(五) 月經順・不順の割合、月經週期、隨伴症候、持續日數、經血量等何れも兩群の間に有意義の差を認め得ない。

(六) 死流產頻度は第一群のA村は總出產數に對し流產五・一二%、死產二・一二%、B村は流產四・二三%、死產一・二四%、第二群は流產一・八六%、死產一・八二%で流產は前者の方が稍多いが、從來の文獻に比すれば何れも特に高率とは言へない。

(七) 白帶下を有する婦人の頻度には全く有意義の差を認めない。

(八) 妊娠障礙頻度(總妊娠數に對する)は第一群二・八%及び一六・二%で第二群は一〇・九%であるから前者は後者よりも相當高いが、此の内

重症惡阻のみに就いて見れば第一群九・九%及五・七%、第二群七・一%で殆ど差異を認め得ない。

(九) 分娩經過では難產合計の總出產に對する頻度は第一群六・八%及八・〇%で第二群四・一%であるから前者は後者よりも稍高率である。又此の内から陣痛微弱及長時間を要したる出產を除いた難產の割合は第一群三・四%及四・五%、第二群一・六%で同じく前者の方が高率である。但し統計學的には有意義と言へないが更に觀察例を増せば有意の差を得られるかも知れない。本調査で兩群の間に稍差異を認め得たのは此の難產率のみである。

(十) 產褥經過は兩群の間に全く差異を認められない。

(十一) 血族結婚頻度は第一群A村では少數しか調査しなかつた。B村は從同胞結婚七・三八%、半從同胞、再從同胞を加へて一五・四四%である。第二群は從同胞のみで一〇・一一%、半從同胞、再從同胞を合計して一四・五七%である。何れも從來の調査に比較して高率であるが血族結婚頻度と出產力との關係に就いては今日尚全く不明である。

(十二) 井出氏反應陽性率は第一群A村六・九八%、B村〇%、第二群三・六七%で、A村が稍高率であるが之は岡山市に近接してゐる爲であつて、之も他の文獻に比較すれば特に高率とは考へられない。性病は或程度出產力を阻礙してゐるが之等の町村全體の出生率を左右する如き主要なる因子とは考へられない。

(十三) 岡山縣の市部を除く町村の自轉車普及率と出生率との相關係數は -0.495 ± 0.0393 と云ふ逆相關である。即ち自轉車の普及してゐる町村程出生率が低い事が認められる。

(十四) 調査地域の内A村及B村は明治以前に於て墮胎間引が相當激し

く行はれた地域である。我國の他の農村にも勿論斯かる惡習は廣く行はれてゐたが今日全く改められたのに反し、本調査地域に於ては此の惡習は變貌して近代的手段による産兒制限となるに至つたのであらう。斯かる手段を取るに至れる原因に就いては今回は觸れない。

引用文獻

- (1) 館・上田 人口問題研究 一卷1號
(2) K.A.W.Knudsen; *Natalité et Progrès* 附錄
(3) 内閣統計局 市町村別人口動態統計 大正十四年、昭和五年、昭和十年
(4) 農林省經濟再生部編纂 農家經濟調查報告 昭和十三年
(5) 人口政策の業 六六頁
(6) 岡崎 人口問題研究 一卷七號
(7) (8) (9) (10) (11) 民族生物學研究第一輯矢ヶ崎氏論文より引用
(12) 辻 日本婦人科學會雜誌 二五卷、二六卷
(13) 新谷 臨床產婦人科 三卷六號
(14) 相原 勞働科學研究 四卷二號
(15) 松林 民族衛生 二卷1號
(16) 岩崎 勞働科學研究 一二卷11111頁
(17) 向井・横川 勞働科學研究 一二卷四號
(18) 小川 勞働科學研究 五卷三號
(19) 岩崎・中川 勞働科學研究 八卷1號
(20) F. Prinzing: *Handbuch d. medizinischen Statistik* S.40
(21) E.Meier u. H.Schulz; *Reichs-gesundheitsblatt* 15 Jg. Nr. 18 S. 352
(22) (23) 木下・長谷川 不妊症ノ診斷及治療 一〇八頁より引用
(24) 立川・桑原 國民資質 國民生活 九八頁
(25) 同氏論文より引用
(26) 青木・津川厚生科學 二卷二號厚生科學研究會 第一回總會記録
(27) 齋藤・横川 勞働科學研究 一四卷二號
(28) 小宮山 勞働科學研究 一六卷五號
- (29) 福岡 產業醫學 一七卷四號
(30) 抽稿 人口問題研究 二卷一號
(31) 中央社會事業研究所 婦胎・間引の研究 二六三頁
(32) 桂、岡山縣下妊娠・出產・育児に關する民俗資料 七八頁

一、緒 言

支那事變の乳幼兒身體發育状況に及ぼしたる影響に就いて

梅澤菊枝

- 一、緒 言
- 二、調査材料及整理方法、測定項目
- 三、成 績
- (一) 農 村
 - 一、身 長
 - 二、體重並に糧體重
 - 三、胸圍並に比胸圍
 - 四、坐高並に比坐高
 - 五、脚高並に比脚高
 - 六、上臂圍並に皮厚
- (二) 都 市
 - 一、身 長
 - 二、體重並に糧體重
 - 三、胸圍並に比胸圍
 - 四、坐高並に比坐高
- 四、總 括

現下非常時局下に於て母性並に乳幼兒の保護對策は緊要なる問題である。乳幼兒死亡率の高きに鑑み益々人口の増大を必要とする今日に於ては愈々萬全を期さねばならない重大問題と謂へよう。然るに我國に於ては事變前後一、二年にして漸く斯る對策の講じられた事は洵に遅きの感が深いのである。戰時に於ける母性並に乳幼兒の受くる影響と云ふ問題に就ては未だ我國には何等の研究發表を見ない。近時保健所網が各所に張られ保健婦の活動が目覺しく成りつあるは喜ばしい事である。此等保健衛生の指導に依り、益々國力の增强を期待し得るものと信ずる。

戰時に於ける諸種の影響として前歐洲大戰當時、ドイツの發表した處を基礎とし我國の参考としたいと思ふ。

大戰に依り極度に食糧の缺乏即ち、含水炭素、脂肪、蛋白質の不足を來した爲め全般的に著しく發育が阻碍された。即ち栄養不良を來し身長、體重の減少が現はれた。乳幼兒期に影響を來したのは開戦第三年自頃からで平和時より〇・五一一・〇粁の體重減少を觀た。學童に於ては第二年自頃より〇・五粁の低下を來した、一般的に富裕階級の者に著しかつた。疾病としては乳兒期より佝僂病の發生並に幼兒期の滲出性體質の增加等が擧げられて居る。之に伴ひ肺・腺骨結核の増加はドイツ、オーストリアに目撃された。又一九一八年の夏から秋にかけて流行性感冒の流行した事も述べられて居る。(Eugen schlesinger及び Engel u. Baum 及び Chajes) 母體の影響としては考慮すべき事柄は妊娠持續日數の延長せし事及び、新生兒の體重減少等である。Peller, Bass 兩氏の研究に依れば大戰中に於ては新生兒の身長は〇・九一三、一粡平和時よりも短く、體重は一八五瓦の輕減を來したと發表して居る。

即ち戦時にありては社會環境の悪化に隨ひ住居關係、栄養方面も漸時低下し之に因る特殊なる疾病的發生も考慮され得るのである。

一方我國の狀態を省るに聖戰滿四年を経過し、農村、都市の母性並に乳幼兒に惡影響を來しつつあるを聞くのである。例へば死流産の増加、母乳分泌不良、乳幼兒の體位低下等が擧げられる。殊に農村に於ける労働力の不足に依る母體の過勞は云ふに及ばず、都市にありては栄養の低下を來す虞れがあるのである。併し現下の保健衛生の對策として栄養問題も喰しく呼ばれ國民食の制定、共同炊事の是非等も漸次盛んに考究せられつつある趣に付、近く解決の道が開かれる事であらう。

事變の影響として栄養狀態の低下が乳幼兒に顯はれたとしても今後改善の餘地の多きを思ひ益、研究に對策に國を擧げて邁進しなければならぬ。

II 調査材料

昭和十年十月以降神奈川縣中郡高部屋村に於ては愛育指定村の一つとして村醫、開業産婆一名宛に村の保健婦一名が保健衛生指導に獻身的なる努力を重ねて居る。本研究調査は毎月一回同村の健康相談並に婦人部落常會指導の爲め出張し、乳幼兒並に妊娠婦の検診並に身體發育に關する測定を行つて居る中より得たるものである。右測定に依り事變前と事變後との比較觀察を行ひ如何に事變が農山村乳幼兒の發育に影響を及ぼしたるかに就き檢討を加へた。

本研究の材料は前記高部屋村の乳幼兒を用ひた。而して昭和十年十月より十三年一月迄の二年餘を事變前(第₁群)の乳幼兒として其の發育經過を觀察した。被檢乳幼兒數は男女合計第₁群一、一七七名、第₂群一、〇七六名である。尙都市に於いて行ひたる乳兒の調査も附し比較對照を行ひ度

支那事變の乳幼兒身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

いと思ふ。都市の材料は昭和十四年度及び昭和十五年度のものであるから事變前後の影響には匹敵しないが、事變後第二年目、第三年目の比較の材料と成る。第₁群(昭和十四年度)男兒一、一三三名、女兒一、四一七名、第₂群(昭和十五年度)男兒一、一八三名、女兒八八一名にして合計五、一一三名である。

整理方法

調査の結果得たる數字の整理に當つては次の如き算式を使用した。

$$\text{算術平均} \cdots \cdots \cdots \cdots M = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n M_i$$

$$\text{標準誤差} \cdots \cdots \cdots \delta = \sqrt{\frac{\sum_{i=1}^n (M_i - M)^2}{n}}$$

$$\text{變異係數} \cdots \cdots \cdots V = \frac{\delta}{M} \times 100$$

$$\text{平均誤差} \cdots \cdots \cdots m = \frac{\delta}{\sqrt{n}}$$

$$\text{算術平均の確率誤差} \cdots EM = 0.6745 \sqrt{\frac{\delta}{n}}$$

$$\text{員數} \cdots \cdots \cdots n$$

$$\text{確率誤差の應用に於ける平均値の比較} \cdots \sqrt{\frac{M_1 - M_2}{EM_1^2 + EM_2^2}}$$

$$\text{最大値} - \text{最小値} \cdots \cdots V = \max - \min.$$

測定項目

農村

身長、體重、胸闊、坐高、脚高、上臂闊、皮厚の七項目

都市

身長、體重、胸圍、坐高の四項目

三、成績

(一) 農村

一、身長

均身長比較

(2) 事變後平均身長				(農村)		
M ± EM	δ	v	max V ~ min	$\frac{(1 - 2)}{M_1 - M_2}$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意性
64.8 ± 0.34	5.55	8.32	52 ~ 78	+ 0.1	+ 0.5	—
76.4 ± 0.38	3.96	5.15	67 ~ 85	+ 1.4	+ 4.2	有意性
84.3 ± 0.29	4.03	4.84	74 ~ 76	- 0.6	- 1.6	—
90.6 ± 0.23	3.43	3.77	83 ~ 99	- 0.4	- 1.0	—
96.6 ± 0.41	4.28	4.35	87 ~ 106	±	—	—
103.0 ± 0.23	3.20	3.11	94 ~ 109	+ 0.4	+ 1.2	—
107.0 ± 0.26	4.06	3.77	97 ~ 117	+ 0.4	+ 1.1	—
62.8 ± 0.43	6.17	9.87	52 ~ 74	- 0.8	- 1.2	—
73.4 ± 0.42	3.61	6.45	66 ~ 82	- 0.6	- 1.2	—
82.8 ± 0.27	3.15	3.78	74 ~ 90	- 0.8	- 2.0	—
89.1 ± 0.26	3.58	3.94	84 ~ 97	±	—	—
96.3 ± 0.33	4.16	4.29	87 ~ 105	+ 1.3	+ 2.8	—
101.6 ± 0.29	4.74	4.64	94 ~ 114	±	—	—
106.5 ± 0.35	4.40	4.14	96 ~ 116	+ 0.5	+ 1.2	—

兩群の身長平均値を性別年齢別に觀察するに、第一表に見る如く〇一六歳に至る間の男兒に於ては第2群は第1群に比して二十三年、二十四年を除く他は同數値なるか、又は〇・一〇・四粩大であつて、女兒は〇一二年迄第2群の方が小であり、三年より六年に於ては、同數値又は〇・五一・三粩大である。併し其の差は男兒一二年を除外せば悉く無意性を示して居る。即ち男兒の乳兒期に於ては第1群身長平均値は六四・七粩であつて、第二群は六四・八粩である。一二二年の第1群は七五・〇粩で第2群は七六・四粩、二十三年第1群八四・九粩、第2群八四・三粩で〇・六粩だけ第2群は劣る。三四年は九一・〇に對し九〇・六粩にて〇・四粩小である。四十五年は兩者共に九六・六粩にて差なく、五一年第1群一〇二・六粩、第2群一〇三・〇粩であり〇・四粩第2群大で、六一七年は一〇六・六粩に對し一〇七・〇粩にて〇・四粩大であり、第2群の方が平均値の差に於ては略々大の如くである。女兒を男兒に於ける如く比較するに、第1群身長平均値は〇年より六年に至る間六三・六粩、七四・〇粩、八三・六粩、八九・一粩、九五・〇粩、一〇一・六粩、一〇六・〇粩にて第2群に於ては六二・八粩、七三・四粩、八二・八粩、八九・一粩、九六・三粩、一〇一・六粩、一〇六・五粩である。各年齡別に比較検討するならば〇一一年、一二二年、二十三年の三年齡階級に於ては第2群は第1群よりも〇・六乃至〇・八粩小である。三四年並に五六六年は兩者間に差なく、四五年は一・三粩、六一七年は〇・五粩第2群大である。併し悉く無意性なるを認め顯著なるものは見

第1表 事變前後平均

		(1) 事變前平均身長							
性	年齢	(1) N	M ± E M	δ	v	max V ~ min	(2) N		
男	0 ~ 1	76	64.7 ± 0.47	6.36	9.55	50 ~ 75	111		
	1 ~ 2	100	75.0 ± 0.26	3.90	5.27	65 ~ 92	54		
	2 ~ 3	49	84.9 ± 0.25	2.59	3.11	80 ~ 90	87		
	3 ~ 4	63	91.0 ± 0.33	3.90	4.29	77 ~ 100	101		
	4 ~ 5	55	96.6 ± 0.42	4.60	4.76	82 ~ 106	75		
	5 ~ 6	83	102.6 ± 0.25	3.35	3.27	95 ~ 112	92		
	6 ~ 7	180	106.6 ± 0.26	4.85	4.56	91 ~ 121	114		
女	0 ~ 1	58	63.6 ± 0.49	5.54	8.70	56 ~ 73	94		
	1 ~ 2	79	74.0 ± 0.30	4.01	5.42	63 ~ 85	54		
	2 ~ 3	51	83.6 ± 0.31	3.29	3.94	78 ~ 92	61		
	3 ~ 4	61	89.1 ± 0.33	3.82	4.29	81 ~ 95	84		
	4 ~ 5	69	95.0 ± 0.33	4.09	4.30	87 ~ 104	72		
	5 ~ 6	90	101.6 ± 0.32	4.48	4.41	93 ~ 114	127		
	6 ~ 7	228	106.0 ± 0.20	4.44	4.29	94 ~ 117	73		

出せない。

即ち身長の發育状態は事變の影響未だなきものと推察される。

二、體重並に種體重

體重は身長と同様年齢と共に増加するには勿論である。先づ體重平均値の年齢別比較を第二表に掲げた。第1群の男兒〇～一年は第2群と同數値にて六・八延、一二二年は八・八延、第2群九・〇延にて〇・二延第2群が大、二十三年は一一・四延に對して第2群は之よりも〇・二延大、三一四年、四一五年、五一六年、六一七年は一三・一延、一四・五延、一六・一延、一七・二延なるも第2群は何れも第1群よりも〇・一延優る。併し六一七年のみ〇・一延第1群に凌駕せらる。同様女兒を觀るに〇～一年に於ては第1群六・三延、第2群六・〇延にて〇・三延第1群に劣る。一二二年の兩者は八・三延、八・一延にて後者は〇・一延大なるが二十三年の第1群は一〇・八延にて第2群を〇・一延凌駕して居る。三一四年、四一五年前者一二・四延、一三・九延なるも後者は前者よりも〇・一及び〇・二延優越す。五一六年は兩者共に一五・六延にして同數値、六一七年の第1群は一六・八延に對し第2群は〇・三延前者に凌駕せられる。而して差は統計學上男女を通じて各年齡共に無意性で著明なるものでない。

種體重 ($\frac{\text{體重} \times 100}{\text{身長}}$) は第1群第2群大差なく體重平均値に於けると略々同様なる経過を顯示する。

三、胸圍並に比胸圍

性別、年齢別に第1、第2群の兩者を觀察するに第三表の如くである。

即ち男兒〇～一年の第1群胸圍平均値は四三・六種、第2群は四一・二種

均體重比較

(2) 事變後平均體重				(農村)				
M ± EM	δ	v	V _{max ~ min}	總體重	M ₁ - M ₂	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意性	總體重差
6.8 ± 0.10	1.61	2.15	30 ~ 10.0	10.43	±	-	-	-
9.0 ± 0.12	1.31	14.40	6.5 ~ 12.0	10.82	+ 0.2	+ 1.4	-	- 0.9
11.6 ± 0.11	1.47	12.66	8.5 ~ 15.0	13.80	+ 0.2	+ 1.3	-	+ 0.5
13.2 ± 0.09	1.23	9.38	10.0 ~ 17.5	14.51	+ 0.1	+ 0.8	-	+ 0.1
14.6 ± 0.12	1.58	10.72	11.5 ~ 18.5	15.23	+ 0.1	+ 0.5	-	+ 0.1
16.2 ± 0.11	1.48	9.16	11.5 ~ 20.0	15.72	+ 0.1	+ 0.5	-	±
17.1 ± 0.10	1.59	9.39	10.5 ~ 26.0	15.97	- 0.1	- 0.7	-	- 0.2
6.0 ± 0.08	1.27	19.94	3.0 ~ 9.5	9.51	- 0.3	- 2.2	-	- 0.4
8.1 ± 0.11	1.11	13.31	6.5 ~ 11.0	11.45	+ 0.1	+ 0.7	-	- 0.3
10.7 ± 0.12	1.41	13.25	7.5 ~ 13.5	12.91	- 0.1	- 0.6	-	- 0.1
12.5 ± 0.11	1.62	12.93	9.5 ~ 16.5	14.00	+ 0.1	+ 0.6	-	+ 0.2
14.1 ± 0.13	1.83	13.01	9.5 ~ 18.5	14.63	+ 0.2	+ 1.2	-	±
15.6 ± 0.10	1.59	10.16	11.5 ~ 19.5	15.33	±	-	-	±
16.5 ± 0.18	2.40	14.38	12.5 ~ 22.0	15.52	- 0.3	- 1.5	-	- 0.4

にて各々の優劣を觀るに第2群二・四纏第1群に凌駕せられその増加率は $(\frac{M_1 - M_2}{M_1} \times 100)$ 五・五%である。一一一年は前者四五・二纏に比し後者は夫よりも〇・三纏大である。(増加率は約〇・七%)一一三年、三一四年、四十五年、五一六年、六一七年に於ける第1群は四九・二纏、五一・一纏、五三・〇纏、五四・二纏、五五・一纏なるに對し四五・五纏、四八・七纏、五〇・七纏、五二・一纏、五三・六纏、五四・八纏にて〇・三一〇・九纏第1群に凌駕される。その増加率は〇・五一・七%を算出す。然るに差は〇一一年に於ける七・三の有意性を見る、他は悉く無意性にして幼兒期にありては格別なる差ありとは推察されない。女兒の第1群〇一一年より六一七年に至る年齢階級に於ける胸圍平均値は四一・五纏、四四・四纏、四八・三纏、四六・九纏、五一・四纏、五二・九纏、五三・三纏にて第2群は之よりも〇一一年は一二・二纏、一一一年〇・五纏、二一三年一・四纏、三一四年〇・六纏、四一五年〇・八纏、五一六年〇・六纏劣るが六一七年のみ〇・六纏大なる數値を得た。之が増加率は乳兒期の二・九%及び二一三年の一・四%、五六六年の一・一%だけ第1群は優つて居る。其の差は有意性を示し著しきものと推定せられる。但し六一七年は第2群一・一%第1群を凌駕して居るが員數の差より此の如き結果を觀たるもので此の年齢に於けるものは除外して考察すべきであらう。

比胸圍 ($\frac{\text{胸圍} \times 100}{\text{身長}}$) を胸圍平均値より算出して指數を性別各年齢別に觀察した表は第四表である。比胸圍の場合は平均値の結果とは稍々異なるも其の差は悉く無意性である。即ち男兒の乳兒期にあつては後者〇・一前者を凌ぐも一年より六年の間は四一五年の同數値を除けば〇・一一〇・六第2群は第1群よりも劣る。女兒の場合は一一一年のみ〇・二第2群大であるが他の年齢に於ては男兒同様〇・一一〇・九第2群は第1群より小である。

第2表 事變 前後 平均

(1) 事變 前後 平均 體重									
性	年齢	N	M ± E	δ	v	V _{max} ~ V _{min}	體重	N	
男	0 ~ 1	75	6.8 ± 0.13	1.63	24.00	3.5 ~ 10.0	10.46	111	
	1 ~ 2	98	8.8 ± 0.07	1.06	12.10	6.0 ~ 11.0	11.65	53	
	2 ~ 3	50	11.4 ± 0.10	1.07	6.40	8.5 ~ 15.0	13.28	77	
	3 ~ 4	63	13.1 ± 0.10	1.15	8.74	9.0 ~ 16.0	14.41	100	
	4 ~ 5	55	14.5 ± 0.14	1.51	10.37	11.0 ~ 18.0	15.12	75	
	5 ~ 6	83	16.1 ± 0.17	1.45	9.01	12.5 ~ 20.0	15.70	89	
	6 ~ 7	181	17.2 ± 0.09	1.88	10.90	11.5 ~ 22.5	16.17	112	
女	0 ~ 1	58	6.3 ± 0.11	1.22	19.43	3.5 ~ 8.5	9.87	93	
	1 ~ 2	79	8.3 ± 0.09	1.11	13.54	5.5 ~ 10.5	11.26	51	
	2 ~ 3	52	10.8 ± 0.11	1.13	10.45	9.0 ~ 13.5	12.97	60	
	3 ~ 4	61	12.4 ± 0.12	1.37	11.08	10.5 ~ 18.5	13.84	93	
	4 ~ 5	68	13.9 ± 0.11	1.36	9.76	12.0 ~ 19.5	14.64	86	
	5 ~ 6	95	15.6 ± 0.11	1.53	9.83	12.0 ~ 19.5	15.32	120	
	6 ~ 7	228	16.8 ± 0.09	2.02	11.97	12.5 ~ 22.0	15.87	79	

然し差は悉く無意にして顯著なるものは認め得ない。

四、坐高竝に比坐高

坐高は内臓諸臓器を包藏する身體測定中主要なる測度として學童の身體検査に使用せられてから約數年を経過するが、之が發育は身長及び年齢と共に併進的なる發育を觀るものである。即ち第五表に見る如く第1群男兒〇~一年の坐高平均値は四一・一纏、第2群四一・四纏にて第2群は〇・三纏小である。一一二年は兩者何れも四七・一纏にて差なく、二一三年は第1群五一・八纏なるも第2群は之よりも〇・五纏劣る。三一四年、四一五年は前者五三・九纏、五六・一纏にて後者は〇・三纏及び〇・七纏之を凌ぐ、五六六年、六一七年は第2群〇・二纏、〇・一纏第1群よりも優り五九・六纏竝に六二・二纏なる數値を見る。而して兩者間に有意性は認め得ず大なる差ではない。女兒に於ては〇~一年の第1群は四〇・三纏に對し第2群は四〇・二纏にて〇・一纏後者は劣る。二十三年、三一四年の第2群は四六・一纏、五〇・九纏にて〇・一纏及び一・〇纏前者よりも優る。四一五年は五六・一纏にて兩群共に同數値、三一四年、五一年の第1群は五三・九纏、五九・一纏にて第2群は第1群よりも夫々〇・六纏、〇・一纏劣る。六一七年は第2群六二・四纏にして第1群を〇・七纏凌駕して居る。男兒の如く差は二三年を除けば悉く無意性にて著明ではない。

比坐高 ($\frac{\text{坐高}}{\text{身長}} \times 100$)

に於ては男女兒共に各年齡階級を通じて〇・一一~一・四第2群は第1群よりも劣つて居る。(但し女兒六一七年のみ〇・四大)即ち坐高は身長同様格別なる差違を認められない。

五、脚高竝に比脚高

均 胸 圍 比 較

(2) 事變後平均胸圍				(農 村)			
$M \pm EM$	δ	v	$V_{max \sim min}$	$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意性	增加係數
41.2 ± 0.22	3.48	8.38	32 ~ 48	- 2.4	7.3	—	- 5.5
45.5 ± 0.35	2.58	5.67	42 ~ 52	+ 0.3	1.0	—	+ 0.7
48.7 ± 0.19	2.43	5.11	44 ~ 55	- 0.5	1.8	—	- 1.0
50.7 ± 0.21	3.00	5.00	46 ~ 44	- 0.4	1.5	—	- 0.8
52.1 ± 0.18	2.34	4.45	46 ~ 58	- 0.9	2.9	—	- 1.7
53.6 ± 0.16	2.36	4.49	45 ~ 58	- 0.6	2.7	—	- 1.1
54.8 ± 0.14	2.18	3.92	49 ~ 60	- 0.3	1.6	—	- 0.5
40.3 ± 0.19	2.63	6.56	31 ~ 48	- 1.2	3.9	有意	- 2.9
43.9 ± 0.18	1.97	4.54	39 ~ 48	- 0.5	2.0	—	- 1.2
46.9 ± 0.19	2.12	4.46	41 ~ 51	- 1.4	5.1	有意	- 2.9
49.3 ± 0.18	2.61	5.21	43 ~ 55	- 0.6	2.1	—	- 1.2
50.6 ± 0.21	2.70	5.40	44 ~ 59	- 0.8	2.8	—	- 1.5
52.3 ± 0.13	2.17	4.13	48 ~ 60	- 0.6	3.0	有意	- 1.1
53.9 ± 0.16	2.15	4.09	49 ~ 58	+ 0.6	3.0	〃	+ 1.1

胸 圍 比 較

$M \pm EM$	δ	v	$V_{max \sim min}$	$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意性
64.4 ± 0.22	3.38	5.41	58 ~ 71.5	+ 0.1	0.28	—
60.2 ± 0.21	2.21	3.53	56 ~ 65.0	- 0.4	1.41	—
57.5 ± 0.21	2.66	4.53	52.5 ~ 63.5	- 0.6	1.85	—
55.8 ± 0.15	2.18	3.91	50.5 ~ 62.0	- 0.1	0.38	—
54.8 ± 0.17	2.11	3.80	50 ~ 60.0	±	—	—
52.4 ± 0.15	2.05	3.84	48 ~ 56.5	- 0.4	1.83	—
51.3 ± 0.15	2.28	4.32	46 ~ 58.5	- 0.6	2.64	—
64.4 ± 0.23	3.19	5.10	57 ~ 75.5	- 0.9	2.24	—
60.0 ± 0.26	2.73	4.64	55.5 ~ 64.0	+ 0.2	2.50	—
57.0 ± 0.24	2.75	4.95	52.5 ~ 63.5	- 0.9	2.94	—
55.4 ± 0.20	2.80	5.04	49 ~ 61.0	- 0.6	1.75	—
53.4 ± 0.21	2.75	5.22	47.5 ~ 60.0	- 0.8	2.83	—
51.6 ± 0.15	2.56	6.41	45 ~ 58.5	- 0.6	2.74	—
50.7 ± 0.16	2.16	4.31	45 ~ 55.5	- 0.1	0.52	—

第3表 事變 前 後 平

		(1) 事變 前 平 均 胸 間					
性	年齢	N	M ± E.M	δ	v	V _{max ~ min}	N
男	0 ~ 1	62	43.6 ± 0.26	3.08	7.50	34 ~ 49	118
	1 ~ 2	92	45.2 ± 0.17	2.37	5.22	40 ~ 53	53
	2 ~ 3	46	49.2 ± 0.21	2.08	4.16	45 ~ 54	77
	3 ~ 4	58	51.1 ± 0.16	2.80	3.52	48 ~ 56	93
	4 ~ 5	50	53.0 ± 0.18	1.88	3.57	49 ~ 57	75
	5 ~ 6	79	54.2 ± 0.16	2.14	3.96	49 ~ 58	89
	6 ~ 7	180	55.1 ± 0.12	2.37	4.36	47 ~ 61	100
女	0 ~ 1	58	41.5 ± 0.24	2.75	6.62	34 ~ 48	89
	1 ~ 2	74	44.4 ± 0.17	2.22	4.99	40 ~ 53	53
	2 ~ 3	51	48.3 ± 0.20	2.16	4.47	42 ~ 54	60
	3 ~ 4	58	49.9 ± 0.22	2.50	5.06	45 ~ 55	93
	4 ~ 5	64	51.4 ± 0.20	2.38	4.64	45 ~ 59	79
	5 ~ 6	89	52.9 ± 0.15	2.08	3.93	49 ~ 60	125
	6 ~ 7	222	53.3 ± 0.12	2.73	5.18	67 ~ 63	79

第4表 事變 前 後 比

性	年齢	(1) N	M ± E.M	δ	v	V _{max ~ min}	(2) N
男	0 ~ 1	66	64.3 ± 0.27	3.22	5.15	58 ~ 71.0	111
	1 ~ 2	98	60.6 ± 0.19	2.79	4.46	54 ~ 68.0	50
	2 ~ 3	54	58.1 ± 0.22	2.86	4.01	53 ~ 63.5	75
	3 ~ 4	53	55.9 ± 0.22	2.37	4.27	51 ~ 61.5	90
	4 ~ 5	53	54.8 ± 0.19	2.07	3.78	48 ~ 61.5	70
	5 ~ 6	81	52.8 ± 0.16	2.11	4.01	49 ~ 57.5	88
	6 ~ 7	177	51.9 ± 0.17	2.25	4.28	46 ~ 58.5	110
女	0 ~ 1	64	65.3 ± 0.33	3.89	5.96	56.5 ~ 75.0	87
	1 ~ 2	77	59.8 ± 0.20	2.59	4.33	53 ~ 65.5	49
	2 ~ 3	48	57.9 ± 0.19	1.97	3.41	54.5 ~ 62.0	61
	3 ~ 4	54	56.0 ± 0.29	3.14	5.65	51 ~ 62.0	90
	4 ~ 5	72	54.2 ± 0.19	2.45	4.41	50 ~ 60.0	81
	5 ~ 6	90	52.2 ± 0.16	2.24	4.25	46.5 ~ 58.5	126
	6 ~ 7	214	50.6 ± 0.11	2.42	4.85	45 ~ 57.0	81

高 瞳 に 比 坐 高 比 較

(2) 事 變 後 平 均 坐 高					$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意性	比坐高 ノ 差
$M \pm EM$	δ	v	V max ~ min	比坐高				
41.4 ± 0.22	3.45	8.27	33 ~ 49	63.8	+ 0.3	0.82	—	- 0.3
47.1 ± 0.27	2.76	5.80	43 ~ 53	61.8	±	—	—	- 0.8
51.3 ± 0.19	2.28	4.57	45 ~ 56	61.0	- 0.5	1.9	—	- 0.4
54.2 ± 0.17	2.15	3.87	49 ~ 59	59.7	+ 0.3	1.1	—	- 0.4
56.8 ± 0.21	2.10	4.67	50 ~ 61	59.0	+ 0.7	2.7	—	- 1.4
59.6 ± 0.15	2.07	3.52	55 ~ 64	57.9	- 0.2	0.9	—	- 0.4
62.2 ± 0.14	1.89	3.02	58 ~ 66	58.2	- 0.1	0.5	—	- 0.2
40.2 ± 0.24	3.40	8.49	33 ~ 47	64.0	- 0.1	—	—	- 0.8
46.1 ± 0.19	2.10	4.61	42 ~ 50	62.7	+ 0.1	0.4	—	- 0.6
50.9 ± 0.20	2.23	4.45	44 ~ 55	61.5	+ 1.0	3.7	有意性	- 0.7
53.3 ± 0.23	2.61	4.96	49 ~ 58	59.7	- 0.6	1.3	—	- 0.3
56.1 ± 0.22	2.71	4.86	49 ~ 62	58.4	±	—	—	- 0.5
58.9 ± 0.14	2.26	3.83	54 ~ 64	57.9	- 0.2	0.7	—	- 0.2
62.4 ± 0.31	2.52	4.04	57 ~ 68	58.6	+ 0.7	1.9	—	+ 0.4

均 脚 高 比 較

(2) 事 變 後 脚 高					$\frac{1-2}{(M_1 - M_2)}$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意性	比脚高 ノ 差
$M \pm EM$	δ	v	V max ~ min	比脚高				
23.0 ± 0.17	2.69	11.58	17 ~ 30	35.4	- 0.1	0.43	—	- 0.2
29.3 ± 0.21	2.05	6.98	24 ~ 33	38.3	+ 0.9	2.90	—	+ 0.4
33.0 ± 0.24	2.96	8.88	27 ~ 40	39.3	+ 0.4	1.26	—	+ 0.8
36.5 ± 0.16	2.11	5.70	33 ~ 41	40.2	+ 0.1	0.40	—	+ 0.2
39.6 ± 0.18	2.32	5.79	33 ~ 45	41.1	- 0.4	1.61	—	- 0.5
43.2 ± 0.14	1.98	4.56	39 ~ 48	42.0	+ 0.4	1.70	—	+ 0.3
45.2 ± 0.16	2.16	4.75	39 ~ 51	44.0	- 0.3	1.17	—	+ 1.3
22.0 ± 0.19	2.66	11.98	17 ~ 28	35.2	- 0.2	0.78	—	± 0.3
27.5 ± 0.20	2.24	8.05	28 ~ 33	37.4	- 0.1	0.34	—	+ 0.1
32.1 ± 0.21	2.30	7.12	27 ~ 37	38.5	±	—	—	±
36.5 ± 0.16	2.11	5.70	32 ~ 41	40.2	+ 0.1	2.63	—	- 0.6
40.1 ± 0.33	2.62	6.55	35 ~ 48	41.7	- 0.1	0.26	—	+ 0.1
42.3 ± 0.16	2.57	6.16	40 ~ 49	41.7	- 0.1	0.44	—	±
45.0 ± 0.29	2.44	5.38	40 ~ 49	42.3	+ 0.5	1.42	—	+ 0.3

第5表 事變前後平均坐

		(1)	事變前平均	均坐高				N
性	年齢	N	M ± E.M.	δ	v	V _{max ~ min}	比坐高	
支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて	0 ~ 1	130	41.1 ± 0.29	3.29	7.90	30 ~ 50	64.1	110
	1 ~ 2	69	47.1 ± 0.23	2.78	5.83	41 ~ 54	62.6	54
	2 ~ 3	71	51.8 ± 0.18	2.22	4.23	46 ~ 88	60.6	68
	3 ~ 4	47	53.9 ± 0.22	2.20	4.18	49 ~ 58	59.3	76
	4 ~ 5	79	56.1 ± 0.19	2.44	4.39	52 ~ 61	60.4	72
	5 ~ 6	94	59.8 ± 0.15	2.10	3.56	52 ~ 65	58.3	92
	6 ~ 7	86	62.3 ± 0.17	2.29	5.03	56 ~ 68	58.4	82
支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて	0 ~ 1	97	40.3 ± 0.20	2.90	7.24	33 ~ 47	63.2	95
	1 ~ 2	73	46.0 ± 0.21	2.70	5.94	36 ~ 51	62.1	54
	2 ~ 3	62	49.9 ± 0.18	2.12	4.25	42 ~ 56	59.8	74
	3 ~ 4	29	53.9 ± 0.26	2.09	3.95	50 ~ 58	60.4	63
	4 ~ 5	87	56.1 ± 0.15	1.91	3.44	51 ~ 61	58.9	70
	5 ~ 6	116	59.1 ± 0.15	2.41	4.09	53 ~ 64	58.1	122
	6 ~ 7	69	61.7 ± 0.19	2.36	3.78	56 ~ 68	58.2	32

第6表 事變前後平

		(1)	事變前脚高					N
性	年齢	N	M ± E.M.	δ	v	V _{max ~ min}	比脚高	
支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて	0 ~ 1	130	23.1 ± 0.16	2.76	11.87	17 ~ 30	35.6	114
	1 ~ 2	70	28.4 ± 0.23	2.83	7.37	24 ~ 36	37.9	44
	2 ~ 3	70	32.6 ± 0.21	2.59	8.04	26 ~ 39	38.5	68
	3 ~ 4	48	36.4 ± 0.19	2.00	5.41	33 ~ 41	40.0	76
	4 ~ 5	73	40.0 ± 0.17	2.11	5.28	36 ~ 45	41.6	72
	5 ~ 6	95	42.8 ± 0.19	1.88	4.32	38 ~ 48	41.7	74
	6 ~ 7	86	45.5 ± 0.20	2.76	6.07	38 ~ 54	42.7	81
支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて	0 ~ 1	110	22.2 ± 0.17	2.60	11.77	17 ~ 30	34.9	95
	1 ~ 2	71	27.6 ± 0.22	2.69	9.67	19 ~ 33	37.3	55
	2 ~ 3	61	32.1 ± 0.20	2.33	7.21	26 ~ 37	38.5	54
	3 ~ 4	28	36.4 ± 0.21	1.64	4.42	33 ~ 43	40.8	76
	4 ~ 5	87	40.2 ± 0.19	2.69	6.72	35 ~ 49	41.6	67
	5 ~ 6	116	42.4 ± 0.16	2.60	6.25	39 ~ 53	41.7	122
	6 ~ 7	70	44.5 ± 0.20	2.53	5.56	40 ~ 50	42.0	35

均上膊圍比較

(2) 事變後平均上膊圍				$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意性
$M \pm EM$	δ	v	V max ~ min			
13.2 ± 0.10	1.54	11.71	9.5 ~ 17.0	±	—	—
14.2 ± 0.08	1.08	7.55	12.0 ~ 17.0	+ 0.1	0.8	—
14.9 ± 0.07	0.91	6.12	13.0 ~ 17.0	- 0.1	0.8	—
15.1 ± 0.07	1.02	6.73	13.0 ~ 18.0	- 0.3	2.8	—
15.2 ± 0.08	1.01	6.67	13.0 ~ 17.0	- 0.4	3.5	有意
15.9 ± 0.07	0.97	6.19	12.0 ~ 18.0	+ 0.5	5.3	//
15.7 ± 0.40	1.00	6.37	13.0 ~ 18.5	±	—	—
12.8 ± 0.11	1.44	11.22	8.0 ~ 15.5	- 0.6	4.0	有意
13.5 ± 0.13	1.17	8.62	11.0 ~ 16.0	- 0.7	4.6	//
13.7 ± 0.10	1.11	8.10	12.0 ~ 16.5	- 1.0	8.2	//
14.8 ± 0.07	0.94	6.38	12.5 ~ 17.0	- 0.3	2.8	—
15.1 ± 0.07	0.88	5.80	12.5 ~ 18.5	- 0.2	1.6	—
15.3 ± 0.05	0.80	5.20	13.5 ~ 17.0	- 0.2	2.3	—
15.5 ± 0.07	0.91	5.92	13.5 ~ 17.5	±	—	—

均皮厚比較

(2) 事變後平均皮厚				$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意
$M \pm EM$	δ	v	V max ~ min			
4.4 ± 0.12	1.83	42.02	1 ~ 9	- 3.0	10.2	有意
3.9 ± 0.19	2.00	49.06	2 ~ 9	- 2.0	7.4	//
3.8 ± 0.12	1.45	39.15	2 ~ 9	- 2.2	11.0	//
4.0 ± 0.08	1.17	29.18	2 ~ 7	- 1.4	7.8	//
3.8 ± 0.10	1.30	33.83	2 ~ 8	- 0.8	4.9	//
3.1 ± 0.08	1.17	37.47	2 ~ 8	- 1.2	9.4	//
3.4 ± 0.10	1.45	43.56	1 ~ 9	- 0.7	6.0	//
5.1 ± 0.14	1.99	39.72	1 ~ 12.0	- 0.6	2.5	—
4.2 ± 0.17	1.85	44.42	1 ~ 9	- 1.8	6.8	有意
4.1 ± 0.14	1.58	37.80	2 ~ 10.0	- 2.2	9.7	//
4.3 ± 0.11	1.55	35.72	2 ~ 9	- 1.1	6.2	//
4.5 ± 0.08	1.67	36.78	1 ~ 8	- 0.6	4.4	//
3.9 ± 0.07	1.22	38.87	1 ~ 11.0	- 1.1	7.4	//
4.9 ± 0.13	1.75	34.92	2 ~ 10.0	- 0.4	2.5	—

第7表 事變 前 後 平

(1) 事變 前 平 均 上 脣 圏							
性	年 齡	N	M ± E M	δ	v	V max ~ min	N
支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて	0 ~ 1	64	13.2 ± 0.11	1.78	13.49	9.5 ~ 17.0	106
	1 ~ 2	74	14.1 ± 0.09	1.15	8.15	11.0 ~ 17.0	36
	2 ~ 3	48	15.0 ± 0.10	1.00	6.67	13.0 ~ 18.0	79
	3 ~ 4	61	15.4 ± 0.08	0.95	6.11	13.0 ~ 17.0	95
	4 ~ 5	51	15.6 ± 0.08	0.83	5.32	14.0 ~ 17.0	73
	5 ~ 6	76	15.4 ± 0.07	0.77	5.01	14.0 ~ 18.0	88
	6 ~ 7	173	15.7 ± 0.06	1.09	6.97	13.0 ~ 18.5	112
女	0 ~ 1	57	13.4 ± 0.10	1.09	8.15	11.0 ~ 16.5	78
	1 ~ 2	75	14.2 ± 0.08	0.97	6.75	12.5 ~ 16.5	34
	2 ~ 3	49	14.7 ± 0.07	0.75	5.10	13.0 ~ 16.5	60
	3 ~ 4	59	15.1 ± 0.08	0.93	6.16	13.5 ~ 17.0	91
	4 ~ 5	68	15.3 ± 0.10	1.16	7.56	12.5 ~ 18.5	75
	5 ~ 6	79	15.5 ± 0.07	0.87	5.63	13.5 ~ 19.0	119
	6 ~ 7	202	15.5 ± 0.05	1.00	6.36	13.0 ~ 18.0	80

第8表 事變 前 後 平

(1) 事變 前 平 均 皮 厚						
性	年 齡	(1) N	M ± E M	δ	v	V max ~ min
男	0 ~ 1	67	7.4 ± 0.27	3.32	4.47	0.2 ~ 1.5
	1 ~ 2	70	5.9 ± 0.19	2.34	3.95	0.2 ~ 1.4
	2 ~ 3	44	6.0 ± 0.16	1.53	2.59	0.2 ~ 1.1
	3 ~ 4	63	5.4 ± 0.16	1.85	3.45	0.3 ~ 1.2
	4 ~ 5	53	4.6 ± 0.13	1.41	3.10	0.2 ~ 0.9
	5 ~ 6	82	4.3 ± 0.10	1.40	3.24	0.2 ~ 0.8
	6 ~ 7	138	4.1 ± 0.06	1.88	2.83	0.2 ~ 0.9
女	0 ~ 1	57	5.7 ± 0.20	2.17	3.81	0.2 ~ 1.3
	1 ~ 2	62	6.0 ± 0.18	2.35	3.94	0.3 ~ 1.5
	2 ~ 3	46	6.3 ± 0.18	1.78	2.82	0.3 ~ 1.0
	3 ~ 4	58	5.4 ± 0.13	1.43	2.67	0.3 ~ 0.9
	4 ~ 5	68	5.1 ± 0.11	1.40	2.74	0.2 ~ 0.8
	5 ~ 6	89	5.0 ± 0.13	1.85	3.71	0.2 ~ 1.1
	6 ~ 7	175	5.3 ± 0.09	1.82	3.47	0.2 ~ 1.2

る測定値である)

平均身長(昭14)

$M \pm EM$	δ	v	$V_{\max} - V_{\min}$	$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意
58.6 ± 0.20	2.06	3.50	54 ~ 63	- 0.2	0.7	—意
60.9 ± 0.20	2.40	3.85	56 ~ 67	+ 0.1	0.5	—意
62.3 ± 0.13	2.05	3.28	57 ~ 69	- 0.9	5.3	無
64.7 ± 0.12	2.33	3.50	58 ~ 73	- 0.6	4.2	〃
66.2 ± 0.12	2.19	3.29	60 ~ 72	- 0.8	5.1	—意
67.9 ± 0.14	2.45	3.68	61 ~ 75	+ 0.1	0.6	—意
68.8 ± 0.12	2.27	3.40	62 ~ 74	- 0.7	4.5	—意
70.3 ± 0.13	2.38	3.34	63 ~ 75	- 0.4	2.7	—意
71.5 ± 0.15	2.58	3.61	64 ~ 78	- 0.6	3.4	—意
72.3 ± 0.17	2.11	2.95	67 ~ 78	- 0.4	2.0	—意
73.6 ± 0.26	2.67	3.74	68 ~ 79	- 0.5	1.7	—意
58.5 ± 0.27	2.40	4.08	53 ~ 64	- 0.9	2.6	—意
60.0 ± 0.18	2.17	3.69	54 ~ 65	- 0.2	0.8	—意
62.4 ± 0.16	2.35	3.76	57 ~ 70	+ 0.5	2.5	—意
63.7 ± 0.12	2.16	3.46	59 ~ 69	- 0.4	2.5	—意
64.9 ± 0.12	1.88	2.83	60 ~ 70	- 0.5	2.6	—意
66.5 ± 0.16	2.40	3.59	61 ~ 71	- 0.4	2.5	—意
68.1 ± 0.16	2.31	3.46	63 ~ 74	- 0.3	1.6	—意
68.7 ± 0.15	2.01	3.01	64 ~ 73	- 0.7	3.5	—意
70.7 ± 0.14	1.91	2.67	67 ~ 75	- 0.1	0.5	—意
71.9 ± 0.19	1.99	2.79	67 ~ 47	+ 0.2	0.8	—意
72.0 ± 0.22	2.04	2.86	68 ~ 78	- 0.7	2.5	—意

性別、年齢別に脚高を比較すれば(第六表)男兒は女兒よりも大である。兩群を比較するに概略何れが大なるや明かでない。即ち第1群男兒〇一一年は三・一纏、第2群は二三・〇纏にして〇・一纏だけ第1群よりも小である。一二三年、三四年、四五年は第2群が夫々大にて二九・三纏、三三・〇纏、三六・五纏である。四一五年は第2群は第1群より〇・四纏小、五一年は〇・四纏大、六一七年は〇・三纏小なる數値を得た。同様に女兒に於ても一二三年は三一・一纏にて兩群同數値、三四年は第2群三六・五纏にて〇・一纏、六一七年は四五・〇纏、〇・五纏共に大である。その他は〇・一纏何れも劣る。

比脚高(脚高 $\times 100$)は男兒〇一一年の〇・二及び四一五年の〇・五を除けば凡て〇・三一・三第2群の方が第1群よりも優り、女兒は三一年年の〇・六劣れるを除けば他は同數値なるか又は〇・一乃至〇・三第2群の方が大である。

坐高に於ける如く脚高に於ても亦兩群間の差は悉く無意性にて何れも著しき差ではない。

六、上膊圍竝に皮厚

上膊圍の測定は栄養状態判定に重要な測度として諸家に依り採用せらるつある。著者も乳幼兒期に於ける栄養判定の資に供せんが爲めに皮下脂膚(皮厚)と共に計測を企圖した。

第七表に見るが如く第2群は概略第1群に凌駕せられ、男兒に於ては乳兒及び幼兒の初期に於ては著差を認めないが、女兒は有意性にてその差大なるものを認める。即ち第2群を觀るに男兒の乳兒期は第1群と同値、(一

第9表 (1) 都市乳兒

性	年齢	(1) N	M ± E M	δ	v	V _{max} ~ V _{min}	(2) N
男	1 ~ 2	62	58.8 ± 0.21	2.46	4.18	53 ~ 64	46
	3	127	60.8 ± 0.14	2.36	3.77	54 ~ 70	65
	4	195	63.2 ± 0.11	2.23	3.57	58 ~ 69	115
	5	330	65.3 ± 0.08	2.20	3.31	57 ~ 72	177
	6	240	67.0 ± 0.10	2.23	3.14	61 ~ 79	160
	7	270	67.8 ± 0.10	2.49	3.73	58 ~ 76	150
	8	236	69.5 ± 0.10	2.93	4.11	61 ~ 75	152
	9	236	70.7 ± 0.07	2.45	3.43	62 ~ 77	151
	10	227	72.1 ± 0.09	2.11	2.95	67 ~ 79	127
	11	181	72.7 ± 0.11	2.19	3.07	67 ~ 80	73
	12	128	74.1 ± 0.13	2.23	3.35	68 ~ 79	49
女	1 ~ 2	37	57.6 ± 0.30	2.66	4.53	52 ~ 65	36
	3	70	59.8 ± 0.17	2.13	3.62	52 ~ 64	66
	4	144	61.9 ± 0.12	2.13	3.41	56 ~ 69	103
	5	240	64.1 ± 0.11	2.46	3.93	58 ~ 74	142
	6	132	65.4 ± 0.15	2.54	3.89	54 ~ 71	113
	7	173	66.9 ± 0.13	2.55	3.82	57 ~ 75	107
	8	135	68.4 ± 0.10	1.79	2.68	61 ~ 72	96
	9	170	69.4 ± 0.13	2.41	3.37	62 ~ 76	83
	10	139	70.8 ± 0.15	2.53	3.80	64 ~ 78	85
	11	97	71.7 ± 0.17	2.50	3.50	65 ~ 78	49
	12	80	73.3 ± 0.18	2.36	3.30	69 ~ 81	41

三・二・二羣) 一一二年は一四・二・二羣にて第1群稍大、一二三年、三一四年、四年五年は夫々一四・九・二羣、一五・一・二羣、一五・二・二羣にして〇・一・二羣、〇・三・二羣、〇・四・二羣第1群よりも小である。五六六年は一五・九・二羣にて〇・五・二羣前群より大となるも、六一七年は一五・七・二羣にて兩群間に差を示さぬ。女兒に於ては男兒と異り各年齢階級共に〇・二・一・〇・二・二・〇・二・一・〇・二・二羣第2群は第1群よりも劣位にある。(但し六一七年は同値)

皮厚に就いて考察するに、男女兒共に各年齢を通じて劣るのを見る。而して差に於ても著明なるものにして、統計學上有意性を認めた。(但し女兒の乳兒期及び六一七年は無意性にて之を除く。) 各年齢を通覽するに第2群の男兒〇年より六年に至る間は夫々、四・四耗、三・九耗、三・八耗、四・〇耗、三・八耗、三・一耗、三・四耗にして第1群よりも劣り、〇・七・一・三・〇耗の間を上下する。女兒も男兒の如く第2群に就いて見るに五・一耗、四・二耗、四・一耗、四・三耗、四・五耗、三・九耗、四・九耗なる數値を得第1群よりも〇・四・一・二耗小である。

男女共に各年齢増加に伴ふ皮厚の發育状態は乳兒期に於て最も大にして低年齢なるに従ひ小なる傾向を窺知するものである。

上膊圍、皮厚より兩者間の比較を考察するに第2群の方が遙かに劣れるを推量せられるのである。

(二) 都市(但し乳兒期のみを對稱とする)

前述せる如く都市に就いては事變後第2年並に第3年目の比較にして、農村に於けるものと比較にはならないが都市に於ける事變後の一傾向として参考に附し度いと考へる。

一、身長

男兒第1群に於ける生後一ヶ月より満一ヶ月間の各月齡別の身長平均値

體重並 糜體重

$M \pm EM$	δ	v	$V_{\max} \sim min$	糜體重	$(1-2)$ $M_1 - M_2$	$M_3 - M_2$ $\sqrt{EM_1^2 - EM_2^2}$	有意性	糜體重差 1-2	
								$M_1 - M_2$	$\sqrt{EM_1^2 - EM_2^2}$
5.8 ± 0.06	0.61	10.4	4.5 ~ 7.5	9.9	± 0.1	—	—	+ 0.1	
6.4 ± 0.05	0.64	10.2	5.0 ~ 7.5	10.2	- 0.4	1.4	—	- 0.8	
6.7 ± 0.05	0.78	11.7	4.5 ~ 10.0	12.0	—	6.3	有意	+ 0.6	
7.5 ± 0.04	0.94	12.3	5.5 ~ 10.0	11.3	- 0.1	—	—	- 0.1	
7.8 ± 0.05	0.83	10.8	5.5 ~ 10.0	11.7	- 0.3	4.7	有意	- 0.4	
8.3 ± 0.05	0.90	8.5	5.5 ~ 11.5	12.5	±	—	—	±	
8.5 ± 0.05	0.90	10.6	6.0 ~ 11.0	12.8	- 0.1	—	—	+ 0.4	
8.5 ± 0.06	0.98	11.7	5.5 ~ 11.5	11.9	- 0.5	6.9	有意	- 0.8	
8.9 ± 0.05	0.84	9.3	6.5 ~ 11.5	12.5	- 0.2	3.1	〃	+ 2.5	
9.2 ± 0.06	0.72	7.9	6.5 ~ 10.5	12.9	- 0.3	—	—	- 0.2	
9.3 ± 0.08	0.86	9.4	7.5 ~ 11.0	13.0	±	—	—	+ 0.4	
6.0 ± 0.08	0.67	11.4	4.5 ~ 7.0	10.2	+ 0.4	—	有意	+ 0.6	
6.1 ± 0.05	4.66	10.5	4.0 ~ 7.5	10.4	± 0.1	—	—	+ 0.1	
6.8 ± 0.05	0.75	11.3	5.0 ~ 9.5	10.9	+ 0.1	1.3	—	+ 0.2	
7.0 ± 0.04	0.67	9.3	5.0 ~ 9.0	10.5	- 0.2	—	有意	- 1.1	
7.5 ± 0.05	0.77	10.0	5.0 ~ 9.5	11.3	± 0.1	—	—	± 0.1	
7.8 ± 0.06	0.86	11.2	5.5 ~ 9.5	11.7	- 0.1	1.4	—	+ 0.3	
8.2 ± 0.06	0.91	10.9	6.0 ~ 11.0	12.3	± 0.2	—	—	- 0.6	
8.2 ± 0.07	0.89	10.7	6.0 ~ 10.0	11.5	—	2.5	—	±	
8.7 ± 0.06	0.79	8.6	7.0 ~ 10.5	12.3	± 0.2	—	—	- 0.1	
8.8 ± 0.08	0.77	8.5	7.5 ~ 10.5	12.2	—	—	—	±	
8.8 ± 0.10	0.98	10.8	7.0 ~ 12.0	12.3	± 0.2	1.6	—	—	

は五八・八糰—七四・一糰間にて、第2群は五八・六糰—七三・六糰であり女児は、五七・六—七三・三糰、並に五八・五一七二・〇糰間にてある。而して男児の一一二ヶ月は第2群五八・六糰にて〇・二糰第1群に劣るも、三ヶ月は六〇・九糰又七ヶ月は六七・九糰にして共に〇・一糰優れるを除けば第2群は第1群よりも〇・一一〇・九糰劣つて居る。女児も四ヶ月の六二・四糰、悉く劣る。統計學上有意性を認むるは男児の四、五、六、八、一〇ヶ月、女児の九月のみにて他是無意性である。即ち都市に於ては事變後第3年目に至りて殊に男児に稍、影響を來し始めたものと推算し得る。

二、體重

體重平均値(第十表)は男児は概して第2群は第1群より小であるか又は同數値であり、女児も大體男児に同じ傾向である。

男児は一一二ヶ月間の體重平均値は第1群五・八一九・三延、女児五・六一九・〇延にして、第2群は五・八一九・三延及び六・〇延—八・八延間である。各月齡別に比較検討を試みれば男児一一二ヶ月、七ヶ月、一二ヶ月は兩者差なく、その他は〇・一一〇・四延だけ第2群の方が劣る。女児は一一二ヶ月、四ヶ月は〇・四延、〇・一延第1群よりも優れて居り、三、六、八、一〇、一一ヶ月は同數値にて、五、七、九ヶ月は〇・二延、〇・一延、〇・一二延夫々劣つて居る。統計學上の有意性は男児の四、六、九、一一ヶ月及び女児の一一二ヶ月、五ヶ月に觀られる。その他は無意性を認む。

糜體重を比較するに、概して第2群が大であるが如きを推知され得る。即ち體重の發育状態は身長と相似たる傾向を示し男児に稍、劣位を認めたるも、未だ糜體重即ち身長に對する比率に於て影響は少なきものと思は

第10表 都市児平均

性	年齢	(1) N	M ± EN 距	δ	v	V max ~ min	種體重	(2) N
男	1 ~ 2	62	5.8 ± 0.09	1.11	18.8	3.0 ~ 7.5	9.8	46
	3	127	6.5 ± 0.05	0.76	11.3	4.5 ~ 8.5	11.0	66
	4	195	7.1 ± 0.05	0.81	11.4	5.5 ~ 9.5	11.4	115
	5	330	7.6 ± 0.03	0.87	11.2	5.0 ~ 10.5	11.4	215
	6	240	8.1 ± 0.04	0.94	11.3	5.0 ~ 10.5	12.1	157
	7	270	8.3 ± 0.04	0.88	10.5	6.5 ~ 11.0	12.5	150
	8	236	8.6 ± 0.04	0.81	9.7	6.5 ~ 10.5	12.4	153
	9	236	9.0 ± 0.04	0.98	10.9	6.5 ~ 12.5	12.7	141
	10	227	9.1 ± 0.04	0.88	9.7	7.0 ~ 12.0	10.0	125
	11	181	9.5 ± 0.05	0.89	9.4	7.5 ~ 12.0	13.1	72
	12	128	9.3 ± 0.06	1.00	10.7	7.5 ~ 12.5	12.6	49
女	1 ~ 2	37	5.6 ± 0.08	0.68	12.3	4.0 ~ 7.0	9.6	36
	3	70	6.1 ± 0.05	0.60	10.0	4.5 ~ 8.5	10.3	67
	4	144	6.7 ± 0.04	0.71	10.7	4.5 ~ 9.0	10.7	103
	5	240	7.2 ± 0.04	0.82	11.5	5.0 ~ 10.0	11.6	142
	6	132	7.5 ± 0.06	0.99	12.8	4.5 ~ 10.5	11.3	113
	7	173	7.9 ± 0.08	0.80	10.4	6.0 ~ 10.0	11.8	92
	8	135	8.2 ± 0.04	0.71	8.5	6.5 ~ 10.0	12.0	98
	9	170	8.4 ± 0.04	0.81	9.1	6.5 ~ 11.0	12.1	84
	10	139	8.7 ± 0.05	0.95	10.4	6.5 ~ 12.0	12.3	86
	11	97	8.8 ± 0.06	0.84	9.3	7.0 ~ 11.5	12.3	49
	12	80	9.0 ± 0.08	1.10	12.1	7.0 ~ 13.5	12.3	42

れるのである。

三、胸圍竝に比胸圍

兩群間の胸圍、比胸圍を観察するに後者は前者よりも悉く劣位にあり而も、統計學上有意性を示し其の差著明なる事が觀られる。

即ち第1群男児の一一二ヶ月間の胸圍平均値は四・六一四六・八糰にて、第2群は三九・六一四五・〇糰、女兒は三九・五一四六・〇糰、及び三九・二一四四・三糰である。平均値の差は男児一・六一一・八糰、女兒〇・三一・二・五糰間に於て第2群は第1群に凌駕せられ其の増加率は男児平均四・七%、女兒は三・一%である。

比胸圍に於ても男女児を通じて〇・二一一八八・七の差を以て第2群は第1群に劣る。

胸圍に對しては前記農村乳兒に於けると同様なる結果を認めた。

四、坐高竝に比坐高

坐高は(第2表)第1群男児一一二ヶ月の年齢に於て、三七・六一四六・二糰、第2群は三七・四一四五・九糰にして、女兒は三六・二一四五・三糰、及び三七・〇一四五・〇糰間である。兩群間平均値の比較は第2群は第1群に概して凌駕されるも男児の一一二ヶ月、三ヶ月及び女兒の五、六、七、九ヶ月は有意性を示して居る他は無意性であり著明なる差違を見出しえない。

比坐高の比較は平均値と略、同じ傾向が認められる。

即ち兩群間の坐高の發育状態は明瞭なる差違を性別、年齢別に認めな

胸 围 站 比 胸 围

δ	v	V max ~ min	比 胸 围	$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有 意	比 胸 間 差	增 係	加 數
1.82	4.56	36 ~ 44.4	67.3	- 2.0	7.2	有意	- 3.5	- 4.8	
1.84	4.61	36 ~ 43	63.7	- 2.8	13.2	〃	- 8.7	- 6.4	
1.90	4.55	37 ~ 47	66.4	- 2.7	17.2	〃	- 4.3	- 6.2	
1.74	4.18	39 ~ 49	67.8	- 2.4	20.0	〃	+ 0.6	- 5.3	
1.90	4.38	38 ~ 47	64.4	- 2.4	17.8	〃	- 3.6	- 5.3	
1.71	3.93	38 ~ 48	65.7	- 1.8	15.0	〃	- 2.6	- 4.0	
1.83	4.21	40 ~ 50	66.2	- 1.7	13.6	〃	+ 0.8	- 3.7	
2.01	4.63	37 ~ 49	62.0	- 1.7	11.4	〃	- 2.9	- 3.7	
1.87	4.12	40 ~ 49	62.3	- 1.6	10.7	〃	- 1.7	- 3.5	
1.49	3.27	40 ~ 48	62.4	- 2.0	12.3	〃	- 1.9	- 4.2	
1.74	3.82	41 ~ 49	63.0	- 2.8	8.9	〃	- 0.2	- 3.8	
1.85	4.80	34 ~ 44	66.6	- 0.3	2.7	〃	- 0.6	- 7.5	
1.65	4.12	36 ~ 44	64.0	- 1.3	9.3	〃	- 7.2	- 4.6	
1.51	3.63	37 ~ 45	65.9	- 2.0	12.2	〃	- 3.3	- 4.6	
1.65	3.96	37 ~ 46	62.0	- 2.4	17.8	〃	- 0.8	- 5.5	
1.74	4.18	36 ~ 47	62.9	- 2.5	14.0	〃	- 3.7	- 5.6	
1.78	4.10	39 ~ 48	64.1	- 1.8	9.8	〃	- 2.3	- 4.1	
1.87	4.30	39 ~ 49	64.5	- 1.5	10.1	〃	- 0.9	- 3.3	
1.83	4.21	39 ~ 47	60.6	- 1.5	9.1	〃	- 3.9	- 3.3	
1.51	3.47	41 ~ 47	60.9	- 1.8	11.5	〃	- 2.9	- 2.4	
1.73	3.98	40 ~ 48	52.0	- 1.1	5.0	〃	- 1.6	- 2.4	
1.69	3.88	42 ~ 48	62.0	- 1.7	6.9	〃	- 0.5	- 3.7	

坐 高 站 比 坐 高

$M \pm EM$	δ	v	V max ~ min	$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有 意	比 坐 高	比 坐 高 差
37.4 ± 0.15	1.54	4.15	34 ~ 40	- 0.2	8.7	有意	63.6	- 0.4
38.2 ± 0.15	1.76	4.58	32 ~ 42	- 0.6	3.2	〃	61.1	- 4.8
39.4 ± 0.10	1.64	4.10	35 ~ 43	- 0.3	2.3	—	63.0	- 0.6
41.0 ± 0.08	1.66	3.98	32 ~ 46	±	—	—	61.5	- 0.1
41.9 ± 0.08	1.53	3.67	33 ~ 48	- 0.3	2.7	—	62.9	- 0.4
42.9 ± 0.10	1.83	4.20	38 ~ 49	+ 0.3	1.6	—	63.1	- 0.8
43.2 ± 0.06	1.65	3.80	39 ~ 47	- 0.2	2.0	—	62.6	+ 0.5
44.2 ± 0.12	2.14	4.93	38 ~ 49	±	—	—	62.8	+ 0.4
44.7 ± 0.11	1.75	3.84	40 ~ 50	- 0.3	2.2	—	62.6	±
45.5 ± 0.12	1.47	3.23	42 ~ 48	- 0.3	2.0	—	63.7	+ 0.5
45.9 ± 0.17	1.77	3.89	42 ~ 50	- 0.3	1.5	—	64.3	+ 1.9
37.0 ± 0.19	1.68	4.54	34 ~ 40	- 0.8	2.7	—	62.9	+ 1.4
38.0 ± 0.13	1.54	4.01	35 ~ 42	±	—	—	64.6	- 0.1
39.1 ± 0.10	1.51	3.91	36 ~ 43	±	—	—	62.6	±
39.9 ± 0.09	1.60	3.99	36 ~ 44	- 0.7	5.8	有意	63.8	- 6.1
40.8 ± 0.10	1.49	3.58	37 ~ 45	- 0.8	5.9	〃	61.2	- 1.2
41.6 ± 0.12	1.87	4.49	37 ~ 45	- 0.6	3.7	〃	62.4	- 0.4
42.9 ± 0.12	1.78	4.10	38 ~ 47	- 0.1	0.7	—	63.1	- 0.3
43.2 ± 0.11	1.55	3.57	40 ~ 47	- 0.5	3.5	有意	63.1	- 0.2
44.2 ± 0.10	1.25	2.87	42 ~ 47	- 0.3	2.6	—	61.9	- 0.8
44.9 ± 0.14	1.49	3.28	42 ~ 48	- 0.1	0.5	—	62.9	+ 0.2
45.0 ± 0.14	1.39	3.05	42 ~ 49	- 0.3	1.3	—	62.6	+ 0.9

第 11 表 都 市 乳 兒 平 均

性	年 齡	(1) N		$M \pm E_M$	δ	v	V _{max~min}	比胸圍	(2) N		$M \pm E_M$
		N	$M \pm E_M$						N	$M \pm E_M$	
男	1 ~ 2	62	41.6 ± 0.21	2.43	5.84	$33 \sim 47$	70.8	46	39.6 ± 0.18		
	3	127	42.6 ± 0.15	2.57	5.91	$35 \sim 48$	72.4	65	39.8 ± 0.15		
	4	195	44.2 ± 0.10	1.98	4.56	$37 \sim 48$	70.7	115	41.5 ± 0.12		
	5	330	44.8 ± 0.09	2.31	5.08	$36 \sim 51$	67.2	206	42.5 ± 0.08		
	6	240	45.3 ± 0.09	1.99	4.39	$41 \sim 51$	68.0	159	42.9 ± 0.10		
	7	270	45.6 ± 0.08	1.97	4.34	$41 \sim 51$	68.3	149	43.8 ± 0.09		
	8	236	45.8 ± 0.08	1.90	4.19	$39 \sim 51$	65.4	154	44.1 ± 0.10		
	9	236	46.0 ± 0.10	2.18	4.79	$41 \sim 52$	64.9	141	44.3 ± 0.11		
	10	227	46.1 ± 0.08	1.80	3.96	$41 \sim 53$	64.0	126	44.5 ± 0.11		
	11	181	46.6 ± 0.10	2.03	4.27	$41 \sim 53$	64.3	73	44.6 ± 0.12		
	12	128	46.8 ± 0.11	1.90	4.00	$43 \sim 53$	63.2	49	45.0 ± 0.17		
女	1 ~ 2	37	39.5 ± 0.27	2.40	6.00	$34 \sim 43$	67.2	34	39.2 ± 0.21		
	3	70	41.9 ± 0.15	1.91	4.58	$37 \sim 47$	71.2	67	40.0 ± 0.14		
	4	144	43.2 ± 0.13	2.26	5.20	$38 \sim 50$	69.2	96	41.2 ± 0.10		
	5	240	43.7 ± 0.10	2.25	5.18	$37 \sim 50$	70.0	142	41.3 ± 0.09		
	6	132	44.4 ± 0.14	2.37	5.47	$35 \sim 51$	66.6	113	41.9 ± 0.11		
	7	173	44.5 ± 0.10	1.98	4.35	$40 \sim 50$	66.4	106	42.7 ± 0.12		
	8	135	44.8 ± 0.11	1.87	4.12	$39 \sim 50$	65.4	98	43.0 ± 0.13		
	9	170	44.8 ± 0.10	1.97	4.31	$40 \sim 51$	64.5	83	43.3 ± 0.14		
	10	189	45.3 ± 0.11	1.86	4.09	$41 \sim 50$	63.8	86	43.5 ± 0.16		
	11	97	45.4 ± 0.14	2.02	4.44	$41 \sim 52$	63.6	49	44.3 ± 0.17		
	12	80	45.0 ± 0.17	2.77	4.98	$41 \sim 51$	62.5	41	44.3 ± 0.18		

(註) 增加係數： $-\frac{(M_1 - M_2)100}{M_1}$

第 12 表 都 市 乳 兒 平 均

都 市 乳 兒 平 均 坐 高								(2) N
性	年 齡	(1) N	M ± E M	δ	v	V _{max~min}	比 坐 高	
男	1 ~ 2	67	37.6 ± 0.17	2.03	5.47	33 ~ 45	64.0	46
	3	127	38.8 ± 0.11	1.81	4.72	34 ~ 45	65.9	64
	4	195	39.7 ± 0.08	1.72	4.30	35 ~ 46	63.6	115
	5	330	41.0 ± 0.06	1.58	3.80	36 ~ 47	61.6	202
	6	240	42.2 ± 0.08	1.74	4.17	37 ~ 46	63.3	158
	7	270	42.6 ± 0.07	1.78	4.09	38 ~ 50	63.9	150
	8	236	43.4 ± 0.08	1.81	4.15	38 ~ 49	62.1	143
	9	236	44.2 ± 0.08	1.89	4.36	36 ~ 49	62.4	142
	10	227	45.0 ± 0.08	1.83	4.03	38 ~ 50	62.6	127
	11	181	45.8 ± 0.09	1.87	4.11	41 ~ 51	63.2	68
	12	128	46.2 ± 0.10	1.70	3.74	41 ~ 50	62.4	47
女	1 ~ 2	37	36.2 ± 0.23	2.10	5.87	31 ~ 40	61.5	36
	3	70	38.0 ± 0.15	1.85	4.82	32 ~ 42	64.7	67
	4	144	39.1 ± 0.11	1.86	4.84	31 ~ 44	62.6	103
	5	240	40.6 ± 0.08	1.75	4.36	35 ~ 47	64.9	141
	6	132	41.6 ± 0.09	1.56	3.73	37 ~ 45	62.4	110
	7	173	42.2 ± 0.11	2.11	5.07	37 ~ 47	62.8	105
	8	135	43.0 ± 0.09	1.55	3.57	39 ~ 48	62.8	98
	9	170	43.7 ± 0.09	1.70	3.91	40 ~ 48	62.9	84
	10	139	44.5 ± 0.06	1.96	4.32	40 ~ 51	62.7	78
	11	97	44.8 ± 0.13	1.88	4.15	40 ~ 50	62.7	49
	12	80	45.3 ± 0.18	2.36	5.19	40 ~ 51	61.7	42

四、總 括

と推察せられる。

農村乳幼兒竝に都市乳兒の身體發育狀況が今事變に依る影響は如何なる結果であるかに就き考察を巡らせば大略左の如くである。

一、身 長

農村乳幼兒身長の事變に依る影響は頗る僅少なるものと思惟せられる。即ち男兒の二、三年及び女兒竝に低年齡に於ては稍、劣れるも其の差は無意にして顯著なるものは認められない。

都市乳兒に於ては男兒に稍、影響を見出す程度にして、女兒には未だ認められぬ。

二、體 重

農村乳幼兒體重に於ける影響は、身長の發育に伴ひ稍、加重せられたる如き觀あるも又乳兒期竝に年長幼兒に體重低下を認むるも何れも身長同様無意性を示し、大なる影響ありたるものとは認め難い。

都市乳兒の事變後第三年目の影響としては男兒に稍、顯示せられ、身長と相關聯せる結果が觀られる。

三、胸 圍

農村乳幼兒胸圍即ち幅育の發育は事變後に於て事變前に比較して劣等なる事實を認めた。殊に乳兒期にありては男女共に五・五%、一一・九%だけ事變前よりも劣位である。然し比胸圍は無意差であつた。即ち農村乳幼兒の胸圍の發育は概して劣等となつたが殊に乳兒期に著明であるは肯定せざるを得ない。

都市乳兒に於ては事變後三年目は二年目に比して著明なる影響が現はれて居る。即ち男兒は平均四・七%、女兒は二・一%第二年目に凌駕せられ、絶對に各月齡間に有意差を示し何等かの原因に依り斯る影響を來したもの

四、坐高竝に脚高

農村の坐高竝に脚高は身長に影響を受ける事が大であるが、事變前後の差は殆ど身長と同様大なる差は認められない。脚高に於ても同様である。

都市乳兒の坐高に就き考察するに略、農村と相似たる結果であり平均値には多少の差を見るが統計學上概して無意なるものである。

五、上膊圍竝に皮厚(農村乳幼兒のみ)

男兒の乳兒期及び低年齡には大した影響は認めなかつたが、年齡の進むに従ひ相當の影響ありと云ふ成績を得た。女兒は概して事變後劣等となつて居り殊に乳兒期竝に低年齡に著しい現象を呈した。

皮厚は性別、年齡別悉く劣等で著明なる差を以て影響を來して居る。

以上を總括するに農山村の乳幼兒の發育に對する事變の影響は、長育に對して未だ不良なるものを齎しては居ないが、幅育殊に胸圍及び上膊圍、皮厚等に示されたる成績及び榮養狀態判定に對する數値をみると相當の顯著なる度合に於て悪い結果が現はれつつあるものと思料し得られる。併し乍ら體重に對しては未だ悪影響は認められなかつた。

都市乳兒に於ては事變後第三年目に至り長育に多少の影響を見ること過ぎぬが、幅育(胸圍)に於ては明瞭なる著差を以て影響を受けて居り、農村に於けるものと同様なる結果が認められる。

斯かる保健施設のある農山村に於て多少の影響を蒙りつつある事實にて居る。即ち男兒は平均四・七%、女兒は二・一%第二年目に凌駕せられ、鑑み、今後更に保健衛生指導竝に處女地に對する保健施設の設置に考慮を要するものと考へる。

女子の未婚残存率に就て

大月照江

査諸資料、帝國統計年鑑、人口動態統計等を利用した。國勢調査年度の女子總人口及び全國、郡部、六大都市の女子未婚者數を比較し、更に横濱、神戸兩海港都市との關係を見るために、長崎、函館、下關の三都市を参考として採つてみた。

從來我が國に於ける結婚難は青年男子自身の經濟的無力、自由主義的思

想の影響と共に、女子の教育程度の向上、職業界進出の逐年増加等に伴ひ、男女共通の問題であつたのであるが、今次支那事變勃發以後は多數壯丁の出征、労働力不足のため生産年齢層の産業地盤集中により、適齡期男子の激減が特に女子の結婚難を加速度的に深刻化せしめてゐるのである。

昭和十六年一月二十二日閣議で決定された「人口政策確立要綱」は人口増殖の見地から男女の、特に女子の婚姻年齢の引下げを提倡してゐる。即ち昭和十三年現在の全國平均初婚年齢は男子二八・三九歳、女子二四・四一歳であるが、今後の十年間に、現在に比し三年早めると同時に、一夫婦の平均出生兒數を現在の四兒より五兒に引上げることを目標としてゐるのである。早婚を奨励するためには先づ現状を察かにし、如何なる原因が晩婚的傾向及び結婚難を助成してゐるかを知ると共に、その障礙物たる原因を除去して具體的対策を練る必要があるのである。

本稿は現状を探る一助にもと、法律婚の許される十五歳より婚姻適齡期にある二四歳迄を除き、而も尚妊娠期間内の年齢層にある二五歳より四四歳迄の女子の未婚残存率を検討してみたものである。

使用せる資料は未發表のため引用不可能な昭和十五年度を除く、過去四回の國勢調査年次を探り、特に明記せるものの外は内閣統計局編、國勢調

女子の未婚残存率に就て

以下統計の示すところに従ひ、少しく解説を試みてみたいと思ふ。尙本稿に挿入の各表は、各歳別の女子總人口と、同じく女子未婚者總數を取り、後者を前者で除してその未婚残存率を算出したものである。

一、全國の未婚率

先づ全國の女子未婚残存率に就て若干の數字を指摘してみると、大正九年の第一回國勢調査に於ては二五歳では一二・九五%であるが、大正十四年には一一・一三%に減少して居り、更に昭和五年には一三・〇六%、昭和十年には一六・五四%と再び上昇を示してゐる。これは以下凡ゆる場合に關して言ひ得る如く、第一回の國勢調査に際して調査主旨の不徹底と共に從來の因習道徳に捉はれて世間體を怖れ、内縁關係者は殆ど有配偶者として登録されてゐない關係から未婚率を高めてゐることが記憶されなくてはならない。從つて大正十四年度の残存率低下の一大原因は登録の主旨が稍々徹底したための現象と解すべきものであり、昭和五年及び同十年と後年度に及ぶに従ひ事實上未婚者が増加してゐるものと見做されるのである。

次に三十歳では大正九年には五・二八%、同十四年には四・三五%、昭和五年には四・五三%、同十年には五・二八%を示してゐる。大正九年が同十四年より高率なのは二五歳の例と同様の理由によるものと考へられ、従つて未婚者の率は各國勢調査年次を追つて近年に至るに従ひ上昇してゐるものと考へられる。これは女子の高等教育の普及及び職業界進出の關係に加

第一表 女子未婚人口(全國)

昭和 10 年			年	昭和 5 年			人口問題研究 第二卷 第十二號
女子總數	未婚者	未婚率	齡	女子總數	未婚者	未婚率	
554,063	91,642	16.54	25	481,256	62,832	13.06	
553,608	69,429	12.54	26	461,284	44,887	9.73	
523,005	51,395	9.83	27	477,735	36,935	7.73	
503,334	41,448	8.23	28	474,166	29,716	6.27	
435,825	30,324	6.96	29	460,436	24,686	5.36	
458,296	24,194	5.28	30	433,927	19,663	4.53	
437,229	19,248	4.40	31	407,310	16,137	3.96	
458,719	17,615	3.85	32	422,269	15,660	3.71	
457,304	15,531	3.40	33	390,638	13,162	3.37	
441,597	13,557	3.07	34	384,481	11,525	3.00	
420,085	11,627	2.77	35	374,775	10,238	2.73	
387,726	9,711	2.50	36	356,739	9,229	2.59	
402,106	9,832	2.45	37	340,407	7,911	2.32	
372,748	8,570	2.30	38	344,027	7,409	2.15	
369,735	7,662	2.07	39	311,980	6,830	2.19	
355,587	6,953	1.96	40	327,957	6,647	2.03	
337,520	6,310	1.87	41	343,896	6,459	1.88	
322,809	5,482	1.70	42	324,108	5,676	1.75	
327,249	5,541	1.69	43	317,016	5,261	1.66	
295,219	5,084	1.72	44	285,567	4,723	1.65	

大正 14 年			年	大正 9 年		
女子總數	未婚者	未婚率	齡	女子總數	未婚者	未婚率
462,179	51,462	11.13	25	416,528	53,956	12.95
427,747	37,540	8.78	26	397,665	41,568	10.45
438,005	32,451	7.41	27	378,191	31,826	8.42
405,614	24,889	6.14	28	378,746	26,761	7.07
403,423	20,547	5.09	29	344,814	21,321	6.18
388,669	16,897	4.35	30	361,079	19,082	5.28
368,074	14,267	3.88	31	379,946	16,963	4.46
354,379	11,691	3.30	32	363,827	14,338	3.94
360,271	11,167	3.10	33	352,664	12,056	3.42
324,518	9,500	2.93	34	318,491	10,256	3.22
343,788	9,140	2.66	35	334,543	10,002	2.99
360,040	8,694	2.41	36	342,127	9,631	2.82
341,824	7,638	2.23	37	342,228	9,028	2.64
331,931	6,979	2.10	38	337,205	8,635	2.56
303,256	6,074	2.00	39	346,864	8,525	2.46
313,581	5,971	1.90	40	319,173	7,443	2.33
319,763	5,806	1.82	41	332,044	7,348	2.21
319,798	5,558	1.74	42	319,390	6,711	2.10
317,930	5,800	1.82	43	311,378	6,400	2.06
326,469	7,083	2.17	44	321,525	6,496	2.02

へて、昭和四年以後の世界的不況の影響と見做されるのである。

然し何と云つても大多數の女子は三十歳迄に結婚するのであつて、その未婚率は急速に減少してゐるが、三〇歳より四四歳迄は等しく年齢の増につれて低下してゐるとは云へ、その速度は至つて緩慢である。尙注目すべきことは各年度共四四歳では未婚率は極く僅少となり、全國的にみて生涯家庭生活に入らぬ女子の數は取るに足らぬものであると云ふことである。

二、郡部の未婚率

郡部の未婚残存率は豫期の如く、全國よりも六大都市のそれよりも最も低率である。云ふまでもなく全國の統計は殘存率高き六大都市及び其他の比較的大人口を擁する都市を含んでゐるのであるが、郡部はそれらを除くものだからである。即ち農村の女子は都市のそれに比して早婚であること及び多數の農村女子が事變以前には離村して都市の生産其他の有業人口に參加してゐることもこの傾向に拍車をかけてゐるのである。現在では狀態は一變してゐるが、事變前の女子の離村は却つて農村青年の結婚難の因を爲してゐたのであるから、斯る事實は農村に居殘る青年女子の早婚傾向を助成してゐると云ふことも考へ得るのである。

郡部に於ても全國と同様、大正十四年が最も低率を示してゐる。従つてその理由は等しいものであるが、斯かる傳統的風習を固持する傾向は特に郡部に於て著しいものであるから内縁關係に就ても統計的に全國に比し、より顯著に現れてゐるものと考へられるのである。故に昭和十年の二十五歳より二十九歳を除いて大正九年が平均して最も高率を示してゐるのは斯かる理由に基くものではないかと考へられるのである。

大正九年に比して内縁關係が稍、徹底的に有配偶者として登録されるに

女子の未婚残存率に就て

至つたことは、他年度に於ける未婚残存率を低下せしめた一の有力な理由であるが、尙且全體的には大體全國と同様の傾向を辿つて後年度程上昇を示してゐるのは、世界大戰以後農村女子が多數離村して有業人口として進出するに至つたことによるものと思惟されるのである。其他に關しても略々全國と同様のことと言ひ得るのである。

三、六大都市の未婚率

前述の如く寧ろ例外的な神戸を除いては、郡部は勿論のこと、全國よりも六大都市は遙かに未婚残存率が高いのである。これは都市には地方出身の結婚適齢期前後に於ける女子が多數生産其他の方面に活動して居り、都市在住の女子に於ては、農村に於て結婚後もその未婚時代の生活様式の延長として家業に從事し得るのと異り、商業方面を除いては結婚は往々にしてその退職を意味することになるので、經濟的其他の理由から婚期を失し易い關係にあり、女子教育の普及と共に必然的に未婚残存率を上昇せしめてゐるものと考へられるのである。

A、先づ都市を含む全國平均より郡部の平均を差引いてみると、第四表の如く五、三〇、四〇、四四の各歳別人口に關する殘存率の差を擧げてみると左の如くである。

B、全國平均に比すると第五表の如く若干の例外を除いては豫期の如く都市が大體高率を示してゐる。

C、六大都市を郡部平均に比すると、第六表の如く一、二の些細な例外を除いて都市が著しく高率を示してゐるのである。

第二表 女子未婚人口(郡部)

昭和 10 年			年 齢	昭和 5 年		
女子總數	未婚者	未婚率		女子總數	未婚者	未婚率
332,918	45,442	13.65	25	341,596	38,253	11.20
338,194	34,467	10.19	26	329,356	27,047	8.21
320,791	25,262	7.89	27	343,545	22,212	6.47
308,591	19,951	6.47	28	343,107	17,888	5.21
272,257	14,796	5.43	29	334,145	14,911	4.46
286,415	11,819	4.13	30	316,474	11,926	3.77
275,988	9,603	3.48	31	298,834	9,918	3.32
292,748	8,901	3.04	32	310,426	9,640	3.11
293,991	7,995	2.72	33	290,335	8,242	2.84
284,501	7,030	2.47	34	288,613	7,262	2.52
272,596	6,155	2.26	35	280,723	6,525	2.32
254,366	5,322	2.09	36	268,020	5,850	2.18
265,702	5,416	2.04	37	257,041	5,130	2.00
248,675	4,881	1.96	38	260,887	4,825	1.85
251,110	4,441	1.77	39	237,526	4,531	1.91
241,277	4,112	1.70	40	250,079	4,390	1.76
230,088	3,705	1.61	41	263,943	4,288	1.62
221,701	3,239	1.46	42	248,830	3,824	1.54
225,808	3,393	1.50	43	245,837	3,556	1.45
205,088	3,165	1.54	44	219,732	3,135	1.43

大正 14 年			年 齢	大正 9 年		
女子總數	未婚者	未婚率		女子總數	未婚者	未婚率
341,810	32,812	9.60	25	327,326	37,360	11.41
318,036	23,851	7.50	26	312,732	28,526	9.12
326,284	20,447	6.27	27	298,669	21,702	7.27
305,776	15,988	5.23	28	300,433	18,196	6.06
307,120	13,475	4.39	29	274,266	14,624	5.33
295,649	11,023	3.73	30	287,962	13,073	4.54
280,860	9,363	3.33	31	304,055	11,570	3.79
272,093	7,746	2.85	32	291,860	9,780	3.35
277,392	7,418	2.67	33	285,432	8,325	2.92
250,623	6,403	2.55	34	255,404	6,999	2.74
265,732	6,214	2.34	35	269,794	6,864	2.54
280,220	5,881	2.10	36	277,554	6,832	2.46
266,018	5,274	1.98	37	278,339	6,370	2.29
260,789	4,912	1.88	38	274,857	6,198	2.25
236,381	4,265	1.80	39	285,271	6,165	2.16
245,594	4,210	1.71	40	261,980	5,366	2.05
252,295	4,269	1.69	41	273,973	5,367	1.96
253,567	4,034	1.59	42	263,381	4,898	1.86
252,104	4,244	1.68	43	257,900	4,754	1.84
260,632	5,195	1.99	44	266,156	4,772	1.79

第三表 女子未婚人口(六大都市)

女子の未婚残存率に就て 大正9年	東京市			大阪市			名古屋市		
	年齢	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者
25	19,875	4,352	21.90	11,874	2,175	18.32	3,832	707	18.45
26	19,612	3,622	18.47	10,845	1,604	14.79	3,686	549	14.89
27	17,923	2,783	15.53	10,172	1,275	12.53	3,243	422	13.01
28	17,895	2,389	13.35	9,980	1,024	10.26	3,254	338	10.39
29	16,533	1,925	11.64	8,517	751	8.82	3,196	308	9.64
30	16,822	1,692	10.06	9,164	747	8.15	3,111	262	8.42
31	17,009	1,438	8.45	9,641	653	6.77	3,247	232	7.15
32	15,942	1,203	7.55	9,234	576	6.24	3,141	208	6.62
33	15,241	1,008	6.61	8,190	456	5.57	3,088	201	6.51
34	14,691	955	6.50	7,602	392	5.16	2,833	139	4.91
35	14,443	878	6.08	8,128	405	4.98	2,947	146	4.95
36	14,147	700	4.95	7,896	325	4.12	2,925	129	4.41
37	13,812	691	5.00	7,997	315	3.94	2,870	124	4.24
38	13,246	637	4.81	7,864	310	3.94	2,913	112	3.84
39	12,657	598	4.72	7,791	270	3.47	2,812	113	4.02
40	12,345	565	4.58	7,044	250	3.55	2,543	79	3.11
41	12,022	516	4.29	7,220	234	3.24	2,538	115	4.53
42	11,615	443	3.81	7,179	208	2.90	2,303	72	3.13
43	10,794	415	3.84	6,831	183	2.68	2,154	77	3.57
44	11,435	428	3.74	6,856	187	2.73	2,485	101	3.96

四七	京都 市			神戸 市			横濱 市		
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率
25	5,200	1,106	21.27	5,890	799	13.57	3,761	596	15.85
26	4,874	903	18.53	5,442	633	11.63	3,944	540	13.69
27	4,534	690	15.22	5,100	491	9.63	3,597	371	10.31
28	4,624	615	13.30	5,051	398	7.88	3,490	358	10.26
29	4,029	497	12.34	4,353	335	7.70	3,205	259	8.08
30	4,208	407	9.67	4,538	394	8.68	3,278	261	7.96
31	4,296	412	9.59	4,724	249	5.27	3,447	225	6.53
32	4,134	346	8.37	4,533	215	4.74	3,371	185	5.49
33	3,616	270	7.47	4,035	152	3.77	3,083	149	4.83
34	3,697	252	6.82	3,690	147	3.98	3,010	142	4.72
35	3,832	229	5.98	3,763	114	3.03	2,808	103	3.67
36	3,788	212	5.60	3,894	107	2.75	2,948	115	3.90
37	3,795	208	5.48	3,766	109	2.89	2,732	100	3.66
38	3,729	193	5.18	3,775	89	2.36	2,673	98	3.67
39	3,707	209	5.64	3,658	93	2.54	2,622	87	3.32
40	3,503	152	4.34	3,273	97	2.96	2,481	71	2.86
41	3,601	147	4.08	3,359	76	2.26	2,474	66	2.67
42	3,477	149	4.29	3,282	76	2.32	2,358	80	3.39
43	3,461	131	3.79	3,057	60	1.96	2,264	61	2.69
44	3,469	138	3.98	3,238	79	2.44	2,282	64	2.80

第三表 女子未婚人口(六大都市) (續)

大正14年 年齢	東京市			大阪市			名古屋市			人口問題研究 第二卷 第十一號
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	
25	18,409	3,481	18.91	21,799	2,979	13.67	6,839	1,024	14.97	
26	17,009	2,601	15.29	19,676	2,172	11.04	6,416	702	10.94	
27	16,837	2,190	13.01	20,320	2,009	9.89	6,367	671	10.54	
28	15,352	1,740	11.33	17,680	1,400	7.92	5,512	422	7.66	
29	14,396	1,280	8.89	17,063	1,077	6.31	5,614	399	7.11	
30	14,438	1,103	7.64	16,382	889	5.43	5,370	383	7.13	
31	13,626	997	7.32	14,851	739	4.98	5,239	257	4.91	
32	12,833	745	5.81	13,943	633	4.54	4,677	242	5.17	
33	13,147	750	5.70	14,114	581	4.12	4,707	209	4.44	
34	12,006	609	5.07	11,910	498	4.18	4,556	188	4.13	
35	12,461	577	4.63	12,941	420	3.25	4,458	163	3.66	
36	12,511	530	4.24	13,146	374	2.84	4,549	184	4.04	
37	11,704	443	3.79	12,701	366	2.88	4,466	159	3.56	
38	11,285	397	3.52	11,188	281	2.51	4,306	144	3.34	
39	11,005	368	3.34	10,386	257	2.47	3,985	114	2.86	
40	10,808	354	3.28	11,049	260	2.35	4,131	120	2.90	
41	10,422	284	2.73	10,611	200	1.88	4,011	103	2.57	
42	10,000	266	2.66	10,686	226	2.11	3,923	92	2.35	
43	10,169	312	3.07	10,407	224	2.15	4,105	103	2.51	
44	9,685	310	3.20	10,564	320	3.03	3,949	109	2.76	

	京都市			神戸市			横濱市			四八
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	
25	6,176	1,238	20.05	6,768	699	10.33	3,983	430	10.80	
26	5,778	907	15.70	6,221	544	8.74	3,642	345	9.47	
27	5,756	871	15.13	6,594	507	7.69	3,663	300	8.19	
28	5,024	605	12.04	5,883	390	6.63	3,494	198	5.67	
29	4,895	524	10.70	5,466	280	5.12	3,309	159	4.81	
30	4,856	394	8.41	5,031	221	4.39	3,130	120	3.83	
31	4,550	362	7.96	4,650	193	4.15	3,143	122	3.88	
32	4,184	293	7.00	4,418	149	3.37	2,959	96	3.24	
33	4,347	261	6.00	4,441	129	2.90	2,842	86	3.03	
34	3,865	266	6.88	3,826	100	2.61	2,552	68	2.66	
35	4,012	219	5.46	4,120	95	2.31	2,662	81	3.04	
36	3,973	192	4.83	4,220	101	2.39	2,837	79	2.78	
37	3,930	187	4.76	3,960	73	1.84	2,717	74	2.72	
38	3,500	155	4.43	3,666	49	1.34	2,506	58	2.31	
39	3,546	156	4.40	3,421	51	1.49	2,387	56	2.35	
40	3,619	140	3.87	3,433	42	1.22	2,271	39	1.72	
41	3,633	129	3.55	3,470	37	1.07	2,318	34	1.47	
42	3,509	135	3.85	3,318	46	1.39	2,182	41	1.88	
43	3,624	137	3.78	3,335	32	0.96	2,145	35	1.63	
44	3,550	152	4.28	3,375	37	1.10	2,116	41	1.94	

第三表 女子未婚人口(六大都市)(續)

昭和5年 女子の未婚残存率に就て	東京市			大阪市			名古屋市		
	年齢	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者
25	19,603	4,846	24.72	24,173	3,732	15.44	8,065	1,111	13.78
26	17,625	3,357	19.05	22,848	2,726	11.93	7,667	891	11.62
27	17,306	2,757	15.93	23,169	2,276	9.82	7,998	765	9.56
28	16,807	2,146	12.77	22,923	1,798	7.84	7,694	610	7.93
29	16,149	1,798	11.13	22,177	1,475	6.65	7,482	512	6.84
30	14,855	1,366	9.20	20,193	1,172	5.80	6,740	433	6.42
31	13,998	1,158	8.27	18,587	883	4.75	6,339	321	5.06
32	13,793	1,103	8.00	19,389	947	4.88	6,373	336	5.27
33	12,703	906	7.13	17,088	775	4.54	5,520	241	4.37
34	11,864	768	6.47	16,024	623	3.89	5,550	262	4.72
35	11,930	656	5.50	15,702	532	3.39	5,415	248	4.58
36	11,531	643	5.58	14,378	505	3.51	5,202	171	3.29
37	10,661	529	4.96	13,432	414	3.08	4,700	143	3.04
38	10,904	476	4.37	13,274	351	2.64	4,734	161	3.40
39	10,039	455	4.58	11,384	324	2.85	4,493	129	2.87
40	10,492	437	4.17	12,253	310	2.53	4,371	132	3.02
41	10,363	420	4.05	12,464	275	2.21	4,446	135	3.04
42	9,760	340	3.48	11,848	268	2.26	4,370	118	2.70
43	9,319	334	3.58	10,763	237	2.20	4,253	119	2.80
44	9,198	309	3.36	9,793	228	2.33	3,760	79	2.10

四九	京都 市			神戸 市			横濱 市		
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率
25	7,104	1,544	21.73	7,661	1,091	14.25	5,658	875	15.46
26	6,425	1,095	17.04	7,308	777	10.63	5,458	622	11.40
27	6,699	930	13.88	7,653	688	8.99	5,554	507	9.13
28	6,500	758	11.66	7,601	535	7.04	5,518	430	7.79
29	6,214	643	10.35	7,391	455	6.16	5,532	322	5.82
30	5,622	518	9.21	6,825	314	4.60	5,218	266	5.10
31	5,344	421	7.88	6,305	261	4.14	4,936	244	4.94
32	5,312	395	7.44	6,945	281	4.05	4,805	184	3.83
33	4,669	349	7.47	5,831	227	3.89	4,603	172	3.74
34	4,599	261	5.68	5,429	197	3.63	4,304	137	3.18
35	4,480	240	5.36	5,248	153	2.92	4,046	113	2.79
36	4,317	246	5.70	4,709	142	3.02	4,059	106	2.61
37	3,875	204	5.26	4,499	115	2.56	3,694	84	2.27
38	4,178	200	4.79	4,480	105	1.34	3,582	109	3.04
39	3,546	173	4.88	3,891	78	2.00	3,106	72	2.32
40	3,799	163	4.29	3,987	92	2.31	3,247	73	2.25
41	3,975	175	4.38	4,218	89	2.11	3,470	74	2.13
42	3,733	143	3.83	4,005	68	1.70	3,233	65	2.01
43	3,281	129	3.93	3,637	56	1.54	3,032	53	1.75
44	3,328	132	3.97	3,340	68	2.04	2,819	55	1.95

第三表 女子未婚人口(六大都市)(續)

昭和10年 年齢	東京市			大阪市			名古屋市		
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率
25	60,725	14,876	23.67	31,006	5,809	18.74	10,579	1,756	16.60
26	58,657	10,809	18.43	29,815	4,450	14.93	10,288	1,358	13.20
27	55,452	8,136	14.67	28,428	3,478	12.23	9,284	1,046	11.27
28	53,314	6,849	12.85	26,930	2,716	10.09	8,997	840	9.34
29	44,033	4,904	11.14	22,637	2,008	8.87	7,761	615	7.92
30	47,342	3,926	8.29	23,433	1,548	6.61	7,883	477	6.05
31	43,400	3,013	6.94	22,061	1,252	5.68	7,516	403	5.36
32	44,105	2,785	6.31	22,280	1,081	4.85	7,851	396	5.04
33	43,219	2,328	5.39	22,396	960	4.29	7,647	330	4.32
34	41,577	1,940	4.67	21,495	864	4.02	7,339	301	4.10
35	38,682	1,680	4.34	19,744	655	3.32	6,672	280	4.20
36	34,902	1,333	3.82	17,759	573	3.23	6,153	194	3.15
37	34,611	1,260	3.64	18,578	601	3.24	6,188	231	3.73
38	31,781	1,129	3.55	16,402	477	2.91	5,458	168	3.08
39	29,947	967	3.23	15,365	385	2.51	5,498	161	2.93
40	28,861	867	3.00	14,715	328	2.23	5,255	144	2.74
41	27,463	832	3.03	13,509	322	2.38	5,103	148	2.90
42	25,548	667	2.61	12,693	266	2.10	4,531	106	2.34
43	25,664	692	2.70	12,803	223	1.74	4,599	104	2.26
44	23,011	589	2.56	10,878	211	1.94	4,288	88	2.05

	京都 市			神戸 市			横濱 市		
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率
25	11,029	2,458	22.29	9,535	1,702	17.85	6,766	1,357	20.06
26	10,373	1,786	17.22	9,423	1,344	14.27	6,706	1,060	15.81
27	9,732	1,413	14.52	8,756	978	11.17	6,298	742	11.78
28	9,506	1,182	12.43	8,328	859	10.31	6,026	595	9.87
29	8,039	857	10.66	7,059	557	7.89	5,016	441	8.79
30	8,049	626	7.78	7,329	458	6.25	5,493	345	6.28
31	7,457	518	6.95	6,947	348	5.01	5,183	265	5.11
32	7,694	453	5.89	7,166	337	4.70	5,379	264	4.91
33	7,594	423	5.57	7,199	282	3.92	5,297	211	3.98
34	7,412	377	5.09	6,959	255	3.66	5,242	182	3.47
35	6,747	318	4.71	6,516	189	2.90	5,006	160	3.20
36	6,324	268	4.24	5,842	139	2.38	4,446	123	2.76
37	6,346	282	4.44	6,386	164	2.57	4,433	112	2.53
38	5,634	227	4.03	5,495	155	2.82	4,272	98	2.29
39	5,423	202	3.72	5,068	113	2.23	4,034	72	1.78
40	5,362	166	3.10	4,732	101	2.13	3,781	72	1.90
41	4,957	143	2.88	4,441	90	2.03	3,795	66	1.74
42	4,714	139	2.95	4,137	77	1.86	3,365	56	1.66
43	4,963	145	2.92	4,203	69	1.64	3,311	71	2.14
44	4,328	121	2.80	3,599	56	1.56	3,009	54	1.79

第四表 全國と都部の比較(%)

年 次	大正 9 年	大正 14 年	昭 和 5 年	昭 和 10 年	都市	東 京	大 阪	名 古 屋	京 都	神 戸	横 滙
年 齢					東 京	大 阪	名 古 屋	京 都	神 戸	横 滙	
25	1.54	1.53	1.86	2.89	25	10.49	6.91	7.04	9.88	2.16	4.44
30	0.74	1.62	0.76	1.15	30	5.52	3.61	3.88	5.13	4.14	3.42
35	0.45	0.32	0.41	0.51	35	3.52	2.44	2.41	3.44	0.49	1.13
40	0.28	0.19	0.27	0.26	40	2.53	1.50	1.06	2.29	0.91	0.81
44	0.23	0.18	0.22	0.18	44	1.95	0.94	2.17	2.19	0.65	1.01
第五表 六大都市と全國の比較(%)											
都市 東 京 大 阪 名 古 屋 京 都 神 戸 横 滙											
年齢 正 9 年											
25	8.95	5.37	5.50	8.32	0.62	2.90	25	9.31	4.07	5.37	10.45
30	4.78	2.87	3.14	4.39	3.40	2.68	30	3.91	1.70	3.40	4.38
35	3.09	1.99	1.96	2.99	0.04	0.64	35	2.29	0.91	1.32	3.12
40	2.25	1.22	0.78	2.01	0.63	0.53	40	1.57	0.64	1.19	2.16
44	1.72	0.71	1.94	1.96	0.42	0.78	44	1.21	1.04	0.77	2.29
年齢 正 14 年											
25	7.78	2.54	3.84	8.92	0.30	—	25	5.37	4.07	5.37	10.45
30	3.29	1.08	2.78	3.76	0.04	—	30	3.91	1.70	3.40	4.38
35	1.97	0.59	1.00	2.80	—	0.35	35	2.29	0.91	1.32	3.12
40	1.38	0.45	1.00	1.97	—	0.68	40	1.57	0.64	1.19	2.16
44	1.03	0.86	0.59	2.11	—	1.07	44	1.21	1.04	0.77	2.29
年齢 昭 和 5 年											
25	7.78	2.54	3.84	8.92	0.30	—	25	4.24	2.58	10.53	3.05
30	3.29	1.08	2.78	3.76	0.04	—	30	5.43	2.03	2.65	5.44
35	1.97	0.59	1.00	2.80	—	0.35	35	3.18	1.07	2.26	3.04
40	1.38	0.45	1.00	1.97	—	0.68	40	2.41	0.77	1.26	2.53
44	1.03	0.86	0.59	2.11	—	1.07	44	1.93	0.90	0.67	2.54
年齢 昭 和 10 年											
25	7.13	2.20	0.06	5.75	1.31	3.52	25	10.02	1.09	2.95	8.64
30	3.01	1.33	0.77	2.50	0.97	1.00	30	4.16	2.48	1.92	3.65
35	1.57	0.55	1.43	1.94	0.13	0.43	35	2.08	1.06	1.94	2.45
40	1.04	0.27	0.78	1.14	0.17	—	40	1.30	0.53	1.04	1.40
44	0.84	0.22	0.33	1.08	—	0.16	44	1.02	0.40	0.51	1.26

第六表 六大都市と都部の比較(%)

年 次	大正 9 年	大正 14 年	昭 和 5 年	昭 和 10 年	都市	東 京	大 阪	名 古 屋	京 都	神 戸	横 滙
年 齢					東 京	大 阪	名 古 屋	京 都	神 戸	横 滙	
25	1.54	1.53	1.86	2.89	25	10.49	6.91	7.04	9.88	2.16	4.44
30	0.74	1.62	0.76	1.15	30	5.52	3.61	3.88	5.13	4.14	3.42
35	0.45	0.32	0.41	0.51	35	3.52	2.44	2.41	3.44	0.49	1.13
40	0.28	0.19	0.27	0.26	40	2.53	1.50	1.06	2.29	0.91	0.81
44	0.23	0.18	0.22	0.18	44	1.95	0.94	2.17	2.19	0.65	1.01
第五表 六大都市と全國の比較(%)											
25	8.95	5.37	5.50	8.32	0.62	2.90	25	9.31	4.07	5.37	10.45
30	4.78	2.87	3.14	4.39	3.40	2.68	30	3.91	1.70	3.40	4.38
35	3.09	1.99	1.96	2.99	0.04	0.64	35	2.29	0.91	1.32	3.12
40	2.25	1.22	0.78	2.01	0.63	0.53	40	1.57	0.64	1.19	2.16
44	1.72	0.71	1.94	1.96	0.42	0.78	44	1.21	1.04	0.77	2.29
年齢 正 14 年											
25	7.78	2.54	3.84	8.92	0.30	—	25	5.37	4.07	5.37	10.45
30	3.29	1.08	2.78	3.76	0.04	—	30	3.91	1.70	3.40	4.38
35	1.97	0.59	1.00	2.80	—	0.35	35	2.29	0.91	1.32	3.12
40	1.38	0.45	1.00	1.97	—	0.68	40	1.57	0.64	1.19	2.16
44	1.03	0.86	0.59	2.11	—	1.07	44	1.21	1.04	0.77	2.29
年齢 昭 和 5 年											
25	7.78	2.54	3.84	8.92	0.30	—	25	4.24	2.58	10.53	3.05
30	3.29	1.08	2.78	3.76	0.04	—	30	5.43	2.03	2.65	5.44
35	1.97	0.59	1.00	2.80	—	0.35	35	3.18	1.07	2.26	3.04
40	1.38	0.45	1.00	1.97	—	0.68	40	2.41	0.77	1.26	2.53
44	1.03	0.86	0.59	2.11	—	1.07	44	1.93	0.90	0.67	2.54
年齢 昭 和 10 年											
25	7.13	2.20	0.06	5.75	1.31	3.52	25	10.02	1.09	2.95	8.64
30	3.01	1.33	0.77	2.50	0.97	1.00	30	4.16	2.48	1.92	3.65
35	1.57	0.55	1.43	1.94	0.13	0.43	35	2.08	1.06	1.94	2.45
40	1.04	0.27	0.78	1.14	0.17	—	40	1.30	0.53	1.04	1.40
44	0.84	0.22	0.33	1.08	—	0.16	44	1.02	0.40	0.51	1.26

六大都市を年度別に考へてみると、大正九年が一般的に高率を示してゐるのは、上述の内縁關係者が未婚者として分類されてゐる關係からであると考へられる。この傾向が名古屋に於て最も顯著に現はれてゐるのは、同市の未婚率が郡部型に稍、類似してゐる點に鑑み、當時内縁者を目する因習的傾向が特に烈しく反映したものとも考へ得るのであるが、或は登録に際して統計上に不備な點が介在してゐたのかも知れない。其他は多少の例外はあるが、大體の傾向としては近年に至るに従ひ、殘存率は上昇を示してゐる。これは前述の如く主として女子の經濟的社會的進出がその婚期を延期乃至延長せしめてゐることと密接に關聯してゐるからであると思ふのである。

六大都市を都市別に見ると各自異なる現象を呈してゐるのであるが、その原因是明かでなく、寧ろ將來の研究課題として残されてゐるものが多いのである。従つて以下指摘する若干の事項も單に問題の所在を示唆する程度のものである。

東京市——未婚殘存率が大正十四年の京都の例外を除いて常に最も高いのは東京であり、帝都の龐大なる人口中には他市に比して最も多くの獨身女子有業人口及び女子學生等が含まれてゐるものと考へられるのである。
 (全國的乃至都市別の女子有業人口に對する有配偶者の割合は存在しない
 のでその正確なる數字は不明である。即ち職業別人口中產業關係の年齢及び配偶關係別人口は出てゐるが、有業人口全體に關する配偶別のそれは現在迄は存在してゐないのである)。

大阪市——大產業都市であるから、未婚殘存率は或は相當高いのではない
 かと考へられるのであるが、事實は豫想と異り、意外に低く大體六大都市

中第四位となつてゐる。

名古屋市——大正九年及び大正十四年は共に六大都市中第三位にあるのであるが、昭和五、十兩年度は共に最低に近く、同市の女子が早婚であることを暗示してゐる。

京都市——東京に次いで高く、大正十四年の如きは東京が一八・九一%であるに對し、京都は一〇・〇五%で六大都市中最高を示してゐるのである。京都市の未婚率が何故に斯く高率であるかに關して比較的同市の特徴であるかに考へられてゐる部門の人々、即ち生涯結婚せざる又は結婚生活に稍、無關係に考へられる尼僧、藝娼妓の數を試みに昭和五年の資料に就て調べてみたのであるが、第七表の示す如く、京都に於て特にそれらの方面的女子人口が多いと云ふ統計は見られないものである。

これは寧ろ京都が舊き傳統を有する都市であり、他の社會的原因が介在するものと考へられるのである。

第七表 尼僧、藝娼妓人口
 昭和五年

	尼 僧	藝 妓	娼 妓
東 京	九五	五、九二九	五、四〇一
大 阪	三四三	三、一一一	七、四三一
名 古 屋	三三五	二、四二〇	一、八八五
京 都	二四三	一、八七四	二、八四五
神 戸	七一	一、七四〇	一、六二四
横 濱	四三	八四八	六四九

第八表 女子未婚人口(海港都市)

年齢	長崎			函館			下關			
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	
女子の未婚殘存率に就て	25	1,606	329	20.49	1,168	141	12.07	624	109	17.47
	26	1,483	224	15.10	1,156	123	10.64	629	117	18.60
	27	1,413	155	10.97	1,127	99	8.78	604	74	12.25
	28	1,321	156	11.81	1,109	70	6.31	569	62	10.90
	29	1,211	93	7.68	980	52	5.31	507	45	8.88
	30	1,185	101	8.52	1,012	39	3.85	554	36	6.50
	31	1,221	90	7.37	1,013	39	3.85	543	32	5.89
	32	1,130	71	6.28	961	42	4.37	533	34	6.38
	33	1,174	71	6.05	922	33	3.58	527	26	4.93
	34	1,025	56	5.46	866	23	2.66	463	21	4.54
	35	1,009	45	4.46	880	29	3.29	459	24	5.23
	36	1,126	58	5.15	850	21	2.47	517	29	5.61
	37	1,102	58	5.26	857	19	2.22	463	20	4.32
	38	964	47	4.88	882	14	1.59	480	28	5.83
	39	1,065	46	4.32	890	19	2.13	445	21	4.72
	40	982	28	2.85	766	13	1.70	404	14	3.47
	41	1,081	31	2.87	764	11	1.44	427	15	3.51
	42	908	34	3.74	736	15	2.04	410	13	3.17
	43	985	27	2.74	754	11	1.46	367	15	4.09
	44	928	26	2.80	752	11	1.46	413	20	4.84

年齢	長崎			函館			下關		
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率
五 三	25	1,760	334	18.98	1,460	173	11.85	(五 歲階級別)	4,118 401 9.74 3,016 184 4.40 2,814 64 2.27 2,454 50 2.04
	26	1,573	260	16.53	1,291	116	8.99		
	27	1,703	220	12.92	1,372	109	7.94		
	28	1,571	146	9.29	1,273	76	5.97		
	29	1,485	137	9.23	1,161	62	5.31		
	30	1,433	105	7.33	1,094	42	3.84		
	31	1,287	77	5.98	1,112	45	4.05		
	32	1,272	66	5.19	1,043	23	2.21		
	33	1,255	60	4.78	1,077	24	2.23		
	34	1,086	58	5.34	897	18	2.01		
	35	1,122	34	3.03	962	8	0.83		
	36	1,170	51	4.36	951	18	1.89		
	37	1,063	27	2.54	927	11	1.19		
	38	1,044	38	3.64	918	9	0.98		
	39	965	29	3.01	833	7	0.84		
	40	956	29	3.03	834	4	0.48		
	41	1,020	31	3.04	778	8	1.03		
	42	1,071	29	2.71	841	11	1.31		
	43	882	17	1.93	819	7	0.86		
	44	995	27	2.71	850	5	0.59		

第八表 女子未婚人口(海港都市)(續)

昭和 年 5	長崎			函館			下關		
	年齢	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者
25	1,704	365	21.42	1,763	254	14.41	(五)		
26	1,637	306	18.69	1,610	178	11.06			
27	1,629	225	13.81	1,611	151	9.37	4,377	404	9.23
28	1,580	164	10.38	1,592	112	7.04			
29	1,596	168	10.53	1,434	82	5.72			
30	1,599	118	7.38	1,458	63	4.32			
31	1,454	119	8.18	1,277	54	4.23			
32	1,594	98	6.15	1,401	44	3.14	3,612	179	4.96
33	1,436	78	5.43	1,291	40	3.10			
34	1,416	65	4.59	1,165	41	3.52			
35	1,307	64	4.90	1,140	26	2.28			
36	1,236	47	3.80	1,094	27	2.47			
37	1,240	49	3.95	1,057	16	1.51	2,835	81	3.20
38	1,132	38	3.36	1,050	19	1.81			
39	1,031	37	3.59	955	14	1.47			
40	1,059	31	2.93	963	9	0.93			
41	1,081	31	2.87	952	8	0.84			
42	1,003	28	2.29	912	9	0.99	2,491	51	2.05
43	1,019	32	3.14	888	9	1.01			
44	854	21	2.46	837	10	1.19			

昭和 年 10	長崎			函館			下關		
	年齡	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者
25	1,842	462	25.08	1,864	352	18.88	1,264	219	17.33
26	1,732	336	19.40	1,813	258	14.23	1,252	161	12.86
27	1,728	280	16.20	1,761	205	11.64	1,142	108	9.46
28	1,633	217	13.29	1,717	165	9.61	1,205	112	9.29
29	1,389	167	12.02	1,439	118	8.20	1,038	84	8.09
30	1,437	117	8.14	1,523	98	6.43	1,012	63	6.23
31	1,436	104	7.24	1,433	60	4.19	957	43	4.49
32	1,501	104	6.93	1,441	50	3.47	1,016	38	3.74
33	1,416	84	5.93	1,484	50	3.37	1,021	35	3.43
34	1,379	60	4.35	1,294	51	3.94	892	33	3.70
35	1,427	56	3.92	1,361	25	1.84	935	25	2.67
36	1,274	51	4.00	1,160	22	1.70	812	22	2.71
37	1,345	41	3.05	1,205	24	1.99	818	17	2.08
38	1,268	31	2.44	1,165	17	1.46	777	20	2.57
39	1,282	31	2.42	1,049	19	1.81	741	18	2.43
40	1,139	29	2.55	989	11	1.11	737	11	1.49
41	1,139	23	2.02	950	15	1.58	654	16	2.45
42	1,070	27	2.52	904	13	1.44	633	7	1.11
43	1,032	24	2.33	942	9	0.96	614	6	0.98
44	959	9	0.94	815	9	1.10	526	8	1.52

第九表 全國及び六大都市女子平均婚姻年齢

	全 國		東 京		大 阪		名 古 屋		京 都		神 戸		横 濱	
	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚
大正 8 年	24.34	23.30	26.353	25.149	26.845	25.954	26.442	25.267	26.004	25.084	26.619	25.917	27.103	25.821
大正 11 年	23.98	23.01	25.910	24.886	26.027	25.121	24.615	23.735	25.500	24.494	25.541	24.774	26.190	25.126
大正 14 年	24.02	23.12	25.767	24.695	25.833	24.961	24.806	24.092	25.523	24.586	25.939	24.943	26.633	25.559
昭和 5 年	24.07	23.21	25.750	24.740	25.855	24.814	24.643	23.977	25.363	24.457	25.925	24.839	25.955	25.171
昭和 10 年	24.61	23.81	25.966	25.091	26.346	25.557	25.316	24.531	25.736	24.947	26.119	25.244	26.284	25.346

註 大正 9 年は資料なし

婚姻は再婚を含む

イ 統計時報第 10 號 ロ 同第 16 號 ハ 同第 37 號 ニ 同第 64 號

六大都市の平均初婚年齢：大正 8 年 25.532 : 大正 11 年 24.689 : 大正 14 年 24.806 : 昭和 5 年 24.666 : 昭和 10 年 25.119

神戸、横濱及び他の海港都市——六大都市中神戸は他市に比して非常に未婚残存率低く、往々にして郡部と大差なく、折に郡部より更に低い例さへあるのである。横濱は神戸程ではないが矢張り低率である。

神戸市は昭和五年及び同十年に於ける名古屋を除いては常に最低率を示してゐる。斯かる事實に鑑み、海港都市に何等かの共通性が存するかを見んとして、他に長崎、函館、下關の三海港都市を参考のために擧げてみた。その結果は長崎は稍、高率であるが、函館、下關は可なり低いことを示してゐる。然し神戸は海港都市中でも特に低く、横濱に就ても神戸に次いで大體同様のことを言ひ得るのである。

他の海港都市は多分に地方的色彩を帶びてゐるので暫く措くとしても、神戸は純然たる海港都市であるので、其處に何等かの社會的特殊性が介在すること考へられるのであるが、それが如何なる理由によるものであるかは大阪、京都のそれと等しく今俄かに推定を許さないものがある。

次に未婚残存率と密接な關係のある平均初婚年齢を國勢調査年度順に全國及び六大都市別に比較して早晚婚の現象を調べてみた。全國は豫期の如く、六大城市より遙かに低率である。大正九年の資料が手許になく、蒐集困難であるため、大正八年と同十一年を参考のために採つてみたのであるが、大正八年は第一回國勢調査以前の資料であり、統計蒐集方法を異にし、或は他の社會的原因によるものであるか、後年度のそれに比して著しく高率を示してゐるのである。故にこれらを除いて大正十四年以後の統計のみを採つてみても、全體的に昭和五年が低下し、同十年は上昇してゐる。後期の上昇は事實上晩婚の傾向を示すものと考へられるのである。

未婚率の最も高い東京市の初婚年齢は寧ろ他市に比して低く、その自然増加率が名古屋に次いで高いことと共に同市の女性が晩婚でないことを示してゐる。從つて未婚率の高いことは他の社會的原因によるものと考へら

れるのである。

大阪市の初婚年齢は稍々高く、六大都市中昭和十年度では最も晚婚となつてゐる。然し大阪市の未婚残存率は六大都市中では低位にあり、晚婚乍ら比較的多くの女子が結婚してゐるのであるが、夫婦の共稼ぎ及び産児の制限、産業都市の女子有業人口に及ぼす生理的影響等が増殖力の低率な大阪の人口と關聯せしめてゐるのではあるまいか。

名古屋市の女子は六大都市中大體最も早婚で未婚率の低きことと正比例してゐるのである。

東京市に次いで未婚率の高い京都市の初婚年齢は名古屋に次いで低位にある。従つて京都市に於ける女子の早婚と未婚率の高いことは對蹠的な現象を示してゐるものであり、この間の理由は不明である。

神戸市は稍々高率で晩婚を示してゐるのであるが、未婚率は六大都市中最底に近いのであるから兩者の間には相關性は見られない。

横濱市は昭和十年の大都市を除いて六大都市中大正十一年以後最も高く晩婚である。然し同市の未婚率も低い方であるから、ここでも兩者以外の原因が介在するものと考へられる。

これらの數字を通じて見ると、未婚率と平均初婚年齢そのものには豫期せる如き密接な關聯は見られない。従つて未婚率に對する説明は他の諸原因に俟つべきものと考へられるのである。

尙女子の未婚残存率と職業の分布状態に何等かの相關性があるか否かを見るために昭和五年の六大都市の未婚女子の職業別人口を調べてみた。

未婚残存率の最も高い東京は有業人口も三一・七一%で最も多く、京都は二九・六六%で未婚率と正比例の現象を呈してゐる。大阪は二十四・九七%，名古屋は二十四・七四%で大差なく、残存率の低い神戸は二一・四六%，横濱は更に低く一八・四〇%で共に未婚率と正比例してゐるのである。

この反面を示すものが無業人口であり、従つて東京は六八・一九%で最

第十表 女子未婚人口の職業分類

六 大 都 市 (昭和五年)

	東	京	大	阪	名	古	屋	京	都	神	戸	横	濱
總 数	499,390	100.00	555,350	100.00	226,731	100.00	188,497	100.00	180,548	100.00	150,424	100.00	
1 — 9	158,373	31.71	138,673	24.97	56,103	24.74	55,901	29.66	38,752	21.46	27,673	18.40	
1 農 業	68	—	375	0.27	1,020	1.82	124	0.22	73	—	776	2.80	
2 水 産 業	3	—	—	—	—	—	—	—	15	—	2	—	
3 鎌 業	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4 工 業	15,047	9.50	38,339	27.65	23,802	42.43	13,124	23.48	7,180	18.52	4,796	17.33	
5 商 業	48,463	30.60	36,498	26.32	12,779	22.78	15,910	28.46	11,597	29.93	7,629	27.57	
6 交 通 業	2,867	1.81	5,586	4.03	1,707	3.04	1,196	2.14	1,814	4.68	754	2.72	
7 公 務 自 由 業	21,007	13.26	14,557	10.50	5,618	10.01	4,700	8.41	4,801	12.39	4,052	14.64	
8 家 事 使用 人	69,120	43.64	41,822	30.16	10,579	18.86	20,435	36.56	12,420	32.05	9,203	33.26	
9 其 の 他 の 有 業 者	1,798	1.14	1,485	1.07	597	1.06	412	0.74	852	2.20	461	1.67	
10 無 業	341,017	68.29	416,677	75.03	170,628	75.26	132,596	70.34	141,796	78.54	122,751	81.60	

* 有業人口(1—9)及び無業者の百分率は女子總数に對するもの。其他は有業人口に對する部門別のものである。

も少く、京都は七〇・三四%で東京に次いで低く、大阪は七五・〇三%、名古屋は七五・二六%で略、等しく、神戸は七八・五四%、横濱は最も多くて八一・六〇%である。

職業の分布状態は第十表の示す如くであるが、主要なるものを擧げてみると、工業では名古屋が最も高く四二・四三%を占め、東京は九・五〇%で最も低い。名古屋市のみを擧げてみると、その職業中工業が斷然頭角を抜き産業方面に最も多くの女子が進出してゐることを示してゐる。にも拘らず名古屋市の昭和五年度に於ける未婚率は六大城市中最底に近いのであるが、女子の勤続年限が比較的短期間である關係からそのことが結婚難を促進する程の影響を及ぼしてゐるのであらうと考へられる。其他は大阪、京都、神戸、横濱の順位で、東京、名古屋の中間に占めるものである。

商業は東京が三〇・六〇%で最高を占め、神戸が一九・九三%でこれに次いでゐる。他の四都市は京都、横濱、大阪、名古屋の順であるが、ここでは

工業に見る如き凸凹は見られず、最低の名古屋が二三・七八%でその間に開きは左程甚だしくない。ここで注目されることは神戸の商業人口が高率であることで、周知の如く商業、特に中小商業は地方に於ける農業と等しく、都市に於て女子が結婚によつてその職業上の地位に影響されること最も少いものであり、換言すれば結婚前は勿論結婚後と雖も最も自然に家事の傍ら、その家業たる商業に携はり得るのである。従つて斯かる理由から未婚者の商業人口の高率は一方多數の女子が比較的容易に結婚し得ることによるまい。尙東京が未婚率高きにも拘らず昭和五年の同市の自然増加率が六大城市中名古屋、横濱に次いで高いことにも女子の商業人口の多いことと有機的な關係を包含してゐるのではないかと考へられるのである。

公務自由業は各都市共大差なく、只ここでは横濱が一四・六四%で最高を示し、東京の一三・二六%を凌駕してゐることは、横濱在住の諸外國領

事館員、諸企業出張所員及びこれらに附隨の事業關係者等に關聯してこの分野の人口が比較的に多いのではあるまいか。然し横濱市のみから云へば決して公務自由業が有業人口の最高を占めてゐるのではないのである。他の四市は神戸、大阪、名古屋、京都の順位を示してゐる。

未婚女子の有業人口中、名古屋を除く他の五市に於ては、家事使用人が何れも最高率を示してゐるのである。東京が四三・六四%で最も多く、京都が三六・五六%で東京に次ぎ、横濱三三・二二六%、神戸三二・〇五%、大阪三〇・一六%の順であり、名古屋がずつと下つて一八・八六%であるのは興味が深い。これは寧ろ名古屋が殘存率に於て稍、郡部型に類似してゐる點から推測すると、名古屋では地方に準じて家政を主婦其他の婦人達自身の手によつて處理する關係から使用人も少いのであらうと考へられるのである。

斯くて上述の六大城市に於ける未婚女子の有業人口の多寡は大體に於てその未婚率の高低と正比例してゐることを指摘し得るのである。

結語——以上に於て述べし如く二五一四四歳の年齢層の女子未婚者は都部よりも都市が晚婚であり、六大城市中東京、京都が特に未婚率高く、神戸、横濱の低率が注目されるのである。又近年全國的に漸く晚婚の傾向が現はれてゐることも事實である。

現在労働力供出の關係から國民皆勞が唱へられ、女子のより積極的な労務動員も必至の情勢にある。斯かる機運に並行して國家は早婚を奨励し、人口増殖の促進に關して凡ゆる對策を講じつあるのであるが、未だ理論と政策の實践には懸隔少からざるを思はしめるのである。問題多き人口の増殖と女子の労務動員を如何にしてよく兩立せしむべきであるか。今後の婦人労働對策の樹立には比較的勤続年限の短い未婚女子のみならず、寧ろ既婚女子が對象とされなくてはならぬのであるまいか。このことは國家的見地より人的資源を最大限度に活用するためにも不可避の問題であり、將來より眞摯な態度で取上げられる研究課題であると思ふ。

紹介

米國の婦人労働状態に就て (三)

A 婦人労働とその經濟的意義

- 一、米國に於ける女子職業界の動向
- 二、女子の失業(以上第十號)
- 三、女子の賃銀
- B 女子に関する労働立法とその影響
- 四、女子有業者とその從屬者の關係(以上第十一號)

本稿に於て検討せんとする労働立法は二種に別れ、一は性別を問はず適用されるものであるが、結果に於て女子がより多くその恩恵を蒙つてゐるもの、他は特殊の保護を要する女子のために制定された純然たる女子保護立法である。

労働立法の主要なる目的は他の凡ての立法のそれと異らない。即ち各自の生存とその労働に對する個人又は雇主側との關係に就ての労働保護條件に政府當局の法上の認可を與へることである。労働立法は社會福祉的見地から國民生活の安定とその健全なる労働條件の制定を目標としてゐるのである。屢々繰返される如く、女子は常に被搾取階級を爲して居り、この故に女子に對しては男子以上にその労働條件に保護を加へる必要があると思惟されてゐるのである。

B. 女子に関する労働立法とその影響

米國の國體が労働運動の發達を多年阻止してゐた關係からその労働立法も必然的に立ち遅れの狀態にあつたのであるが、近年に至つて漸く諸種の社會立法の制定により、同國も亦世界に最も進歩した立法を有する國家の一となつたのである。

労働立法の影響を検討するためには非常に廣汎に亘る調査が必要であ

る。即ち各種の立法は何れもその場所、時期、慣習、其の他特殊の状態及びその制定に至るまでの事情とその行政方針等によつて影響する所を異にしてゐるからである。

女子の労働立法に關しても同様のことが言へるのであつて、ここではその影響に關して若干の主要調査資料によつて要點のみを擧げて参考に供したいと思ふ。

述の如く女子が被擇取的階級を爲して居り、低賃銀を餘儀なくされ、季節的色彩濃厚な各種産業方面に時間雇ひとして就労し、女子の労働が傳統的に高度の熟練を要せざるものと考へられてゐること等によるものである。

最も強力な男子の團體には建築業又は鑄業の如く女子の殆ど従事せざる分野に屬するものが相當にある。米國労働總同盟の會員の三分の一は建築業者であり、他の三分の一には交通運輸、鑄業及び採石業、金屬、機械、造船業等の組合（一九三二年現在）が含まれてゐるのである。重要な女子雇用生産部門たる纖維、皮革、被服工業等を合した總同盟の會員數はその全會員數の約六%であるに過ぎない。其の他の食料品、飲料、煙草、製紙、印刷、出版、商業及び個人使用人、娛樂、専門的職業の凡てを含めても尙二五%に充たない實情である。

一九二四年當時の女子有業者八五〇萬人の中、組合に加入してゐる者は僅かに二五萬人であつた。これは一九二五年の米國労働總同盟全會員の九%未満に當つてゐる。而も一九二〇年度の國勢調査の數字によれば全有業者の二〇%餘は女子であり、製造及び機械工業、商業に於ては少く共一五%が女子であつたのである。ある種の労働組合は女子の加入を拒否してゐるので、同産業内の女子は非組合員たる工場に於て就労してゐる。金屬及び硝子組合等はその例である。

現在では從來以上に政府の支持を得て労働組合は急速に發達して居り、それが男子と共に女子をも裨益してゐることは言ふまでもない。尤も現在も尙女子は所謂労働市場に於て不利な立場にあり、その組合運動の發展にも政府の強力なる法令による援護を必要としてゐることは既述の如くである。

平時に於て労働者にとつての必須條件は各自の能力に適する職業の選

擇、健康を害せず、生活にある程度の餘裕を與へる労働時間、生活の安定——少く共その健康を維持し、老後の生活準備を爲し得る程度の賃銀、健康其の他に適する職場を與へられることがある。而して特に重要なことは、これらの條件を獲得するために、他の同僚と共にその雇傭機關に對して團體行動の自由が許されたことである。

労働立法は多くの場合、斯かる條件の重要な部分に關してその實現を期し、法令を以て労働者を保護せんとするものである。而して過去の歴史に鑑みても明かである如く、女子に對して特にその適用が要望せられる場合が多い。即ち女子有業者は屢々困難な立場におかれて、組合運動も男子に比して立ち遅れの状態にあり、その地位改善の手段たる團結力にも恵まれてゐないからである。

このことは女子有業者の等しく經驗するところであつて、既述の如くその賃銀が男子に比して低廉である點にみても明かである。又州別の法令によつて女子の最長労働時間が規定されてゐる場合にも、その最長制限は屢々大多數の労働者の就労時間を凌駕するものであり、より甚しき惡徳雇主を牽制する以外に無意味なことさへ多いのである。

一、産業復興法と女子の雇傭條件

産業復興法(National Industrial Recovery Act)は一九二九年に勃發した

大不況の對策としてローズヴェルト大統領第一期の一九三三年に制定され、一九三五年五月米國大審院によつて憲法違反の判決を受ける迄の二箇年間實施された法案である。本項に於てはその法案の是非を論ずるの要なく、單に過去の一事實として女子有業者に關する影響の概略を傳へ得れば足りるのである。

産業復興法の目的とせるところは疲弊せる産業の再建にあり、労働者に

關してはその購買力を増大して製産及び農產物資の消費を促し、失業者を救濟減少し、労働者の地位を改善せしめるにあつたのである。既述の如く女子有業者の地位はそれ自體孤立したものでなく、國家の經濟と不可分の關係にあることは言ふまでもないのである。産業復興法は性の別なく適用されたものではあるが、從來男子に比して低廉であつた賃銀其の他若干の事項に關しては、特に女子に甚大の影響を及ぼしてゐるのである。

産業復興法に關する文獻は夥しい數に上つてゐるのであるが、ここでは主として左の三文獻に基き、女子有業者とその雇傭、労働時間、賃銀及び團體的協定に就て述べてゐる。

1. National Recovery Administration. Hours, Wages and Employment Under the Codes. Jan. 1935.
2. Women's Bureau. Employed Women Under N. R. A. Codes. 1935.
3. Report of the President's Committee of Industrial Analysis on the Administration of the National Industrial Recovery Act. Feb. 1937.

上述の[1]報告書は各自異なる見地より同法案の影響範囲を評價してゐるのであるが、三者の結論は略々等しく、その内容が妥當を得てゐることを物語つてゐるのである。

産業復興法中各種産業別法規の制定には多大の日子を必要とするといふことが明白となつたので、先づ大統領令による復職規約 (President's Reemployment Agreement) が制定され、雇主各自に對して一週の労働時間は四〇

時間以内に、産業別の最低賃銀は地方の事情を斟酌して制定し、法規の批准をみる迄これを暫定的に實施せしめた。斯かる規約は産業別により必要に應じて修正される事もあつた。産業復興法及び大統領令復職規約の差

は程度の問題で、その影響するところが略々同様であるので、産業復興法は一般的に兩者を含むものと解釋されるのが普通である。

産業復興法と雇傭及び労働時間は大統領は産業復興法に就て左の如く述べてゐる。

余が今回署名した法令は民衆を再びその業務に服せしめるために制定されたものである。その目的とするところは單に所要の労働を爲すために、より多くの労働者を雇ひ、各自の労働時間を短縮すると共にその生計の維持に必要な賃銀を支拂はしめんとするものである。

この法令に關して注目すべきことは、これが從來試みられた幾多の「労働普及案」と實質的に異なる點である。即ち前者が労働を維持し、その標準賃銀を向上せしめんとするに對して、後者は労働時間を短縮し、その賃銀をも低下せしめてその意圖する狀態を實現せんとするものである。即ち産業復興法は失業救濟と労働時間の調整をその主要目標としてゐるのである。

産業復興法と雇傭條件は産業復興法は一九三五年一月本法加入産業界に於て同法案實施以後増加せる労働者の推定數を報告してゐる。これによると、一九三三年三月より同年六月迄の産業復興法及び復職規約實施以前の増加數は約一、六二八、〇〇〇人であつたに對して、一九三四年十一月迄のそれは約三、四六四、〇〇〇人で後者が著しく多數に上つてゐることを示してゐる。

一九三四年復興局はその政策に關する聲明に於て「本法案に於ける最長労働時間制の制定は失業緩和に對して著しい貢獻を爲してゐる」と述べてゐる。

著名な經濟學者によつて組織された大統領産業調査委員會も亦一九三七年二月の報告に於て「大統領復職規約が労働時間を短縮して失業者救濟に

及ぼせる影響は顯著である」と同様のことを述べてゐる。

同報告によると一九三三年六月より十月迄の産業復興法加入産業に於ける雇傭増加率は一一・四%であるに對して、それ以外の産業に於ては四・

四%、農業では單に一%であるに過ぎなかつた。本期間に於ける産業界の生産率は一律に低下してゐるのであるから、この雇傭の増加は一に復職規約による労働時間の短縮に俟つものである。一九三三年十月より一九三五年初期にかけても稍々増加の傾向を見せて居り、産業復興法下の産業にて高率であるが、同法關係外の産業との差はここでは左程著しいものではない。前産業復興法關係者たる某氏は一九三七年三月の聲明に於て左の如く述べてゐる。

産業復興法全實施期間に於ける就職者數は二、〇五五、〇〇〇人でこれは主として同法制定の労働時間の短縮によつて實現されたものである。而してこの増加は産業界に於ける生産額の低下しつつある期間に於て行はれたものなのである。

産業復興法と労働時間Ⅱ最高度の生産能率を擧げてゐた一九二九年當時の平均労働時間は一週四八時間であつた。不況時の労働時間は著しく短縮され、一九三二年の平均は一週間三五時間以内となつてゐたが、景氣復興の兆と共に再び増加し、一九三三年の春より夏にかけての三ヶ月間には三〇%以上の増加振りを見せてゐる。

第一産業復興法(紡績工業に關するもの)の規約は最長労働時間を原則として一週四〇時間に限定して居り、これは復興法案の標準として其の他の同法案下に於ける八四%の産業にも適用されたものである。但し、これには除外例又は默認の形式によつて幾多の例外が設けられてゐる。大統領委員會の報告によれば本法加入産業の六四%に於ては、その労働者の六

一%に對して實質的に四八時間又はそれ以上の最長労働時間を認可してゐる。

一九三五年一月の産業復興法に關する報告に從へば一九三四年の十一箇月間(十二月を除く)の製造工業部門に於ける平均労働時間數は一九三三年上半期のそれに比して約一割以上短縮されてゐる。一九三七年大統領産業調査委員會の一五九工業に關する調査の結果によれば、一九三三年六月より十月迄の期間に労働時間が短縮された結果、十月現在に一週平均四〇時間以上就労してゐる者は極めて僅少となり、多くは三五一四〇時間となつてゐる。その稍々詳細に亘る数字を示せば左の如くである。

平均時間	工業に於ける労働時間の割合		
	1933年6月	1933年10月	1933年10月
45以上	25.2	1.9	58.5
40—45	37.8	5.0	34.6
35—40	28.3	58.5	34.6
35以下	10.0	34.6	34.6

産業復興法と女子に關する雇傭及び労働時間Ⅱ既述の如く本法案は性の別なく一般労働者を保護する目的を以て制定されたのであるが、これによつて女子が男子以上に裨益されてゐる場合が少くないのである。

多くの場合労働時間の短縮がより顯著に行はれてゐるのは男子よりも主要なる女子雇傭産業に於てであることは前記一九三五年一月の報告にみて明かである。六大女子雇傭部門に於ては一工業を除いて、産業復興法實施期間中に一六%又はそれ以上の労働時間を短縮してゐるに對して、其の他の九工業では一件に於てのみ同率の短縮を行つてゐる。各工業別にその詳細を示せば左の如くである。

産業復興法による労働時間短縮率

綿 製 品	28.4
長 短 靴	16.2
電 氣 機 械	6.0*
編 物 製 品	20.4
生 絲 製 品	16.3
毛織物及び毛絲製品	25.1
主要女子雇用産業を除くもの	
自 動 車	6.2
甘蔗糖精製所	26.0
セ メ ン ト	4.8
化 學 製 品	7.9
皮 革	15.4
鐵 及び 鋼 鐵	3.4*
伐木及び木材製品	9.2
製紙及び同原料	12.3
護謨タイヤ及びチューブ	3.1

* ここでは攀巣時間は延長されてゐる。

當時勞働省婦人局は
一大産業地
區であるシガ
ン州の女子從業員
に關する未

産業	N. R. A. 又は P. R. A. によ る就職増加率	1週40時間以上從業する者の割合	
		N.R.A.又はP.R.A. 実施以前	1984年度末
バーカリー	16.0	51.3	6.8
製品及び化學製品	18.0	43.5	7.2
電氣器具	58.0	37.9	4.1
毛皮及び製帽	4.4	90.1	5.6
織物製品			
靴 下	52.4	68.9	1.3
其の他	25.0	76.6	2.6
金属製品	93.6	40.8	7.6
紙箱	16.7	62.0	4.1
紙	12.1	50.3	21.9
その他	15.2	82.8	1.1

が就働してゐる同部門に就して「産業復興法が木綿服工業に於ける全労働者の就働時間を短縮し、その大多數の週給を増加せしめてゐることは確定的である」と報告してゐる。

業	N. R. A.	又はよ
	P. R. A.	增加率
る就職増加率		
16.0		
18.0		
58.0		
4.4		
52.4		
25.0		
93.6		
16.7		
12.1		
15.2		
下他品箱紙著		
の製		
屬		
人用		
洗濯		
及びホテル業等に關しては		
に近い状態であつた。		
女子を利するとこらは皆無		
職業の二大分野に對しては		
子に對して産業復興法が非		
常に好影響を及ぼしてゐる		
に反して、接客及び事務的		
業復興法制定の勞働條件を強制的に實施することは困難であつた。多數の女子就職希望者の集中する事務的職業に於ても同法適用部門の四〇%は長時間制を認可し、或はより寛大なる措置を餘儀なくされてゐるのである。		

其の他の資料によつてみても産業復興法が女子を裨益すること大であつたことを示してゐるのである。例へばミネソタ州労働部の同一店舗に關する調査は、女子就職率が同法によつて二四%増加し、而してその労働時間は短縮し、收入は増加してゐることを報告してゐる。

加は労働時間が極度に短縮された場合は本法令の目的を達し得ざるに反して、週給の増加はその本來の意圖を實現せしめるものだからである。

一九三七年度の大統領産業調査委員會の報告によれば、製造工業及び一三非製造工業を合したもののが平均週給は一九三三年六月より同年十月迄に三・六%増加してゐるが、同期間に労働時間は一週間につき二一・七%短縮されてゐる。同報告は復職規約實施期間中に「産業界の傾向は完全に變化した」と稱してゐる。尙一九三三年十月より一九三五年初期にかけて賃銀は八%の上昇を示してゐるのである。

一九三五年の産業復興法に關する報告に従へば同法加入産業は其の他のものより左の數字に見る如く加重平均して、より高率なる賃銀の上昇を示してゐるのである。

現在 6 4	1933年6月以後の増加率		
	1934年6月現在 8 4	1934年11月現在 8 4	1934年11月現在 6 4
産業復興法加入工業			
其の他の諸工業			

書は一九三三年三月以降その賃銀が各月の最低標準を凌駕し、同年一月より四月のそれに比して、一九三四年一月より四月に至る賃銀がより増加してゐることを示してゐる。勿論工業別によつて差異は免れず、詳細に報告されてゐる前記一〇工業中、七工業に於ては一九三三年初期(一月—四月)より一九三四年一〇月—一月の報告最終期に至る迄上昇を繼續して居り、そのあるものは残餘の三工業に比してより顯著なる上昇振りを示してゐるのである。

これらのことことが如何なる程度に産業復興法又は其他の要因の影響によるものであるかを測定することは容

易でなく、本報告も注意深くこれと避けてゐるのであるが、前者に關して公平なる約説を試み左の如く述べてゐる。

産業復興法は産業界に於ける標準賃銀を全國的に統一せんとした最初の試みを代表するものである……同法は賃銀上昇運動の導火線として非常な勢力を示し、購買力により確固たる基礎を與へ、不當なる低賃銀を排除し、標準最低賃銀を制定して賃銀率の變動を大いに緩和し、從來低廉の沿く行はれてゐた諸地域に高賃銀標準を導入した。

産業復興法と女子の賃銀＝労働立法が女子に及ぼす一般的影響は産業復興法の場合にも亦實證され、最低制度による賃銀の適正標準化に於ては大體男子よりも女子に對してより多くの便宜を齎してゐるのである。即ち一般に女子の賃銀は男子に比して低廉なのが常だからである。

諸種の調査資料を綜合してみると、加入産業に於ける全從業員の一六・六%を含む一五九種の法規は女子の低賃銀を認可してゐるに拘らず、男子に比して女子の賃銀がより速かに上昇してゐるのである。一九三七年の大統領委員會の報告は「女子を低賃銀にて雇傭し又は労働者の組織なき工業部門に於ては殆ど例外なく女子賃銀に關する特殊率の許可を、或はそれなき場合に於ては低廉なる最低賃銀の制定を要請してゐる」と述べてゐる。紐育は産業復興法實施期間中唯一の性別による工業部門の賃銀を記録してゐる州であるが、これによると一九三三年六月より一九三四年十一月迄の工業部門の平均週給増加率は女子一六・二%であるに對して、男子は三・四%であつた。同州の被服工業若干部門に於ける性別による賃銀増加率は次表の如くである。

仙又はそれ以上の増加率に關して左の數字がある。

	男子	6	10	7
賃銀增加率	女子	26	53	17

同期間に於けるペンシルヴァニア州諸工業の賃銀は一一・六%増加してゐるが、主要女子雇傭部門の上昇は更に著しく、左表の示す如く時に非常な増加振りを見せてゐるのである。

産業復興法と女子の増加率に關する資料中、紐育の

被服工業に就て調査せる婦人局の數字によると、同法

又はそれに合同せる女子組合協定による女子の中間週給は左の如き上昇率を見せてゐるのである。

員平均率	従事する増加率	全對給	賃銀
27.3	29.6	13.9	42.4
29.6	31.7	14.0	44.4
31.7	33.8	14.1	46.4
33.8	35.9	14.2	48.4

ペンシルヴァニア州に於ける木綿服工業従業員

の多くは女子であるが、その賃銀は一九三二年十

月より一九三四年二月迄の期間に五割の増加率を

示してゐる。

米國勞働統計局の綿織物工業に關する調査によ

れば、女子の生計費に順應した適正週給は北部に

於ては七%、南部では一・六%の増加率を示してゐる。

又同局は綿布染物業に關して、一九三三年七月に週給

一四弗以上を得てゐた女子は二八%であつたに對して一

九三四年八月には三六%、本絹及び人絹染物業ではその

率は一九三三年八月(比較し得る最初の資料である)の四

七%に對して一箇年後には五六%となつてゐると報告し

てゐるのである。

労働統計局の其の他の資料によれば、卷煙草工場に於ける白人女子の賃

銀は四六%、黒人女子のそれは七三%上昇してゐる。同じく本絹及び人絹

工業に關しては毎時賃銀三五仙又はそれ以上、毛織物及び編物工業の四〇

法施行前	7(1933年4月)	57	48
法施行中(1934)	19(1932年1-3月)	8	4

一九三五年産業復興法を検討要略せる左の聲明にみて、も明かなる如く、同法の女子に關する賃銀制はその最低が往々にして男子以下の場合もあり乍ら、特に女性を裨益してゐること大なるを指摘してゐる。

要するにこの賃銀率の上昇は驚嘆の外なく、從來低賃銀であつたもの、即ち諸工業従業員、南部の労働者、特に女子労働者、人口二萬以下の小都市労働者、低賃銀労働者多き職業部門、換言すれば本法令下にある凡ゆる低賃銀制に對して根本的に修正が加へられてゐるのである。斯くの如く、本法は特にその目的とする從來憐むべき低賃銀に苦しめられてゐた分子を援護し得たことにその特色を示して居るのである。

産業復興法と労働關係——本法の目標の一は労働運動の助成にあり、その組織の強化を促進せんとする點にあつた。米國憲法は男子に對すると等しく女子に對しても労働運動を認可してゐるのであるが、後者は前者に比して組織力脆弱なるため、特に政府當局の援護を必要としてゐるのである。同法の實施中米國に於ける一般労働運動は著しく助成されて居り、その組織は大規模となり、組合會員は一九三三—三四年間に六十五萬の増加を示してゐる。然し産業復興法は既述の如く、一九三五年五月憲法違反の判決を受けて無効となつたのである。従つて本項に於てもこれ以上その詳細に亘る歴史を辿ることは差控へることにする。

産業復興法の影響に關する要略——産業復興法を通じて、特にその初期に於ける労働保護の試みは労働者を裨益するところ少くなかつたことが指

摘されてゐる。即ち一般的には、五萬餘の危險不衛生作業に從事する少年を含む約十五萬人の少年労働者を諸産業より除外し、從來の過長労働時間の短縮と諸産業に最低賃銀を制定して、同法案施行當時報告されてゐた全失業者數の約一七%に該當する百七十五萬人の労働者を復職せしめてゐる。同法實施の結果諸産業に於ける労働者の實收入も相當の増加率を示してゐるのである。尙労働運動は強力なる政府の支持を得て躍進し、新たなる組織力を發揮するに至つてゐる。

製造工業に於ける賃銀も稍々上昇し、女子に關しては著しい増加率を示してゐる。これは男子に比して女子の賃銀が最低標準にあつたことを物語るものである。接客及び事務的職業の二大分野に於ける女子に對する本法の影響は寧ろ輕微であつた。これらの分野に於ける従業者は多く女子であり、組織力弱く、當局も除外例の認可を餘儀なくせしめられることが少くなかつたことに起因してゐる。

この一大労働立法の試みを通じて經驗し得たことは、斯かる立法が原則として男女の平等を認め、その故に多くの場合女子を裨益することも甚大であり乍ら、而も尙女子の雇傭標準が同法令下に於ても實質的に男子に比して著しく遜色を見せてゐると言ふことである。産業復興法に加入せる諸産業の二五%は女子に對する例外的最低賃銀を認めてゐたのである。男女の賃銀差を検討するためには尙幾多の社會的要因に關する研究を要するのであるが、ここでも亦傳統的慣例が一大勢力として斯かる現象に影響してゐることは否定し得ぬ事實であり、更に一步を進めた婦人労働の保護に關しては特殊の方法が講ぜらるべきことが痛感されてゐるのである。

一、最低賃銀法と其の影響

女子の標準賃銀が男子のそれに比して如何に徹底的に凡ゆる場合を通じ

て低廉であるかは既述の如くである。而して最低賃銀法の制定が女子の増給に對して多大の效果を齎してゐることも亦確定的事實である。それらの資料は從來兎角散在してゐたのであるが、一九三五年には、十六州に於て最低賃銀法を實施するに至り、一九三六年に一州、一九三七年に他の四州がその例に従ふに至つて稍々完備されてゐるのである。

少く共十三州及びコロンビア區に於ては斯かる法令に對する一定の實施期間を經驗して居り、その影響に關しても信頼すべき記録が遺されてゐる。それらの資料は何れもこの法令による女子の増給を報告してゐるのである。若干の州では多年に亘りこの方法によつて女子の増給運動を繼續し、相當の成績を收めてゐる。以下産業地圖として重要な八州の資料に關してその實情を探つてみる。

1 カリフォルニア、コロラド、コネクティカット、イリノイ、マサチューセッツ、ミネソタ、ニューハンプシャイア、ニュージャージー、紐育、北ダコタ、オハイオ、オレゴン、南ダコタ、ユタ、ワシントン、ウイスコンシン。一九三六年にはロードアイランド、一九三七年にはネバダ、オクラホマ、ベンシルヴァニア、アリゾナが追加されてゐる。同じく一九三七年に米國大審院はアーカンソー、コロンビア區、ポルトリコ及びミネソタに於ける既存の賃銀法を復活せしめ、成人女子に適用すべき判決を下してゐる。從つて斯かる法令は一九三七年現在に於ては二十四管轄區域に實施されてゐたのである。

2 アーカンソー、カリフォルニア、カンサス、イリノイ、マサチュー

セツ、ニューヘンブシャイア、紐育、北ダコタ、オハイオ、オレゴン、

南ダコタ、ワシントン、ウイスコンシン。

カリフォルニア——一九一六年に最初の法令が布かれてより二十餘年間の施行によつて最低賃銀制が女子の標準賃銀を男子のそれに接近せしめる最も適切なる方法であることが實證され、不況のどん底に在りし期間も尙この制度によつて比較的高率賃銀を維持し得てゐるのである。カリフォルニアに於ては最低賃銀の増額に伴ひ、その改正の行はれる都度急速に女子の増給が行はれて居り、一九三一年の不況時にある程度の讓歩が必要とされた場合も尙自餘の諸州に於ける女子賃銀の暴落にも拘らず、同州のそれは驚くべき高率を保ち得てゐるのである。罐詰製造業に對する時間雇最低賃銀率は一九一六年に制定されてゐるが、一般産業に關する最も進歩的なものに一九一七年の最低週給一〇弗、一九一九年の一三弗五〇仙、一九二〇年の一六弗の三法令がある。

一九二〇年度のそれは全米諸州の最高を示すもので、爾來十五年間以上カリフォルニアに於ける女子從業員の標準賃銀が比較的高率であつたことを物語つてゐるのである。これは主として雇主側の熱誠なる支持によるもので、斯かる制度が特に季節的産業であり、従つて一般に低賃銀を以て知られる罐詰及び貯藏食料品製造、洗濯、製菓、被服等の諸工業に適用されるものであるので、このことなくしては到底所期の目的を達し得ざる性質のものであつた。

一九二〇年及びそれ以前のカリフォルニアに於ける諸工業從業者の中間週給は左の如くである。

	週給 ¹⁸ 弗又はそれ以上の割合		1919年3月(最低10弗) 1922年3月(最低16弗)	17弗又はそれ以上の割合	中間週給	
	1918年 (実施前)	1921年 (実施後)			1919 1920 弗	1919 1920 弗
全 製 造 工 業	15.0	40.0				
ペー カ リー 製 品	2.7	30.0				
箱、紙袋、厚紙、紙等	0.4	17.3				
果物野菜罐詰及び貯藏	20.9	38.7				
魚類罐詰及び加工	10.5	34.6				
乾 果 物 加 工	18.3	37.4				
男 子 人 服	16.1	57.6				
婦 製	12.9	51.7				
電氣機械、器具、部分品	7.4	27.7				
食 料 品 加 工	6.0	54.5				
印 刷 及 び 出 版	1.0	27.2				
煙 草	14.6	77.1				
洗濯(スティー ム)	18.8	30.8				
	6.6	39.6				

カリフォルニア州勞働統計局の報告によれば、製造工業從業員たる女子にして一九二一年に十六弗以上の收入を有せし者の割合は、一九二〇年の最低制度實施以前に比して倍加してゐる。洗濯業及び從業員五〇〇人以上を擁する製理工場に於て同制度實施前後に十八弗又はそれ以上を得てゐた者の割合は次の通りである。

この一九二〇年の十六弗を限度とする最低賃銀制の實施による影響は非常に顯著で、同年度を境界線としてその收入を比較してみると左の如き差異を示してゐるのである。

カリフォルニア及び其の他の諸州の賃銀率を比較してみると最低賃銀法とその実施方針による影響の大なるを思はしめるのである。一九二二年婦人局の施行せる二大産業地たるオハイオ及びニュージャージーに關する調査に従へば製造工業、商店、洗濯業を通じてその中間週給がオハイオでは一三弗六五仙、ニュージャージーでは一四弗九五仙であるに對して、同年度のカリフォルニアに於けるそれは製造工業一七弗、洗濯業一七弗三五仙、商店一八弗三五仙と言ふ高額を示してゐるのである。

斯くの如く最低賃銀法の實施によつて増給せる女子の割合は相當多數に上つてゐるのであるが、而も尙これを男子のそれに比較すると女子の劣位は依然として存續してゐるのである。製造工業に關する一九一八年(十六弗の最低制實施以前)及び一九二一年(實施以後)の報告によれば男子の九〇%餘は十八弗又はそれ以上を得て居り、兩年度に於ける割合も不變であつたに對して、女子の一九二一年に於ける割合は一九一八年の二倍半以上となつてゐるに拘らず、左の如く男子との比較ではその半數以下であることを示してゐるのである。

週給以上者の割合	14 弗又は者	1918			1922		
		18 以上 割合	1918	1922	18 以上 割合	1918	1922
18以上 割合	18以上 割合	15.0	40.0	40.0	15.0	19.0	22.0
1918	1918	91.0	91.8	91.8	91.0	91.8	91.8

これらの資料によつてみても明かなる如くカリフォルニアの實例は女子に對する最低賃銀法が如何にその標準賃銀の引上げを促進してゐるかを物語る好個の例である。

マサチューセッツ同一州に於て最低賃銀法が最初に實施されたのは一九一四年であつた。而してその施行方針は常に非命令的で實行力を缺き、その最低額も寧ろ低いのである。從つてここではカリフォルニアに於けるが如き顯著な結果は見られない。然し乍らその二〇餘年間の歴史を通じてみるとマサ

チユセツツ州に於ても等しく賃銀法は女子の待遇改善を促進してゐるのである。

重要な女子雇傭産業にして低賃銀を以て知られる諸部門に就て、最低賃銀法實施以前の實情とその實施によつて如何なる範囲の影響を及ぼしてゐるかを檢閱せる州勞働及び産業部の報告によると、豫期の如く實施後に於て著しい効果を見せてゐるのである。制定された最低額は依然として低く、その實施當時一般物價は昂騰の傾向を示してゐたにも拘らず、よく賃銀法の效果的なるを示してゐるのである。これらの檢閱時期は高物價の頂點にあつた一九二〇年又は一九二一—二二年の小不況期を避けて居り、賃銀法の施行は前述の如く強制力なき場合に於ても尙且つ左の如き結果を收め得てゐるのである。

週給以上者の割合	14 弗又は者	1918			1922		
		貨銀法前	實施後	檢驗	初時	最當	63.5
藥	局(1923, 1924)	9.9*	51.6	50.8	51.6	63.5	63.5
電力設備品及び器具	(1925, 1928)	46.2	50.8	68.4	46.2	50.8	68.4
洗濯業	(1918—19, 1923)	14.4*	21.8	21.8	14.4*	21.8	21.8
小賣商	(1919, 1922—23)	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8

* 13 弗又はそれ以上

事務所及びビルディング等の掃除婦、〇〇〇乃至二、〇〇〇人に關する報告によれば、彼女等の收入は非常に低廉なのであるが、賃銀法の施行によつて著しく増給してゐる。法令實施以前には彼女等の四〇%餘は一時間三三仙以下の賃銀を得てゐたのであるが、實施以後斯かる低收入の者は三%未満となつてゐる。法令實施以前一時間三八仙の高賃銀を得てゐた者は一三三%であつたが、實施後は各年次によつて異つて居り三分の一乃至半數以上がこの額を得てゐる。又一〇一一七%は最低四五仙を得るに至つてゐるのである。

賃銀法實施以前の中間週給は六弗五五仙と言ふ様むべき少額で僅かに二五%が七弗三五仙を得てゐたのである。實施以後は一九二一年の不況時に於ても中間收入は一弗三五仙で、中二五%は一二弗五五仙を得てゐる。この低收入部門を爲す掃除婦の週給に關する検閲報告の數字を學ければ左の如くである。

中間週給	増給率		一回乃至 四回 半 得	弗 6.55 7.35 10.90 12.55 13.20 13.50	10.00 11.35 11.55 12.10	13.50
	一回乃至 四回 半 得	乃 至 四 回 半 得				
法令実施以前	12.05	14.25	18.3			
製品	8.30	12.35	48.8			
コルセット	10.25	9.70	5.41			
編物製品	10.40	15.00 ²	44.2 ²			
男子衣服	6.50	18.00 ²	176.9 ²			
男子日用品	6.65	13.75	106.8			
帽子	8.95	15.60	74.3			
モスリン下着紙箱	6.10	9.35	53.3			
婦人服	10.15	13.70	35.0			
掃除婦(事務所及びビルディング)	6.00	18.00 ²	200.0 ²			
	6.55	10.00	52.7			
洗濯業商	5.95	13.35	124.4			
小	7.05	8.55	21.3			

1 ここでは減少してゐる(1921年不況時に於て)。
2 中間週給はこの額以上である。

上昇してゐるが、物價には斯かる昂騰振りは見られない。男女服、洗濯、男子用品等の諸工業部門に於ては五年乃至十年間に數次に亘る賃銀法の制定により非常な増給の跡を見せてゐるのである。左はこれら及び其の他の諸工業に關する統計である。

これを各工業別に就てみても屢々一回乃至數回に亘る最低賃銀法の制定によつて漸次増給の傾向を示してゐる。而してこれらの法令が一般物價の昂騰期間中に實施されてゐるにも拘らず、増給率は屢々物價の昂騰率を凌駕してゐるのである。その一例として商店及び

ウイスコンシン州に於ける賃銀を他州のそれと比較してみると女子に對する最低賃銀法がここでも明かに有意義であることを示してゐるのである。一九三二年の不況當時、同州罐詰製造工場に於ける経験ある女子の毎時最低賃銀はその都市の大小により一〇仙より二二・五仙であった。同じく最低賃銀法を有するカリフォルニアのそれは二三・二三仙であり高額であつた。これらに反して紐育では同年夏は未だ賃銀法を制定してゐなかつたのであるが、四三罐詰工場に於ては約七五%の女子は毎時二二・五仙を得てゐたのみであることが明かにされてゐる。

上述の如くウイスコンシンの賃銀は決して高率ではないのであるが、尙且つ他州に比すれば良好の部に入つてゐるのである。即ち一九三〇年度の三工業に於ける常時雇用者平均週給に關して米國労働統計局の示す數字を擧げてみると左の如く殆ど例外なく他州より高率を示してゐるのである。

ウイスコンシンー制定されてゐる最低賃銀額はことでは比較的低額なので、その一般標準賃銀の上昇に影響する程度も左程著しくはない。尤も二十年間の実施期間を通じて見れば甚しく低賃銀に悩んでゐた多數の女子に對して決定的にその増給を齎してゐることは事實である。

イ以の州
ウンも
がシる
率ソノ
銀ス下
告は又

11
8
9

州数
る市
せ都
14
13
12

報告

イ以の州
ウンも
がシる
率ソノ
銀ス下
告は又

最近賃銀制を實施せる諸州——一九二九—三〇年に
突發した大恐慌は女子の賃銀を未曾有の低率に暴落
せしめたのであつたが、これを機會に既存の最低賃
銀法に對する異常な且つ廣範圍に亘る關心が喚起さ
れ、其の他の諸州に於てもその制定に新たなる拍車
をかけるに至つたのである。中四州に於ては重要な
便達分野としての洗濯業に關して、從來より多數
の工場に於ける賃銀率が甚しく低廉に過ぎしため、
從業者側が最低標準制定のため當局の協力を要請せ
るに呼應して新たなる賃銀法が制定されてゐる。そ
の結果關係諸州の洗濯業女子從業員の賃銀は著しい上昇振りを示してゐ
る。本分野に於ける三州の平均週給の上昇状態は左の如くである。

毎時平均收入に就てみても右三州及びイリノイ州に於て下表の如き増給率を示してゐる。

平均週給	増給率	州	子	短靴	下服
平均實法以前	平均實法以後	最低施	最高施	及び短靴	下服
弗	10.20	11.33	11.1	子	
ノア ハイ ニア 紐 オ	10.41	13.42	28.9	短靴	下服
育 イ ハ イ ヌ オ	8.83	10.61	20.2	及び短靴	下服

紐育州に於ては賃銀法實施以後八一%の女子
の毎時收入は増加してゐる。一九三三年五月よ
り一九三五年十一月に至る全生産工業に於ける
女子平均週給の上昇率は一六・七%であつたに
對して、洗濯業のそれは二八・九%で前者に比
して遙かに高率であつたことを示してゐる。
最低賃銀法が女子に對して有利な影響を及ぼ
してゐることは紐育州に於て斯かる賃銀法が廢
止されるや直ちに再び低下の傾向を示すに至つてゐる事實に徴しても明か
である。紐育州産業部機關誌はこの事實を確認して左の如く述べてゐる。

米國の婦人労働狀態に就て(II)

毎時平均收入	増給率	州	子	短靴	下服
最低法以前	最低法以後	實	實	及び短靴	下服
仙 25.8	仙 27.5	イ ニ ヌ オ	イ ハ イ ヌ オ	子	
仙 27.3	仙 30.6	育 イ ハ イ ヌ オ	育 イ ハ イ ヌ オ	短靴	下服
仙 24.1	仙 31.0	イ ニ ヌ オ	イ ハ イ ヌ オ	及び短靴	下服
仙 22.9	仙 27.5	ノ ア ハイ ニ ア ヌ オ	ノ ア ハイ ニ ア ヌ オ	短靴	下服

最低賃銀法の影響に關する資料の充實を期
するため婦人局は賃銀法實施中の紐育州に於
ける一三一洗濯工場及び貨銀法の制定なきペ
ンシルヴァニアの同業一一六工場の女子賃銀
を調査してゐる。最低賃銀法下にあるものの増給及び標準賃銀率共に法令
外にあるものより遙かに高率であつた。左の數字はその實情を示すもので
ある。

最低賃銀法の及ぼす其の他の影響——上述の資料に
よつて明かにされたことは米國に於ける女子に對す
る最低賃銀法の實施は常にその標準賃銀を上昇せし
めることである。
尙この法令が女子に及ぼす影響に關して屢々繰返
される他の二の重要な質問がある。即ち
一、その女子雇傭に關する影響は如何であるか
二、從來最低額以上の收入を得てゐた女子の賃銀
を低下せしめる怖れはないか
と言ふことである。多年に亘る賃銀法の實施は斯かる質問に對しても回答
を與へるに足る幾多の資料を提供してゐるのである。

大審院が最低適正賃銀法の無効を宣言し
てより四ヶ月以内に労働時間は延長され、
貨銀が低下してゐることは特筆すべき事實
である。而もこれは洗濯業者協會が高貨銀
を維持せんとして熱心に努力せるにも拘ら
ず行はれたものである。

最低賃銀法實施と女子の雇傭——最低賃銀法の實施が女子の就職に關して何等かの一般的影響を及ぼしてゐると言ふ實證は擧げられてゐないのである。事實、賃銀法の制定は女子の標準賃銀こそ相當程度増加せしめてゐるのであるが、その額は男子に比して尙且つ著しく低いのであるから、斯かる法令の實施が男子の代替によつて女子の失業を招來するが如きことはあり得ないのである。女子有業者の一定の移動率が時と場所とを問はず間断なく繼續されてゐることは賃銀法の施行以外の幾多の原因によるものである。又失業者ある場合も産業上の理由によるもので、女子の増給を齎しつつある部類の法令はその雇傭には殆ど影響を及ぼしてゐないのである。多くの場合賃銀法の實施は左の諸州の實例が示す如く、女子の就職率をも順當に増加せしめてゐるのである。

カリフォルニア同州に於ける經驗に従へば、週給十六弗の最低賃銀制が實施されて以來製造工業部門内の女子從業者數は減少せざるのみか却つて増加して居り、全有業人口に對する女子有業者の増加率は更に著しい増加率を示してゐるのである。この賃銀法の制定されたのは一九二〇年であり、右の資料は州勞働局が一九一八及び一九二一兩年度に關して調査したものである。

洗濯業をも含む全工業中、全從業員數に對する女子の割合は一九一八年の一九・八%に對して一九二一年には二六・七%となり著しく増加してゐる。一九二一年に五〇〇人以上の從業員を擁する工場中女子從業員の割合は左の如く何れも増加を示してゐるのである。

	全從業員に對する女子の割合	
	1918	1921
野菜果物罐詰及び貯藏	62.1	65.7
服工工草及び附加	77.3	79.6
人品物	48.1	54.9
料果	29.8	56.4
婦食乾煙	51.4	59.6

* 1921年の女子の數も減少のため、報告件数が少ないのである。

前述の部門に於ける女子の就職率は十六弗制實施以前の一九一九年に比して倍加以上の數字を示してゐるのである。カリフォルニア州に於ける一九二〇—三〇年間の前記諸部門の女子有業者増加率は六九%に垂と不況時代には減少してゐるが、これとて不況の絶頂にあつた一九三〇—三一年當時尙を辿りつつあるにみても明かである。尤も

洗濯及びドライクリーニング業、製造工業等の女子從業員が法令實施後も増加の一途を辿りつつあるにみても明かである。尤も前述の部門に於ける女子の就職率は十六弗制實施以前の一九一九年に比して倍加以上

の数字を示してゐるのである。カリフォルニア州に於ける一九二〇—三〇年間の前記諸部門の女子有業者増加率は六九%に垂と不況時代には減少してゐるが、これとて不況の絶頂にあつた一九三〇—三一年當時専を辿りつつあるにみても明かである。尤も

前述の部門に於ける女子の就職率は十六弗制實施以前の一九一九年に比して倍加以上

の数字を示してゐるのである。カリフォルニア州に於ける一九二〇—三〇年間の前記諸部門の女子有業者増加率は六九%に垂と不況時代には減少してゐるが、これとて不況の絶頂にあつた一九三〇—三一年當時専を辿りつつあるにみても明かである。尤も

前述の部門に於ける女子の就職率は十六弗制實施以前の一九一九年に比して倍加以上

の数字を示してゐるのである。カリフォルニア州に於ける一九二〇—三〇年間の前記諸部門の女子有業者増加率は六九%に垂と不況時代には減少してゐるが、これとて不況の絶頂にあつた一九三〇—三一年當時専を辿りつつあるにみても明かである。尤も

六洗濯工場に關する賃銀法實施期間中の女子就職状態の變動を調査せるものがある。これによると、女子從業員は實數に於て四・五%増加してゐる。女子が解雇されてゐる場合は大體新しき機械の導入又は純全なる産業上の理由によるものであつて、雇主が賃銀法を理由として擧げたものは僅かに三件のみであり、而も彼等の不平は實質的には賃銀法そのものにあるのではなく、短時間労働及び殘業に對する高賃銀の要求に對するものであつた。又婦人局の紐育に於ける一三一洗濯工場及びペンシルヴァニアの一六同種工場に關する調査に就てみると、賃銀法の制定なき後者に比して、紐育の就職増加率はより大であつた。即ち一九三三年五月より一九三五年十一月に於ける女子の就職増加率は紐育の五・九%に對してペンシルヴァニアは僅かに二・九%であつた。

オハイオ——同一工場に關する賃銀法實施前後の狀態を調査せるものによれば、その期間内に洗濯及びドライクリーニング工場共に女子従業員は増加せるに反して、ドライクリーニング工場に於ける男子は減少してゐるのである。

ウイスコンシン一九二三年四月同州に於ける八六三人の雇主に最低賃銀法が女子及び未成年者の解雇を招來せる事實ありや否やとの質問を爲せりに對して九六%は否と回答してゐる。少數の解雇を報告せる者も、その理由として従業員の無能を擧げて居り、従つて斯かる理由は賃銀法と無關係に生じ得るものであることを暗示してゐるのである。

最低額以上の收入を有する女子——最低賃銀法の目標とするところは特に
どん底にある賃銀率の上昇を促すにあり、斯かる法令によつてその目的を
完遂し得ることは過去の幾多の事實がこれを證明してゐるのである。賃銀
法は又多くの最低額以上の收入を得てゐた者のそれを更に上昇せしめてみ

週給 17 弁以上の者の割合			
賃銀法制 定前	実施後最 初の検閲 當時	數年後に 於ける検 閲當時	
*	19.5	31.4	
12.0	24.6	26.8	
*	14.1	23.7	
8.1	26.3	38.3	

著であつた。

マサチュセッツーここでは最低質銀は普通十四弗以下で相當低額であり、その法令は強制的ではないのであるが、尙且つその増給振りは左の如く顯

弗以上の週給を有するものは製造工業二五六%、洗濯及びドライクリー
ンガ二三九%、商店四五二%の割合である。

カリフォルニア一九二〇年十六弗の最低制限が實施せられて以來、週給十七弗以上を得る女子の數は一九二九年に至るまで漸次増加して居り、一九三〇年には稍減少してゐるが、一九三一年九月現在斯かる週給額を有

る。同法令がこれらの人々を考慮に入れてゐないのであるから、これは副産物的現象であり、賃銀法を施行する左の諸州に關する若干の例に徴してみても明かである。

額に引上げられたのみでなく、從來以上に多くの女子が最低額を凌駕する

收入を得るに至つてゐる。賃銀法制定前後に於て、最低額以上である毎時三〇仙以上の收入あるものの割合を示せば左の如くである。

同様の傾向は最低より遙かに高額を得てゐる人に就ても見られるのである。左の數字はこの間の事情を示すものである。

最低賃銀法の一般的影響——米國諸州に於ける最低賃銀法の影響は全般的にみて大多數の女子の賃銀を著しく上昇せしめて居り、時としてその效果は非常に顯著であることを示してゐる。

又最低額以上の收入ある者に對しては斯かる法令の制定が減收を來さざるのみか却つて増給を促して居り、最低額が實質的に最高額とならざることも過去の歴史がこれを證明してゐるのである。女子の就職に就ては、最低賃銀法の有無は殆ど無關係であることが事實によつて裏付けられて居り、長年に亘り最高額の賃銀法を實施せるカリ

フォルニアの如きは全國に於けるよりも更に著しい女子の就職增加率を示してゐるのである。女子有業者の移動率が一般的に著しいのは賃銀法以外の幾多の理由によるものであり、斯かる法令が特に女子を解雇し、男子によつて業務を代行せしむるが如き何等の一般的傾向も見られないものである。

	下記特殊額の收入を有する者の割合		每時30仙以上ある者の割合	
	最低法制定以前	最低法制定後	最低銀法実施以前	最低銀法実施以後
ニュー・ハンプシャイア 週給16弗の收入ある女子	3.5	13.9	18.2	20.9 42.4 25.0
紐育一週給15弗の 收入ある女子	9.1	21.7	37.5	15.6

ある種の職業が何等かの理由によつて攻撃の矢面に立つ時、斯かる職業部門の關係者がその擁護に躍起となるのは寧ろ當然の現象と言ふべきであらう。彼の一九三〇年代の世界的不況期間に、ある地域及び特殊の場合に女子の就職問題の可否が論議されるに至つたのも稍々その分類に屬する實例である。當時は特に某國等に於ては多數の無所属女子生産人口を擁し乍ら、傳統的な家政の切り盛りが女子の唯一の義務であり職場であると主張されたものである。

米國に於ても主として、經濟的視野から多年既婚婦人の就職に對して、部分的にはあるが反対運動が行はれてゐた。従つて前記の如き動向は全米の婦人をしてその地位乃至財政上の責任等を無視して凡ての職を拒否せんとするものではないかを怖れしむるに至つたのである。而してこのことは勞働立法によつて女子に對する賃銀、労働時間及び其の他の條件を改善せしめんとする運動が女子の就職の門を寧ろ狹めるものではないかとの危惧の念と共に、婦人の解放運動に一層の拍車を掛ける結果となつてゐるのである。

同様の状態が第一次世界大戰後の不況時に於ても發生してゐる。即ち當時は單に女子の労働時間を組合運動によつて獲得せる既存の男子に對するそれと同様に短縮せんとする保護立法さへもその就職の機會を失せしむるかに考へられたものである。

この傾向は又適宜に個々の問題を捉へて女子に對する労働立法を制定せんとする分子に對して、多年婦人の絶對的平等を主張し、米國憲法の修正によつて男女間の差別待遇を一掃せんとする一派（國家婦人黨との運動を支持する有力分子）による反対運動となつて現れてゐる。

この間にあつて婦人局は國家の機關として「女子有業者の福祉を増進し、その労働状態を改善し、能率の増進を計ると共に、彼女等の地位の向上を促進せしめる」義務を有する關係上、女子有業者に對する労働立法の制定とその實質的效果に就て正確なる情報を蒐集せんとして多大の努力を傾注してゐるのである。そのため廣汎に亘る調査を行ひ、その報告は特に客観的資料により公平を期してゐる。従つてこの報告は女子に關する労働立法とその影響に對する世界で最も完備したものであると自稱してゐるのである。故にその結論は調査當時と現在とを問はず、原則として信憑すべき性質のものであり、又將來に於ても然りと思惟されるものである。

④労働立法の影響とその特徴——この調査は一九二六年三月より九箇月間に亘つて行はれ、一、六〇〇餘の工場、會社、店舗等に關係する六六萬餘人の男女從業員と、賃銀法によつてその地位の變更を見、又は特殊狀態の下に就労する者及び他州に於て女子の雇傭を禁止する職業部門に就労する一、二〇〇餘人の女子從業員との個別的會見による資料を綜合報告せるものである。問題の處理及び調査の方法はその結果に於て客觀的特質を失せざる様、科學的たることを期してゐる。その具體策として特種産業部門に關して賃銀法實施前後の實情を探り、同様法令を制定せざる其の他の諸州に於ける同種産業の狀態を擧げて兩者を比較研究してゐるのである。重要な女子雇傭産業五部門に就て——短靴及び長靴、靴下、紙箱、電氣器具及び部分品、被服の五種生産部門が賃銀法實施諸州に於ける一般女子産業人口の狀態を代表し、女子の地位決定に一般的影響を及ぼせるよき實例として選定されてゐるのである。又法令の制定せるものより長時間の労働を爲しつつある分野及び夜業と女子の關係も調査してゐる。女子の労働

時間に法令を以て制限を附せざる諸州に對しては、これを禁止せる他州の女子の雇傭範圍を、又斯かる制限の實施されつある場合は雇主側と會見して斯かる法上の制限なき場合女子の就職率は増加の可能性ありや否やに關してその意見を求めてゐる。

特殊就職分野及び職業に就て——本調査は又製造工業に於ける女子從業員に關するもの以外に、其の他の分野に於ける女子の雇傭制限を目標とする法令、特に左の諸部門に關する労働時間の制限に就て調査してゐる。

女子の從事する重要分野

商店員

料理店給仕

個々の具體的問題を提供しつつある職業

電車車掌及び改札係

昇降機運轉手

藥劑師

金屬商

印刷業

ある州に於て女子の就業を禁止する特殊職業（場合により非常に少數

で問題とならぬ程度のもの）

熔接工

磨き、光澤出し、鞣し工

貸自動車運轉手

メートル記録係

部分的調査に協力せる機關——勞務配置の見地よりする立法が如何に女

子の雇傭に影響を及ぼしてゐるかに關する情報を蒐集するために、婦人局は米國國立職業紹介所と共に四四州に於ける地方職業紹介所の協力を得てゐるのである。

紐育州産業調査委員會も亦提案中の女子に對する四八時間労働制度に關する多數の人々の體驗談を提供してゐる。

婦人局の蒐集せる情報は更に二回に亘つて關係州労働當局の調査を以て補充してゐる。即ち紐育州労働部産業婦人局の調査にかかる若干の夜業に從事する婦人記者に關するものは本報告の夜業に關する立法の部に、ペンシルヴァニア州産業労働部女子及び兒童局の同州に於ける商店に關する調査の概要も等しく本調査に採録されてゐるのである。

産業婦人と之の會見とその經驗談——個別會見による女子有業者と立法に關する記録は詳細に亘る女子産業人口の統計的検討にも劣らず重要である。特殊職業又は他州に於て法令を以て禁止してゐる分野に働きつつある一部の女子を除き、會見せる者は凡て立法制定當時の有業者に限られてゐる。而してこの部門に於ける調査は特に資料の客觀性を維持するため、引用せる立法そのもののは是非を論ずることは避けてゐる。多くの場合重要な労働立法は制定後相當の年數を経て居り、其の全實施期間中就業の記録を有する女子は制限されて居り、従つてこの方針によつて會見せる者は數に於て可なり限定されてゐるのである。然し乍ら、尙相當數の女子が直接體驗せる特殊労働立法とその影響に關して陳述して居り、斯かる證言が立法の特殊性に幾多の示唆を與へてゐることも亦事實である。

調査範圍——この廣汎に亘る調査の全範囲は左表の如くである。

	工場數	女子從業員	工場數	男子從業員	女子從業員
光澤出し、 磨鍛工 接工 メートル記録係 (電氣及び瓦斯)	43	526	312	75,947	44,894
自動車運轉手	19	126	37	8,142	7,288
	16	—	81	7,164	8,942
	20*	40*	106	55,907	17,055
* 調査せる工場中 20 工場には皆無であつた。			42	3,801	9,581
			46	933	2,078
			54	5,193	13,374
			198	2,537	2,361
			233	90,748	24,453
			7	3,616	2,114
			301	217,421	71,141

	工場數	女子從業員	工場數	男子從業員	女子從業員
光澤出し、 磨鍛工 接工 メートル記録係 (電氣及び瓦斯)	43	526	312	75,947	44,894
自動車運轉手	19	126	37	8,142	7,288
	16	—	81	7,164	8,942
	20*	40*	106	55,907	17,055
* 調査せる工場中 20 工場には皆無であつた。			42	3,801	9,581
			46	933	2,078
			54	5,193	13,374
			198	2,537	2,361
			233	90,748	24,453
			7	3,616	2,114
			301	217,421	71,141

以上の外に三八州に於ける薬局及び州労働部の協力による薬剤師に關する報告が含まれてゐる。

更にある州に於て女子の就労を禁止してゐる四職業に關して、斯かる禁止令なき他州に就労中の女子の體験を左の範囲に於て蒐集してゐる。

労働立法の影響に關する調査より得たる結果——既述の如く女子有業者の經濟的乃至産業分野に於て占める地位は、地理的特質、經濟狀態、産業上の需要、勞働力の需給關係、產業人としての女子の地位等に多大の差異のあるにも拘らず、歲月を経ると共にその重要性を加へつつあるのである。

斯くして女子有業者の増加に伴ひ、女子を對象とする幾多の労働立法が制定されるに至つたのであるが、地域を異にするに従つて女子の就職の機會が異なると同様である。

様、法的制限の影響範囲も異つてゐるのである。ある州では女子産業人口に對して最も徹底的に法的制限を設けてゐるが、他州に於ては殆ど何等の制限をも加へてゐないのである。又ある州では問題の法令は多數の女子有業者に適用し、他州に於ては極めて少數の女子にのみ適用されてゐるのである。然し既存の最も完備した法令も獨自の立場に於て就労する多數の専門的其他の職業婦人又は監督の地位にある女子には適用されてゐないのである。

一九三七年現在の女子有業人口及び最近の立法上の變化とその影響に関する資料は存在してゐないのであるが、これらの二要素を度外視しても、婦人局の本調査施行當時、特殊労働立法によつてその労働時間の制限を受けてゐたものは全女子有業人口の約三分の一に過ぎないと推定される。実施中の産業法は各種部門の経験とその努力によつて異り、あるものは一地方に於て優位を占め、他のものは異なる地域に於て優勢を示してゐるのである。

この調査には多種類の女子有業者の標本的實例が蒐められてゐる。ある種の職業に關するものは廣汎に亘る分野を代表するものとして、其の他は單獨に特殊の状態を制限せんとする立法である。然し取上げられてゐる諸種の職業及び産業は相當廣範囲のものであり、主要女子職業部門に關する異る幾多の立法の長所及び短所を充分に指摘し得てゐるものと考へられてゐるのである。

労働時間に對する影響——製造工業部門に從事する女子に適用される労働時間法は一般的に女子の就職を妨げざるのみならず、その雇傭状態を安定せしめ、現代的産業能率の増進及びその標準化に少なからず寄與してゐるのである。斯かる法令が産業界以外の特殊職業に適用される若干の場合に

は女子を窮地に陥れることも皆無ではなかつた。然しそれは寧ろ例外的な事例であり、労働立法そのものの發展は斯かる理由によつて阻止さるべき性質のものではないと考へられてゐる。

一週の労働時間を四八—五〇時間に法令を以て制限してゐる四州の女子從業員二四、二一六人を擁する一五六工場に就て調査したものによるところ僅かに二工場のみが斯かる制限法によつて女子の就職が多少影響されてゐることを示してゐるのである。而もこの二工場に於て減少せる女子從業員の數は僅かに九人であつた。二萬四千餘人中の九人は數に於て問題とならず、斯かる制限法が女子の就職の機會を何等阻害するものでないことを物語つてゐるのである。

女子に對する労働の時間制限は又一般的に短時間労働法の制定を促し、個々の長時間労働の例を除外せしめてゐるのである。尙多くの場合法令による女子の労働時間の短縮は男子に對しても同様の結果を齎してゐるのである。然し乍ら、法令による製造工業部門の労働時間の短縮は單に一の方法に過ぎない。地域別又は産業別によつて多少に拘らず同様の効果を及ぼしつつある其の他の要因は、從業者又は他の業者との協定、同業者間の競争、製品に對する必須條件、事業界の不振等である。斯くの如き職業、産業、地域別等の異なる事情のため、綜合的結論の不可能であることを本調査は特に強調してゐるのである。

製造工業部門に於ては女子從業員に對する時間制限法を通じてその地位又は就職に及ぼす影響は極めて些細なものであることが判明してゐる。一般的に雇主は長時間労働が能率的でないことを認めて居り、この傾向は最近特に顯著となつてゐる。優秀なる労働者を獲得せんとして業者間の競争は屢々、労働時間の短縮となつて現れ、隣接地域に法令によつて女子の短

時間制が布かれてゐる場合は更にそれ以上の短縮を斷行して労働力の争奪を緩和せしめんとする例さへ擧げられてゐるのである。

女子の労働時間制限法は時として同工場内の男子の時間制度と異なることがある。然しこれは制限法適用工場のみに限られた現象ではないのであつて、斯かる理由により女子の就職の機會が制限され又は阻害されることはないのである。實際問題として男女従業員の労働時間は往々にして異なる場合があるのであるが、これは制限法の故ではなく、業者又は労働者の便宜上設けられた制度なのである。

労働時間の制限が女子を職場より驅逐し男子によつて代行されたと言ふ事例は殆ど見られない。製造工場に於て男子は女子以上の長時間労働を許可されてゐるのであるが、女子が男子と同様に働き得ぬとの理由でその就職の機會を失してゐると言ふ實證も擧げられてゐないのである。又女子がより長時間労働し得ることによつて拓け行く職場も若干あり得るとしても、それらが特に將來性のある職業部門とも考へられてゐないのである。労働時間法の歸結として女子の就職が何等阻まれてゐないのみならず、斯かる法令によつて女子有業者の地位そのものも制限を受けてゐないことが判明してゐる。カリフォルニアに於けると同様、インデアナ、マサチュセッツ、紐育に於ても多數の女子が同法令下に就職してゐるのである。女子が法令によつて許されてゐる以上の長時間労働に服する男子を雇傭する業者の半數以上は、縱へ法律による制限なき場合と雖も、女子に斯かる長時間制を強ひることはないと斷言してゐる。

時間の短縮と残業の廢止以外に、時間制限法の最も重要な影響は女子の雇傭を促進すると言ふことである。女子の労働時間が一週四八—五〇時間に制限されてゐる場合、より大量の女子が就職するに至つてゐるのが一般

的な状態である。これは残業によつて忙殺を防ぐ途なきために招來される必然的結果なのである。

其の他の實例として、時間法と女子の雇傭の關係を示すものに、法令實施當時就職中の女子有業者自身の體験記録がある。これによると時間法の制定によつて解雇され又はその地位の動搖を感じた者は皆無であつたことが明かにされてゐる。斯くの如く、時間法の制定によつて一般女子有業者の経験したことは、當然の結果として單にその労働時間が短縮されたと言ふことに限られてゐるのである。

夜業法の影響—産業方面に於て法令により女子の夜業を禁止してゐるのは主として業者の斯かる處置に關する一般的態度の反映であるが、それは時に女子の就職を阻止する結果となつてゐることもある。又法的制限の有無に關せず、女子の夜業に對する業者の反対は驚くべき徹底振りを示してゐるのである。夜業は男子に對してさへ好ましからざる服務と考へられてゐるのであるから、女子に對しては尙更のことである。女子が夜業に從事し得ぬために、時に晝間の職をさへ失ふこともあるかに考へられるのであるが、ここでも亦夜業の禁止がその最大の原因となつてゐるのではなく、某州に於ける顯著なる一例の如きは女子の夜業法なき場合に斯かる事實が生じてゐるのである。

斯くの如く全般的にみて、多くの地方又は産業に於ては男女を問はず、夜業は避くべきものとされて居り、平時に於けるその従業員數は漸次減少しつつあつたのである。特に大多數の業者は女子の夜業を排斥して居り、法令の有無に拘らず女子の雇傭を避けてゐる。尚禁止又は制限法が特殊専門的又は半専門的職業に無差別に適用される場合は女子の就職を限定する結果となつて現れてゐるのである。

禁止法の影響—女子に對する労働立法は大體二部に分れてゐる。一は女子の就業を確定的に禁止するものであり、他はその業務状態を取締るものである。取締りを目的とする法令も事實上女子の就業を禁止する結果となるものもある。然し元來禁止法と取締令とではその包含する問題の性質も非常に異り、調査方法をも異にしてゐるのである。従つてある種の職業に及ぼす禁止法の影響は取締法のそれとは著しく異つてゐる。事實禁止法の目標は只一つ、目指す職業分野から女子の就業を除去することである。従つてこの法令の影響範囲を調査するためには斯かる女子の削除が唯一の重要な條件である。然し現實の問題としては禁止法實施中の地域に於ける就職の機會が斯かる法令によつて如何なる程度の影響を蒙つてゐるかを測定することは非常に困難である。本調査は斯かる禁止制度なき地方に於ける女子從業者及びその雇主との個別的會見によつて労働狀態及び個人的體験の記録を得、これに基き他地方に於ける就業禁止が事實女子に對して有意義であるか否かを推定せんとしてゐるのである。

鑛山、採石場及び酒場(未だに法令の目標となつてゐる)の如きは本調査の質問に對して何等の反響をも示してゐないかに見える。何人も女子の鑛山就業を真剣に考慮するものなく、従つてここでは調査項目として一般人の注目を惹くに至つてゐないのである。即ち米國に於ける從來の鑛業と女子の雇傭に對する慣例は一般に常識化されてゐるからである。

一州又はそれ以上に於て法令によりその就業を禁じられてゐる女子の職業は極めて少數である。而してその大部分は女子に左程の影響を及ぼすものではないのであるが、時に慎重な考慮を要するものも皆無ではない。本調査に於て取扱はれた禁止法關係の職業は磨き、光澤出し及び鞣し、アセチリン及び電氣による熔接、貨自動車運轉手、瓦斯及び電氣メートル記錄係である。

この調査の進行當時、他州に於ては多數の女子が前記の如き禁止業に從事し、好成績を收めてゐたので、實施地域に於ては一種の制限法程度に取扱はれてゐたやうである。而して斯かる労働立法による取締りは往々にて女子に對する差別待遇の機會を與へてゐることが指摘されてゐる。

産業、社會、經濟的要因の及ぼす法令以上の影響力—殆ど例外なく凡ゆる職業に於て眞に女子の就職の機會を左右しつつあるものは法令による労働時間又は狀態の取締り以上の要因であることが本調査によつて明かにされてゐるのである。

即ち製造工業に於ては製品の種類、製造過程の分業又は單純化、機械の發達及び製造の機械化、勞働力の需給關係とその賃銀、その當時の一般心理狀態等の凡てが女子の地位を決定する重要要素である。これらの要因は産業及び地域別によつてその性質を異にしてゐるのであるが、何れにしても時間取締令以上に女子の就職により顯著な影響力を及ぼしてゐるのである。

他の職業に於ては専異る要因が女子の就職範囲により顯著に影響してゐる。事業界に於ては女子に拓けた新分野に對してより寛大にして試験的な態度が好成績を收めてゐる。料理店では女子に最も適職であるとの社會的認識の徹底が、薬局に關しては女子の能力に對する社會のより大なる信頼によつて、金屬商は業者及び男子從業員の女子に對する偏見の排除により、其の他の職業に於ても女子の能力が漸次認識されたことによつて、女子の有業者としての地位を決定し向上せしめつつあるのである。斯くの如く、これらの要因の及ぼす影響は單に法令の制定のみによつて輕減し得るものではなく、將來絶えず女子がその適職と信ずる分野に於て眞にその能力を發揮し、男性に伍して國家運營の任に邁進するための必須條件であると考へられてゐるのである。(大月照江)

米國勞動者婦人圖

- (一九四一年八月同局発行の資料より)
- その起源一戰時對策機關として一九一八年組織され、一九二〇年六月産業設局として設立される。その機能—女子有業人口に對してその福祉を促進し、勞動能力の促進とその状態の改善、就職條件の向上を計り、職場標準及び労働政策の樹立を期す。
- その對象一勞動陣営にある一、「七五〇、〇〇〇餘人(米國當局発表の一九四一年現在の女子有業人口)の老人、若人も、白人及び黒人、本國生れ及び海外よりの移住者、獨身者及び既婚者、家庭の主婦及び母としての凡ての女子有業者を含む。」凡ての女子有業者は左の諸條件を保有すべし。
- 休養、又は人種別による事、職業別による事など、職業をもつて適正賞罰の実績を有する事、勤務を限度として(休憩時間や等)、午前就業より回六時迄充分な食事時間と清潔にして換氣よく、陽あたりよき職場、衛生的設備の整備、その他の危険防止施設に完備せる福利施設を建築して婦人勞動の眞面目を誇示する旨の報文、文獻一機関誌 *The Woman Worker* (女子勞務誌)がある。毎月發行、定價は一部五仙、一九三一年五倍増加。其他多數の報紙、小冊、展覽用ハイルーム、パンフレット、寫真、地圖、圖表等々の国防物資がある。今その若干の特徴一一般的なる大體開始以来の国防物資が第一次世界大戦と共に米國は甚くやる準備を進めたが、上記する如く左に記載する。
155. Women in the Economy of the United States. 1937. 15c.
156. Women at Work — A Century of Industrial Change. 1939. 15c.
157. Women in Industry. A Series of Papers to Aid Study Groups. 1938. 15c.
158. The Woman Wage Earner — Her Situation Today. 1939. 10c.
159. Employment Fluctuation and Unemployment of Women, 1928 to 1931. 1933. 30c.
160. Women Unemployed Seeking Relief in 1933. 1936. 5c.
161. Trends of Employment of Women, 1928-1936. 1938. 10c.
162. Differences in Earnings of Women and Men. 1937. 10c.
163. Job Histories of Women Workers at the Summer Schools, 1931-34 and 1938. 1939. 10c.
164. Nonworking Time of Industrial Women Workers. 1940. 5c.
165. Employed Women Under NRA Codes. 1935. 20c.
166. State Labor Laws for Women : Summary. 1940. 5c.
167. The Legal Status of Women in the United States of America, January 1, 1938, United States Summary (in press) separates for States (from 157-1, Alabama, to 157-49, Wyoming) now available, 5c. each.
168. The Employed Woman Homemaker in the United States. 1936. 10c.
169. Employed Women and Family Support. (3 cities). 1939. 10c.
170. Gainful Employment of Married Women. April 1940. (Mimeog).
171. Effects of Dismissing Married Persons from the Civil Service. March 1936. (Mimeog).
172. Official Action as to Employment of Married Women. 1940. (Mimeog).
173. Extent and Location of Home Work. (Reprint from *Woman Worker*, January 1941).
174. The Commercialization of the Home Through Industrial Home Work. 1935. 5c.
175. Selected References on the Health of Women in Industry. 1929. 5c.
176. The Health and Safety of Women in Industry. 1935. 5c.

技師	專任二人	二 貸金統制令施行ニ關スル事務ニ從事スル者
技手	專任一人	書記官 專任一人
第五條ノ二 厚生省ニ專門委員ヲ置キ勞務管理ニ關スル専門ノ事項ヲ調査セシム	第五條ノ二 厚生省ニ專門委員ヲ置キ勞務管理ニ關スル専門ノ事項ヲ調査セシム	第五條ノ二 厚生省ニ專門委員ヲ置キ勞務管理ニ關スル専門ノ事項ヲ調査セシム
専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ	専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ	専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨げズ	専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨げズ	専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨げズ
第六條中「技師專任四人」ヲ「技師專任三人」ニ、 「技手專任五人」ヲ「技手專任三人」ニ改ム	第六條中「技師專任四人」ヲ「技師專任三人」ニ、 「技手專任五人」ヲ「技手專任三人」ニ改ム	第六條中「技師專任四人」ヲ「技師專任三人」ニ、 「技手專任五人」ヲ「技手專任三人」ニ改ム
第七條第一號中「屬手」專任五人」ヲ「屬手」專任四人」ニ改ム	第七條第一號中「屬手」專任五人」ヲ「屬手」專任四人」ニ改ム	第七條第一號中「屬手」專任五人」ヲ「屬手」專任四人」ニ改ム
同條第二號中「技師專任一人」ヲ「屬手」專任六人」ニ改ム	同條第二號中「技師專任一人」ヲ「屬手」專任六人」ニ改ム	同條第二號中「技師專任一人」ヲ「屬手」專任六人」ニ改ム
同條第三號中「屬手」專任七人」ヲ「屬手」專任六人」ニ改ム	同條第三號中「屬手」專任七人」ヲ「屬手」專任六人」ニ改ム	同條第三號中「屬手」專任七人」ヲ「屬手」專任六人」ニ改ム
「屬手」專任十人」ヲ「屬手」專任八人」ニ改ム	「屬手」專任十人」ヲ「屬手」專任八人」ニ改ム	「屬手」專任十人」ヲ「屬手」專任八人」ニ改ム
同條第五號中「屬手」專任四人」ヲ「屬手」專任三人人」ニ改ム	同條第五號中「屬手」專任四人」ヲ「屬手」專任三人人」ニ改ム	同條第五號中「屬手」專任四人」ヲ「屬手」專任三人人」ニ改ム
「屬手」專任三十人」ヲ「屬手」專任二十六人」ニ改ム	「屬手」專任三十人」ヲ「屬手」專任二十六人」ニ改ム	「屬手」專任三十人」ヲ「屬手」專任二十六人」ニ改ム
同條ニ左ノ二號ヲ加フ	同條ニ左ノ二號ヲ加フ	同條ニ左ノ二號ヲ加フ
八 從業者移動防止令施行ニ關スル事務ニ從事スル者	八 從業者移動防止令施行ニ關スル事務ニ從事スル者	八 從業者移動防止令施行ニ關スル事務ニ從事スル者
九 國民勞務手帳法施行ニ關スル事務ニ從事スル者	九 國民勞務手帳法施行ニ關スル事務ニ從事スル者	九 國民勞務手帳法施行ニ關スル事務ニ從事スル者
理事官	專任一人	專任一人
技師	專任一人	專任一人
第八條中「屬手」專任一人	第八條中「屬手」專任一人	第八條中「屬手」專任一人
第五條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勞務局ニ屬セシム	第五條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ生活局ニ屬セシム	第五條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勞務局ニ屬セシム
一 工場ノ災害豫防調査並ニ工場及鑛業ノ衛生調査ニ關スル事務ニ從事スル者	一 地方改善ニ關スル事務ニ從事スル者	一 地方改善ニ關スル事務ニ從事スル者
(左記略ス)	(左記略ス)	(左記略ス)
第四條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ生活局ニ屬セシム	第四條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ生活局ニ屬セシム	第四條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ生活局ニ屬セシム
一 醫藥品ノ價格統制及供給確保ニ關スル事務ニ從事スル者	一 國民體力法施行ニ關スル事務ニ從事スル者	一 國民體力法施行ニ關スル事務ニ從事スル者
二 國民體力法施行ニ關スル事務ニ從事スル者	二 國民體力法施行ニ關スル事務ニ從事スル者	二 國民體力法施行ニ關スル事務ニ從事スル者
三 學校卒業者使用制限令施行ニ關スル事務ニ從事スル者	三 職業ノ適性調査ニ關スル事務ニ從事スル者	三 職業ノ適性調査ニ關スル事務ニ從事スル者
(左記略ス)	(左記略ス)	(左記略ス)
第五條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勞務局ニ屬セシム	五 國民徵用令施行ニ關スル事務ニ從事スル者	五 國民徵用令施行ニ關スル事務ニ從事スル者
一 國民徵用令施行ニ關スル事務ニ從事スル者	(左記略ス)	(左記略ス)
六 勞務動員實施計畫施行ニ關スル事務ニ從事スル者	六 勞務動員實施計畫施行ニ關斯ル事務ニ從事スル者	六 勞務動員實施計畫施行ニ關斯ル事務ニ從事スル者
(左記略ス)	(左記略ス)	(左記略ス)

(左記略ス)

第八條 醫藥品ノ製造試験、藥用植物栽培ノ試験及
指導、齒科材料ノ検定及試験並ニ花柳病治療藥ノ
検査ニ關スル事務ニ從事セシムル爲衛生試驗所ニ
二關スルモノヲ除ク】ヲ加フ

左ノ職員ヲ置ク

(左記略ス)

保險院官制中改正並に同院分課規定 中改正の件公布

保險院官制中改正の件並に同院分課規定中改正の件
についてはそれぞれ昭和十六年十一月五日及び十八日
付の官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば以下の
如くである。

保險院官制中改正ノ件

(昭和十六年十一月四日勅令第九號)

保險院官制中左ノ通改正ス

第一條第一號中「労働者災害扶助責任保険」ノ下ニ「勞

働者年金保険」ヲ加フ

第二條第一項中「書記官專任十四人」ヲ「書記官專任十

九人」ニ、「理事官專任六人」ヲ「理事官專任八人」ニ、

「簡易保險事務官專任二十八人」ヲ「簡易保險事務官專

任三十七人」ニ、「技師專任十七人」ヲ「技師專任二十五

人」ニ、「屬專任三百六十五人」ヲ「屬專任四百三十七

人」ニ、「簡易保險書記專任千七百七十一人」ヲ「簡易保

險書記專任一千百四十四人」ニ、「技手專任五十九人」ヲ

「技手專任六十七人」ニ、「簡易保險書記補專任二千五

百三十九人」ヲ「簡易保險書記補專任二千八百八十三

人」ニ、同條第二項中「保健技師專任二百二十人」ヲ「保

健技師專任二百三十八人」ニ改ム

第三條第二項中「第一條第三號ニ掲グル事務」ノ下ニ

「労働者年金保険ニ關スル事務」ヲ加ヘ同條第三項中

「第一條第一號ニ掲グル事務」ノ下ニ「(労働者年金保険
ニ關スルモノヲ除ク)」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

[參照]

昭和十三年十一月十一日公布勅令第九號保險院官制抄錄

第一條 保險院ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲グル

事務ヲ掌ル

一 健康保險、職員健康保險、船員保險、國民健

康保險、労働者災害扶助責任保険其ノ他ノ社會

保險ニ關スル事項

二 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル事項

三 前二號ニ掲グル保險ノ制度ノ企畫並ニ被保險

者保健施設ノ企畫及統轄ニ關スル事項

第三條第二項及第三項

總務局ニ於テハ人事、文書及會計ニ關スル事務、

保險數理ニ關スル事務、第一條第三號ニ掲グル事

務竝ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

社會保險局ニ於テハ第一條第一號ニ掲グル事務ヲ

掌ル

第一條中「四課」ヲ「五課」ニ改メ「施設課」ノ次ニ「年金

保險課」ヲ加フ

第二十九條第一項中「同東京第三課」ノ下ニ「同東京

第四課」ヲ加フ

第二十七條中「四課」ヲ「六課」ニ改メ「福祉運用課」ヲ削

リ「庶務課」ノ次ニ「運用課」及「福祉課」ヲ、「第二課」ノ

次ニ「第三課」ヲ加フ

第二十九條 福岡及仙臺簡易保險支局運用課ハ左ノ事

務ヲ掌理ス

一 簡易保險被保險者保健施設ノ運營ニ關スル事項

二 簡易保険健康相談所ノ職員及傭人ニ關スル事項
三 簡易保険健康相談所ニ屬スル土地、建物、工作物及電話ニ關スル事項

別表ヲ左ノ如ク改ム

第三十條第一項中「第一課及同第二課」ヲ「第一課、同第一課及同第三課」ニ改ム

別局 課名 受持区域

東京第一課 東京府

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

東京第二課 東京府

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

東京第三課 新潟縣、千葉縣、茨城縣、山梨縣

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

東京第四課 埼玉縣、群馬縣、栃木縣、靜岡縣

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

名古屋第一課 愛知縣、福井縣、石川縣、南洋廳

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

名古屋第二課 三重縣、岐阜縣、長野縣、富山縣

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

大阪第一課 大阪府、京都府

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

大阪第二課 兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

大阪第三課 廣島縣、高知縣

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

大阪第四課 山口縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

大阪第五課 長崎縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

大阪第六課 北海道

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付〕)

五日付官報を以て左記の如く公布を見た。

厚生科學研究所官制中改正ノ件

(昭和十六年十月三十日)
勅令第九百三十八號

厚生科學研究所官制中左ノ通改正ス

第三條第一項中「教授專任七人」ヲ「教授專任九人」ニ、
「助教授專任五人」ニ、「技手」專任四十六人」ヲ「助教授專任五人」ニ、「技手」專

任四十九人」ニ、「書記」專任九人」ヲ「書記」專任十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

熱帶醫學研究所官制中改正ノ件

(昭和十六年十一月十五日)
勅令第九百六十八號

熱帶醫學研究所官制中左ノ通改正ス

第三條中「技手專任二十五人」ヲ「技手專任三十三人」ニ改ム

第九條第二項中「八人」ヲ「十一人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年四月二十日公布勅令第二百七十八號熱帶醫學

研究所官制抄錄

第九條 薩摩縣、沖繩縣、臺灣、關東州、

厚生科學研究所及び熱帶醫學研究所

滿洲國、中華民國

官制中改正の件公布

人口問題研究所と並んで人口問題研究上關係の妙く

ない厚生科學研究所及び熱帶醫學研究所官制中一部改

正の件はそれぞれ昭和十六年十一月一日及び十一月十

國民勤勞報國協力令の公布

國家總動員法に基く國民勤勞報國に關する勅令案要綱については本誌前々號本欄に既報の如くであるが、

同令は昭和十六年十一月二十二日付官報を以て公布を見、昭和十六年十二月一日より施行せらるることとなつた。之を擱れば次の如くである。

第一條 國民勤勞報國協力令 (昭和十六年十一月二十五日)
國民勤勞報國協力令 (昭和十六年十一月二十五號)

第一條 國家總動員法 (昭和十三年勅令第三百十七號)
國民勤勞報國協力令 (昭和十六年十一月二十五號)

第一條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニシテ隊組組織ニ依ルモノ (以下國民勤勞報國隊ニ依ル協力ト稱ス)ニ關シ

第一條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ハ國、地方公共團體又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル者ノ行フ命

令ヲ以テ定ムル總動員業務ニ付之ヲ爲サシムルモノ

第一條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ハ國、地方公共團體又ハ厚生大臣ニシテ年齢十四年以上四十年未滿ノ男子

及年齡十四年以上二十五年未滿ノ女子 (妻及届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル女子

ヲ除ク)トス

第一條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムベキ者

ハ帝國臣民ニシテ年齡十四年以上四十年未滿ノ男子

及年齡十四年以上二十五年未滿ノ女子 (妻及届出ヲ

爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル女子

ヲ除ク)トス

前項該當者以外ノ者ハ志願ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命

ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力

ニ關シテハ前二項ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ

定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セザル教授及所員ニ

補セラレ専ラ所務ニ從事スル助教授ハ通ジテ八人

トシ臺北帝國大學ノ定員外トス

第四條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル期間

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一年ニ付三十日以内トス

前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意ア

ル場合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

第五條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ前條ノ規定ニ依ル請

求又ハ申請アリタル場合ニ於テ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ市町村長（市町村長ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ）其ノ他ノ團體ノ長又ハ學校長ニ對シ協力ヲ受クベキ者、作業ノ種類、協力ヲ爲スベキ

置ヲ命ズルモノトス

第七條 前條ノ措置ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サベキ者ヲ選定シ其ノ選定アリタル旨ヲ本人ニ通知シ協力ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

前項ノ選定ヲ爲スニ當リテハ本人ノ年齢、職業、身體ノ狀態、家庭ノ狀況、希望等ヲ斟酌スベシ

第八條 前條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ同項ノ規定ニ依ル指示ニ從ヒ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベシ

第九條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ要スル經費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外其ノ協力ヲ受クル者之ヲ負擔スルモノトス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ國民勤勞報國隊

ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザ

ル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ

第五條 本令ニ於テ學校ト稱スルハ第十條第六號ノ

場合ヲ除クノ外文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校ヲ謂ヒ

學校長ト稱スルハ文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校ノ長

三 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒

四 陸海軍軍屬

五 現ニ徵用中ノ者

六 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スル官衙（部隊及學校ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場事

業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル總勤員業務ニ從事スル者

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ志願ニ依ル場

合ヲ除クノ外國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

一 現ニ厚生大臣ノ指定スル總勤員業務ニ從事スル者

二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

三 附則

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ市町村長其ノ他ノ團體ノ長若ハ學校

長又ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲ス者若ハ其ノ協力ヲ受クル者ヲ監督ス

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關スル事務ノ一部ヲ國民職業指導所長ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

第十四條 第五條、第六條及前二條中厚生大臣トアル

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總勤員法

抄錄

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總勤員上必要アルト

ハ第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ

命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協

力ニ關シテハ文部大臣及厚生大臣トス

第十五條 本令ニ於テ學校ト稱スルハ第十條第六號ノ

場合ヲ除クノ外文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校ヲ謂ヒ

學校長ト稱スルハ文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校ノ長

三 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒

四 陸海軍軍屬

五 現ニ徵用中ノ者

六 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スル官衙（部隊及學校ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場事

業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル總勤員業務ニ從事スル者

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ志願ニ依ル場

合ヲ除クノ外國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

一 現ニ厚生大臣ノ指定スル總勤員業務ニ從事スル者

二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

三 附則

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ市町村長其ノ他ノ團體ノ長若ハ學校

長又ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲ス者若ハ其ノ協力ヲ受クル者ヲ監督ス

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關スル事務ノ一部ヲ國民職業指導所長ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

第十四條 第五條、第六條及前二條中厚生大臣トアル

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總勤員法

抄錄

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總勤員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指

定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日公布勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

昭和六年十一月二十日公布勅令第二百七十七號勞働者災害扶助責任保険法施行令抄錄

第十七條 勞働者災害扶助責任保険ハ保険院長官ニ於テ之ヲ掌ル但シ第三條第三項第四項又ハ第四條第一項ノ承認又ハ指示ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地(扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受クル者ガ工事ノ轉シタルトキハ其ノ居住地)ヲ管轄スル地方長官

(東京府ニ在リテハ警視總監)之ヲ爲ス

勞働者災害扶助責任保険法施行令中改正の件公布

勞働者災害扶助責任保険法施行令中改正の件について

ては昭和十六年十一月五日付官報を以て左の如く公布を見た。

勞働者災害扶助責任保険法施行令

中改正の件 (昭和十六年十一月四日)
勅令第九百五十三號

勞働者災害扶助責任保険法施行令中左ノ通改正ス

第十七條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ療養費ニ對スル保険金ノ支拂ニ關スル事項ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地(扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受クル者ガ工事ノ主タル事務所ノ所在スル道府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタルトキハ其ノ居住地)ヲ管

學校卒業者使用制限令中改正の件公布

學校卒業者使用制限令中改正の件

昭和十三年八月二十四日公布の學校卒業者使用制限令中一部改正に關する勅令は昭和十六年十一月二十二日付官報を以て左の如く公布を見た。

學校卒業者使用制限令中改正の件

(昭和十六年十一月二十一日)
勅令第九百九十六號

學校卒業者使用制限令中左ノ通改正ス

第二條ノ一 厚生大臣卒業者ノ使用制限上特に必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ同條ノ認可ヲ取消スコトヲ得

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限の臨時短縮に關する勅令並に之に伴ふ諸關係法令の公布

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業者ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受ク偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得ベシ

大學學部等の在學又は修業年限の臨時短縮に關する勅令並に之に伴ふ諸關係法令の公布

臨戰態勢下大學その他高等諸學校の學生生徒をして

その卒業期を繰り上げしめ速かに國家の要務に應ぜしむることを目的とし、大學學部等の在學年限又は修業年限の臨時短縮に關する勅令は昭和十六年十月十六日付官報號外を以て公布せられたが、之に附帶する陸軍及び文部省令並に兵役關係に關する諸法令を再録すれば以下の如くで、大學その他の高等諸學校の卒業期は今昭和十六年度に於ては三月、明昭和十七年度に於ては六月、又中等諸學校に於いては昭和十六、七兩年度に於て各三月短縮せらるることとなつた。

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限の臨時短縮ニ關スル勅令

(昭和十六年十月二十四日)
勅令第九百二十四號

第一條 大學令第十條、第十一條、第十三條第一項

若ハ第十六條、高等學校令第七條第一項、專門學校

令第六條若ハ第八條第二項又ハ實業學校令第二條ノ

第二項ノ規定ニ依ル大學學部ノ在學年限又ハ大學

豫科、高等學校高等科、專門學校若ハ實業專門學校

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔參照〕

昭和十三年八月二十日公布勅令第五百九十九號學校卒業

者使用制限令抄錄

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

ノ修業年限ハ當分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大學豫科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於テハ大學令第十三條第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス

前二項中大學令、高等學校令、專門學校令又ハ實業學校令トアルハ夫々朝鮮教育令及臺灣教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

第二條 前條第一項ノ規定ニ依ル在學年限又ハ修業年限ノ短縮ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正七年十二月六日公布勅令第三百八十八號大學令抄錄

第十條 學部ニ三年以上在學シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ學士ト稱スルコトヲ得

前項ノ在學年限ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上當該學部ニ在學シ其ノ他相當ノ學力ヲ具ヘタル者ニシテ當該學部ニ於テ適當ト認メタルモノトス

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラ

レタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者及專門學校令第八條第一項ノ規定ニ依リ大學學部ノ在學年限並ニ專門學校及實業專門學校ノ修業年限ハ

ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十六條 大學及大學豫科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

大正七年十二月六日公布勅令第三百八十九號高等學校令

抄錄

第七條第一項

高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

第六條 專門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第八條第二項

明治三十六年三月二十一日公布勅令第六十一號專門學校令

抄錄

公立又ハ私立ノ專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程

ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

明治三十二年二月七日公布勅令第二十九號實業學校令

抄錄

第二條ノ二第二項

實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラ

大學生部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮二關ス
ル件

(文部省令第十七年七月十九號)

第一條 昭和十六年勅令第九百二十四號第一條第一項

及專門學校令第八條第一項ノ規定ニ依リ大學學部ノ在學年限並ニ專門學校及實業專門學校ノ修業年限ハ

昭和十六年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スペキ者ニ付夫々三月之ヲ短縮ス

第二條 左ニ掲ゲル學校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ

昭和十六年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スペキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

一 高等師範學校及女子高等師範學校（教育科及研究科ヲ除ク）

二 專門學校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及別科

三 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校、國民學校高等科一年修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以

上ノ實業學校及國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校（夜間授業ヲ爲スモノヲ除ク）

四 實業學校ニ於ケル修業年限三年ノ高等科

五 專門學校令第五條ノ資格ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ學校又ハ前二號ノ實業學校ニ準ズベキ學校ニシテ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノ

六 實業學校教員養成所

第三條 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ師範學校中學校高等女學校教員檢定規程第七條第二號、私立醫學專門學校指定規則第二條第二號及昭和二年文部省令第二十四號第二條ノ適用ニ付テハ短縮セラレザルモノト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔參照〕

一 昭和二年十一月文部省令第二十四號ハ計理士法第三條ニ依ル學校認定ニ關スル件ナリ

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年

限ノ昭和十七年度臨時短縮二關入

〔文部省令第八十一年十一月一日〕
ル件

第一條 昭和十六年勅令第九百二十四號第一條第一項及專門學校令第八條第一項ノ規定ニ依リ大學學部ノ在學年限竝ニ大學豫科、高等學校高等科、專門學校及實業專門學校ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

第二條 左ニ掲タル學校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付

六月之ヲ短縮ス
〔參照〕

一 高等師範學校及女子高等師範學校（教育科及研究科ヲ除ク）
二 專門學校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及別科

三 臨時教員養成所

五 實業學校ニ於ケル修業年限三年ノ高等科

六 專門學校令第五條ノ資格ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ學校又ハ前號ノ實業學校ニ準ズベキ學校ニシテ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノ

第三條 左ニ掲タル學校ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

一 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル

修業年限五年以上ノ實業學校、國民學校高等科一

年修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以

上ノ實業學校及國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上（夜間授業ヲ爲ス

モノハ修業年限四年以上）ノ實業學校

二 前號ノ實業學校ニ準ズベキ學校ニシテ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノ

校中學校高等女學校教員檢定規程第七條第二號、私立醫學專門學校指定規則第二條第二號、大正七年文

部省令第三號第一條第四號及昭和二年文部省令第十四號第二條ノ適用ニ付テハ短縮セラレザルモノト看做ス
〔附則〕

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔參照〕

昭和十六年十一月十六日公布勅令第九百二十四號ハ大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件、大正七年二月二十八日文部省令第三號ハ高等試驗令第七條及第八條ニ關スル件及昭和二年十一月同第二十四號ハ計理士法第三條ニ依ル學校認定ニ關スル件ナリ

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル期間滿了ノ年ニ至ルモ在學ノ事由尙止マザル者ニ對シテハ其ノ年徵兵検査ヲ行フ

戰時又ハ事變ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徵集ヲ延期セザルコトヲ得

昭和十四年三月九日公布法律第一號兵役法抄錄
〔附則第四項〕

昭和十四年十二月一日ニ於テ現ニ中學校又ハ從前ノ第四十一條ノ規定ニ依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校ニ在學スル者ニ對スル徵集ノ延期ハ其ノ者ガ現ニ在學スル學校ニ引續キ在學スル間ハ第四十一條ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ

例ニ依ル

昭和十四年法律第一號兵役法中改

〔勅令第十九年十一月十六日〕
正法律中改正ノ件

昭和十四年法律第一號中左ノ通改正ス
附則第四項ヲ削ル

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔參照〕

第四十一條 徵兵検査ヲ受クベキ者ニシテ勅令ノ定

ムル學校ニ在學スル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齢二十六年迄ヲ限トシ其ノ徵集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニ對シテハ在學ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵檢査ヲ行フ但シ一ノ學校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他學校ニ入學スル者ニ付テハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

〔附則〕

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル期間滿了ノ年ニ至ルモ在學ノ事由尙止マザル者ニ對シテハ其ノ年徵兵検査ヲ行フ

戰時又ハ事變ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徵集ヲ延期セザルコトヲ得

昭和十四年三月九日公布法律第一號兵役法抄錄
〔附則第四項〕

昭和十四年十二月一日ニ於テ現ニ中學校又ハ從前ノ第四十一條ノ規定ニ依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校ニ在學スル者ニ對スル徵集ノ延期ハ其ノ者ガ現ニ在學スル學校ニ引續キ在學スル間ハ第四十一條ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ

例ニ依ル

在學徵集延期期間ノ短縮二關入

〔陸軍文部省令第二號〕
件

第一條 兵役法施行令第一條第二項ノ規定ニ依リ兵役法施行令第一百條第一號ニ掲タル學校ニ在學スル者

三付兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延定期シ得ベキ期間ハ兵役法施行令第一百一條第一項ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内左ノ區分ニ依ル

學 校 ノ 區 分	徵集ヲ延期シ得ベキ期間
中學校	一月二日より四月 一日迄ノ間ニ出生
高等學校尋常科	四月二日より一月 一日迄ノ間ニ出生
實業學校	シタル者
師範學校	シタル者
大學令三依ル大學豫科	シタル者
臨時教育員養成所	シタル者
青年學校教員養成所	シタル者
實業學校教員養成所	シタル者
高等學校專攻科	シタル者
修業年限三年又ハ四年ノ專門學校	シタル者
修業年限五年以上ノ專門學校	シタル者
大學令ニ依ル大學學部(醫學部ヲ除ク)	シタル者
大學令ニ依ル大學醫學部	シタル者
年齡二十四年迄	年齡二十一年迄
年齡二十五年迄	年齡二十二年迄
年齡二十三年迄	年齡二十二年迄
年齡二十四年迄	年齡二十三年迄
年齡二十二年迄	年齡二十一年迄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年陸軍・文部省令第二號

(昭和十六年十一月三十日
盛京文部省令第4號)

昭和十六年
陸軍省令第二號中左ノ通改正ス

第一條第一項 「高等學校高等科」ヲ削り「實業大學令ニ依ル大學豫科」

「高等學校高等科大學令ニ依ル」

～「大學令ニ依ル大學學部(醫學部ヲ除ク)」ヲ「大學令ニ依ル大學學部(醫學部醫學科ヲ除ク)」ニ、「大學令ニ

依ル大學醫學部」ヲ「大學令ニ依ル大學醫學部醫學科」

同條第三項中「昭和十六年文部省令第七十九號」ノ下ニ
改ム

〔又ハ昭和十六年文部省令第八十一號〕ヲ加フ

附則第二號中「本令施行前」ヲ「昭和十七年四月三十日以前三箇ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校高等科又ハ大學令ニ依ル大學ノ最高學年ニ在學ヘル者ニ付數集ヲ延期シ得

キ期間ハ第一條第一項ノ規定ニ拘ラズ一月二日ヨリ四

算ス 徵集ヲ延期スル學校ヨリ他ノ徵集ヲ延期スル學校ニ
轉校（一）ノ學校ヲ卒業シ他ノ學校ニ入學スル場合ヲ
除クシタル者ニ對スル前項ノ適用ニ付テハ前ノ學
校ニ在學シタル期間ヲ後ノ學校ニ在學スル期間ニ通

集報

月一日迄ノ間ニ出生シタル者ニ在リテハ年齢二十三年迄、四月一日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者ニ在リテハ年齢二十四年迄トス

昭和十六年陸軍省令第三號ハ之ヲ廢止ス
文部省令第三號ハ之ヲ廢止ス

在學徵集延期期間ノ臨時特例二關

スル件

(陸軍省令第十六年十月十六日四十三號)

在學徵集延期期間ノ臨時特例左ノ通定ム

第一條 當分ノ内兵役法施行令第百條第二號又ハ第三號ニ掲タル學校ニ在學スル者ニ付兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ兵役法施行規則第三百十四條ノ規定ニ拘ラズ左ノ區分ニ依ル

在學徵集延期期間ノ臨時特例中改

正ノ件

(陸軍省令第十五年十一月二十日五十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第三條 補助金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル
一 農地開發事業ニ在リテハ其ノ事業ニ要スル費用ノ十分ノ六以内

在學徵集延期期間ノ臨時特例中左ノ通改正ス

第一條第一號中「昭和十六年陸軍省令第二號第一條第一項」ノ下ニ「又ハ昭和十六年陸軍省令第三號」ヲ加フ

二 移住施設ニ在リテハ移住家屋一戸ニ付三百圓以内、共同施設ニ在リテハ其ノ施設ニ要スル費用ノ十分ノ三以内

第三條 農地開發營團補助金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ事業計畫書及支出豫算書ヲ添附シ之ヲ

農林大臣ニ提出スベシ

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 農地開發營團前條ノ事業計畫書又ハ支出豫算書ヲ變更セントスルトキハ事由ヲ具シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五條 農地開發營團ハ毎年度補助金請求書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 農地開發營團ハ補助金ノ交付ヲ受ケテ施設シタル移住施設ハ農地開發事業令第十三條及第十四條本文(第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ農地ヲ譲受ケタル者ニ之ヲ譲渡スベシ

但シ其ノ管理又ハ處分ノ方法ニ付別ニ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 農地開發營團前條ノ規定ニ依リ移住施設ヲ譲渡シタルトキハ遲滯ナク之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第八條 農地開發營團ハ毎年七月十五日迄ニ事業成績書及支出精算書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

昭和十六年陸軍省令第二號附則第二項ノ規定ハ本令施行前ニ於ケル轉校ニ之ヲ準用ス

農地開發事業補助規則の公布

(昭和十六年十一月二十九日八十八號)

農地開發事業補助規則は昭和十六年十月二十八日附官報を以て省令として公布せられたが之を掲ぐれば次ノ如くである。

第一條 農林大臣ハ農地開發營團ニ對シ農地開發事業ノ施行並ニ之ヲ移住施設ニ要スル費用ニ付每年

第一條 農林大臣ハ農地開發營團ニ對シ農地開發事業ノ施行並ニ之ヲ移住施設ニ要スル費用ニ付每年

止シ又ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコト

アルベシ

一 農地開發法、同法ニ基キテ發スル命令若ハ之ニ

依リテ爲シタル處分又ハ本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

三 農地作付統制規則並に作付統制助成

四 不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

五 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地作付統制規則並に作付統制助成

規則の公布

臨時農地等管理令、同施行規則については既に本誌本欄所報の如くであるが、同令の規定に基く農作物の作付の制限、禁止、又は命令等に關する農地作付統制規則は昭和十六年十月十六日付官報を以て公布せられた。又之に繼ぎ作付統制助成規則は十月二十五日附官報を以て公布を見たが、右兩省令を掲ぐれば以下の如くである。

農地作付統制規則

(農林省令第八十六號)

大臣ノ指定スル農作物(以下食糧農作物ト稱ス)ノ作付ヲ爲シタル農地ニ付當分ノ内食糧農作物以外ノ農作物ノ作付ヲ爲スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 農林大臣其ノ指定スル農作物(以下制限農作物ト稱ス)ノ作付ヲ食糧農作物ノ作付ニ轉換セシムル爲必要アリト認ムルトキハ各道府縣毎ニ作付轉換計畫ヲ定メ之ヲ地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキス

第四條 地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ各市町村毎ニ作付轉換計畫ヲ定メ之ヲ市農會又ハ町村農會(地方長官特ニ指定シタルトキハ市町村長以下同ジ)ニ通知スベシ

第五條 市農會又ハ町村農會前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ作付轉換計畫ニ從ヒ作付ヲ轉換スベキ制限農作物ノ種類及面積並ニ當該農地ニ新ニ作付スベキ食糧農作物ノ種類、面積其ノ他必要ナル事項ヲ定メ農地ノ権利者ニ指示スベシ

前項ノ場合ニ於テ市農會又ハ町村農會ハ當該農地ニ付小作料ノ種別、額又ハ率、減免條件其ノ他ノ條件ノ變更ヲ適當ト認ムルトキハ市町村農地委員會ニ對シ小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ之ガ定ラ爲スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第六條 前條第一項ノ規定ニ依ル指示ヲ受ケタル者ニシテ其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物ノ作付ヲ爲ス者ハ別ル所ニ依ル

第七條 第五條第一項ノ規定ニ依ル指示ヲ受ケタル者ニ定ムル所ニ依リ助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得

第一條 臨時農地等管理令第十條及第十三條ノ規定ニ基ク農作物ノ作付ノ制限、禁止及命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他権原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者(以下権利者ト稱ス)ハ當該権利者ガ昭和十五年九月一日以後農林

コトヲ得

第八條 農林大臣又ハ地方長官作付ヲ抑制スル爲指定シタル農作物ハ昭和十五年九月一日以後作付シタル農地以外ノ農地ニ之ヲ作付スルコトヲ得ズ但シ地方長官ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ其ノ定ムル所ニ依ル

第九條 臨時農地等管理令第十條第二項ノ規定ニ依ル處分ニ因ル損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ損失ノ生ジタル日ヨリ六月以内ニ損失補償請求書ヲ當該農地ノ在ル市町村ノ市農會又ハ町村農會ヲ經由シ地方長官ニ提出スベシ

第十條 前條第一項ノ損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 當該農地ノ所在地番、地目及面積

二 當該農地ノ権利者ノ氏名及住所(法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ氏名及住所)

三 補償請求ノ事由

四 補償請求額

五 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ

附 則

本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

臨時農地等管理令施行規則第十九條乃至第二十二條ヲ削除ス

地方長官ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ作付ヲ命ズル

臨時農地等管理令第十條ノ規定ニ基ク命令ニシテ本令

施行ノ際現ニ施行セラルモノハ本令ニ抵觸セザル限
リ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

作付統制助成規則

(昭和十六年十月二十五日)
(農林省令第八十八號)

作付統制助成規則左ノ通定ム

第一條 農林大臣ハ農地ノ作付統制ヲ助成スル爲本則

ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ハ左ニ掲タル道府縣ノ費用又ハ補助金

ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス但シ別ニ國庫ヨリ獎勵

金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ

限ニ在ラズ

一 作付統制ノ計畫ノ設定及其ノ指導監督ノ爲支出

スル道府縣ノ費用

二 作付統制ノ計畫ノ實施及督勵ノ爲支出スル市町

村農會ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

三 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ農地作付

統制規則第二條ノ食糧農作物又ハ蔬菜ノ作付ノ指

示ヲ受ケタル者ガ其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物又ハ

蔬菜ノ作付ヲ條件トシテ行フ桑樹、茶樹、果樹ノ

整理ノ爲支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補

助金

四 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ其ノ指示

ニ依リ作付スル食糧農作物及蔬菜ノ種苗購入ノ爲

支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

五 作付統制實施ノ爲勞力補給施設ノ爲支出スル費
用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

第三條 助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル

一 第二條第一號ノ費用ニ對シテハ作付統制ノ計畫

ノ設定ノ爲支出スル費用ニ付テハ一道府縣當三十

○圓以内、指導監督ノ爲支出スル費用ニ付テハ作
付轉換面積十町步當十五圓以内

二 第二條第二號ノ補助金ニ對シテハ作付轉換面積
内、作付轉換面積五町步未滿ノ市町村ニ在リテハ

歩當五圓以内ニシテ一市町村農會當二〇〇圓以
内、作付轉換面積五町步未滿ノ市町村ニ在リテハ

一市町村農會當二五圓以内ニ付テハ反當二〇圓以
内、作付轉換面積五町步未滿ノ市町村ニ在リテハ

三 第二條第三號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二〇圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

四 第二條第四號ノ補助金ニ對シテハ其ノ費用ノ三
分ノ二以内

五 第二條第五號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

六 第二條第六號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

七 第二條第七號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

八 第二條第八號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

九 第二條第九號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十 第二條第十號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十一 第二條第十一號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

十二 第二條第十二號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ翌年度六月
三十日迄ニ事業成績書及收支決算書ヲ農林大臣ニ提
出スベシ

第七條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一
ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメタ
ルトキハ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ報
告スベシ

第八條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一
ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金交付ノ指
令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ一
部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書
ニ左ニ掲タル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出すべ
シ

第十條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第二條
第二號ノ規定ニ拘ラズ市町村ノ費用ニ對シ交付スル
道府縣ノ補助金ニ對シ道府縣ニ助成金ヲ交付スルコ
トアルベシ

第十一條 前項ノ助成金交付ニ關シテハ第三條乃至前條ノ規定
ヲ準用ス

第十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 前項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘ
シ

第十四條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業生産の統制並に土地工作物管理 使用令中改正に關する勅令案要綱の 決定

東條内閣最初の第二十回國家總動員審議會は昭和十

六年十一月七日開催せられ、馬事團體に關する勅令案要綱以下五勅令案要綱の決定を見るに到つたが、その内農業生産の統制に關する勅令案要綱並に土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は人口政策的見地よりも關心せらるるところ特に緊切である。

農業生産の統制については既に臨時農地管理令、農地等價格統制令、重要肥料の配給割當等の實施を見てゐるが、今回更に畜力、機械力及び農業電力を管理統制し農會に作付統制等の指導力を與へて之を遂行することとしたもので、特に統制が農業者の離職防止の方策にまで及んだ點は特記するに足るものである。

又、土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は今後の住宅政策實施上關心せらるるところ妙くない。

右二勅令案要綱を掲げれば次の如くである。

農業生産の統制に關する勅令案要綱

第一 本要綱に於て農業とは耕作養畜又は養蠶の業務を謂ひ、農業者とは農業を營む者及之と同一の世帯に在りて農業に從事する者（雇傭契約に依りて從事する者を除く）を謂ふこと

本要綱に於て農機具とは農業者が農業に使用する爲所有又は占有する農業用機械器具を謂ひ、役畜とは農業者が農業に使役する爲所有又は占有する家畜を謂ふこと

第二 農會は其の地區の農業生産計畫を樹立すべきこと

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農會に對し其の地區内に於て生産せらるべき重要農產物の種類、數量、作付面積其の他前項の計畫に關し必

要なる事項を命ずることを得ること

第三 農會第二第一項の計畫實現の爲必要あるときは

第四乃至第七の規定に基く統制を爲すべきこと

前項の場合に於ては統制規程を定め地方長官の認可を受くべきこと之を變更又は廢止せんとするとき亦

同じきこと

第四 農會は地區内の農業を營む者に對し其の生産すべき農產物の種類、數量又は作付面積を指示する」とを得ること

第五 農會は地區内の農業者に對し特定の農作業に付共同作業其の他農作業の調整上必要な事項を指示

第六 農會は重要農產物の生産確保の爲特に必要ありと認むるときは入營、應召、應徵其の他命令を以て定むる場合を除くの外地區内の農業者にして主として

農業生産に從事する者に對し其の者が農業生産に從事せざるに至る場合に於て農會長の承認を受くべき旨を指示することを得ること

農會長は前項の者に正當の事由ある場合に於ては同項の承認を拒むことを得ざること

第七 農會は地區内の農業者に對し農機具若は役畜の譲渡の制限又は其の利用、移動若は保管に付必要な事項を指示することを得ること

第八 農會は農業者に對し農機具若は役畜の譲渡の制限又は其の利用、移動若は保管に付必要な事項を指示することを得ること

第九 地方長官必要ありと認むるときは農會に對し第一乃至第七の規定に依る農會の指示を取消し若は變更することを得ること

第十 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

命ずることを得ること

第十一 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

官吏をして農地、農機具若は役畜の所在する場所その他必要な場所に臨検し其の狀況を検査せしむることを得ること

第十二 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第十三 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第十四 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第十五 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第十六 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第十七 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第十八 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第十九 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十一 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十二 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十三 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十四 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十五 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十六 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十七 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十八 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第二十九 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第三十 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第三十一 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第三十二 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第三十三 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第三十四 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第三十五 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第三十六 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第三十七 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

昭和十六年米第二回豫想收穫高の發表

義に九月二十日現在を以て昭和十六年度の米第一回豫想收穫高を發表せる農林省は十一月二十二日更に第三乃至第七の規定に依る農會の指示に従ふべきことを

二回豫想收穫高（十月三十日現在）の發表を行つたが、

之を掲ぐれば以下の如くである。尙、作付面積は第一回豫想收穫高發表の際(昭和十六年十月十五日附官報)のものによる。

昭和十六年米作付面積

	作付面積 町段	前年度作付面積 比シ増減(△ハ減)	作付面積 町段	前年度作付面積 比シ増減(△ハ減)
總數	三、一七八〇五九四	△	三、一九〇五五	△
北海道	一七八、七一七・三	△	四、一三三・〇	△
青森	七一、五五〇・六	△	一、〇六〇・一	△
岩手	六四、三八九・〇	△	一、九三三・三	△
宮城	一〇一、四六八・九	△	三、四三一・八	△
秋田	一二二、七八九・七	△	四、七四五・八	△
山形	九三、三一三・四	△	二、二九三・七	△
福島	一〇五、八六〇・九	△	二、二一〇一・九	△
茨城	一一〇、一〇四・四	△	一、一四四二・四	△
栃木	九五、一三三・五	△	五六八・五	△
群馬	一〇五、一三六・八	△	四八四・九	△
埼玉	七四、六一三・四	△	三、一四四二	△
東京	一〇五、六三七・六	△	六六五・八	△
神奈川	一一、四九三・〇	△	一、〇八四・〇	△
新潟	二四、八五八・四	△	八六六・五	△
富山	一七九、八七二・〇	△	二三・七	△
石川	七八、一三六・四	△	一、〇三一・四	△
福井	五三、八一七・五	△	一〇・九	△
長野	四八、六七五・四	△	三八七・〇	△
岐阜	一八、〇六七・四	△	一、三六・七	△
愛知	七三、三六九・七	△	二、三三一・二	△
三重	七〇、〇〇一・一	△	一、一九七・五	△
滋賀	六三、一九四・五	△	三九九・五	△
京都	三八、八二八・五	△	九〇七・八	△
大阪	三六、八〇一・三	△	一、三〇八・七	△
兵庫	九八、〇七二・一	△	一、三五九・三	△
奈良	二九、一四八・五	△	四七三・八	△
和歌山	二八、八一八・一	△	二七〇・八	△
鳥取	三二、八六四・五	△	一一一	△
島根	五一、二二二・八	△	一、一九〇・一	△
山口	八六、四五九・九	△	一、一三三一・三	△
廣島	七三、二六五・〇	△	五五三・八	△
岡山	七四、三九八・四	△	二、九一九・七	△
德島	二八、九三六・二	△	四五五・三	△
香川	三七、三五四・七	△	二六九・二	△
愛媛	四四、一三四・六	△	九三・六	△
高知	三五、八七〇・四	△	一、四七五・五	△
福岡	一〇四、八六六・八	△	五四・八	△
佐賀	五四、九一九	△	一、一一二・四	△
長崎	三二、八〇一・四	△	二、四四八・七	△
熊本	八二、四〇八・〇	△	六一六・一	△
大分	五五、六三六・五	△	八六八・〇	△
宮崎	五二、五六四・四	△	四九六・三	△
鹿兒島	八三、三一七・六	△	三、三三三・九	△
沖繩	六〇九五・一	△	三一〇・七	△

昭和十六年米第二回豫想收穫高

本年十月三十一日現在における米第二回豫想收穫高は五千五百四十六萬二千二百二十石にして、これを九月二十日現在における第一回豫想收穫高に比すれば三百六十七萬二千二百十石(六分二厘)を減少せり、蓋し右は第一回豫想收穫高調査後においては天候概ね不順にして、北海道および東北の一部地方の冷害は益々深刻となり、中國、四國および九州地方においては十月一日の颶風による被害ありしのみならず、かつ一般に鎌入の結果、稔實不良なりしものありしによるもの如し、なほ参考のため最近五箇年間における實收高を掲ぐれば左の如し

昭和十一年
昭和十二年
昭和十三年
昭和十四年
昭和十五年
昭和十六年
自昭和十一年～昭和十五年～五箇年平均
昭和十六年

六七、三三三九、六九九	六六、三一九、七六四	六五、八六九、〇九二	六八、九六四、四六八	六〇、八七四、二五二	六五、八七三、四五五	五九、一三四、四二〇
昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	第一回豫想收穫高

第二回豫想收穫高

五五、四六二、一一〇						
昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	自昭和十一年～昭和十五年～五箇年平均

府縣別豫想收穫高

總數	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇
石	△	△	△	△	△	△
前年實收高	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇
比	△	△	△	△	△	△
實收高(石)	△	△	△	△	△	△
前五年平均	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇	五五、四二二、二三〇
石	△	△	△	△	△	△

豫想收穫高

増減(△は減)

前年實收高

比

實收高(石)

前五年平均

青森　六三八、七〇　△　五三一、三四　△　大九、五九

岩	手	大正二年三百〇〇△	昭和十六年三百〇〇△	昭和十六年三百〇〇△
宮	城	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
秋	田	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
山	形	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
福	島	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△

茨	群	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
栄	木	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
城	馬	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
玉	玉	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
葉	葉	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
千	葉	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
東	京	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
奈	奈	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
川	川	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△

愛	知	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
三	重	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
滋	賀	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
京	都	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
大	阪	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
兵	庫	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
奈	良	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
和	歌	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
山	山	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△

熊	本	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
大	分	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
鹿	兒	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
沖	繩	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△

鳥	取	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
島	根	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
岡	山	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
廣	島	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
山	口	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△

熊	本	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
大	分	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
鹿	兒	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△
沖	繩	大正二年五百四十△	昭和十六年五百四十△	昭和十六年五百四十△

(備考) 沖繩の今回の豫想收穫高には第二期作の分をも含む。

米穀持越戸(昭和十六年十一月一日現在)

尙、農林省は右米穀第二回豫想收穫高の発表と同時に昭和十六年十一月一日現在の米穀持越戸を発表したが、之を掲げれば次の如くである。

内地米 四、三八三、五九一石

朝鮮米 一七三一、八二一

臺灣米 一一一、六一二

外國米 三、六〇〇、二七八

計 八、三九〇、三一〇一

昭和十六年度全國麥實收高の發表

農林省が昭和十六年十一月十三日付官報を以て發表せる昭和十六年度の全國麥實收高は次の如くである。

昭和十六年全國麥實收高

作付面積	實收高	前年作付面積	同上割合	前年實收高	同上割合	前年實收高	同上割合	前五箇年平均	實收高比シ	同上割合
五百四〇五・七	五百四〇五・七	五百四〇五・七	百分比シ	五百四〇五・七	百分比シ	五百四〇五・七	百分比シ	五百四〇五・七	百分比シ	百分比シ
四六・八四六	四六・八四六	四六・八四六	百分比シ	四六・八四六	百分比シ	四六・八四六	百分比シ	四六・八四六	百分比シ	百分比シ
前回公表シタル三 府四十二三縣分 計(全國)	一四五・三三一・四	六・四五二・五九一	一四・九四〇・一	〇・〇四四	一・〇一九・八七三	〇・一三九	四・八一・六八七	〇・〇六九	〇・〇六九	〇・〇六九
	三五七・七四八・一	六・四九九・四三九	一七一・〇三・九	〇・〇四〇	一・〇一九・九五八	〇・一三六	四・六九・一四二	〇・〇六七	〇・〇六七	〇・〇六七

減(△)・減)

大麥

北海道
前回公表シタル三
府四十二三縣分
計(全國)

裸麥

北 海 道	一六、五一九八	一三六、一二九	四、七七四・四	〇・四〇六	一三三、三九四	〇・一〇八	九五七〇	〇・〇七六
前回公表シタル三 府四十三縣分	四五三、〇一〇・二	六、六一五、九一三	五九、八〇一・八	〇・一五三	四六、一〇二六	〇・〇七五	七六〇、五一四	〇・一三〇
計 (全國)	四六九、五四〇・〇	六、七五二、〇四二	六四、五七七・二	〇・一五九	四八五、四三二	〇・〇七七	七七〇、〇八四	〇・一三九
小 麥								
北 海 道	三六、〇五五・五	三四、一、七二五	一、六一〇・八	〇・〇四七	五一、七七九	〇・一七八	一五、三五四	〇・〇八〇
前回公表シタル三 府四十三縣分	七八九、六九四・八	一〇、三二七、五六六	一七〇、六一五	〇・〇三一	二四七五、二四六	〇・一九三	一七六、三四四	〇・〇〇一
計 (全國)	八三五、七五〇・三	一〇、六七〇、二九一	一五、四五〇・七	〇・〇一八	二四三三、四六七	〇・一八五	四三、九七八	〇・〇〇四

(備考) 補實收高の報告は收穫期の關係に依り北海道は十月二十日限、東北六縣及長野縣は九月二十日限、茨城外三府三十四縣は八月二十日限、沖繩縣は六月二十日限の四回とす。

第一回優良多子家庭表彰に關する厚

生省人口局の附帶調査の發表

今昭和十六年十一月三日の佳節に行はれた第二回優良多子家庭の表彰に際し厚生省人口局に於て集計せる附帶調査の概況説明及び集計結果を掲ぐれば以下の如くである。なほ昨年度の集計結果は本誌第一卷第九號本欄所載の如くである。

優良多子家庭の調査概況

一、本年度優良多子家庭の表彰に關しては本月十六日附を以て各地方長官に對し夫々通牒が發せられたのであるが其の調査期日及表彰條件は共に第一回の昨年度表彰と同じく五月三十一日現在に於て父母を同じくする嫡出の子女にして満六歳以上の者十人以上を天災地變等不可抗力に因るの外一人も缺かざず父母自ら心身共に健全に育成した善良堅質な家庭に付

之が調査を進めたのである。

二、而して調査は直接には市區町村長が之に當り各地方長官の再調査と其の内中に係るものに付審査したのであるが其の概況は次の通である。

即ち表彰決定家庭は二、一四五家庭であつて其の道府縣別内譯は北海道の二六四を筆頭に、靜岡の一〇〇、愛知の九一、鹿児島の九一、栃木の八九、愛媛の八四、東京の八三等之に尋ぎ少いのは福井、高知の各八、鳥取、佐賀の各九、石川の一〇、島根の一家庭等で其の順序は大體昨年度表彰家庭數の順序と同様であり、數からすれば昨年度表彰の一〇、六二二家庭の約五分の一であるが之は昨年度表彰したるものである。

三、而して其の内容を一瞥するに父母共に現存する家庭は一、六九八にして全體の七割九分強に當り父のみの家庭は一二一、母のみ現存する家庭は三二六となつて居り子女數の最も多き家庭は一五人で之が家庭(北海道)あり以下一四人が九、一三人が四四、

二人が二〇三、一一人が五五五、一〇人が一、三三家庭となつて居り、其の家庭の主たる職業は依然農業が六割二分強の首位を占め商業の九分、工業の七分二厘等之に次ぎ之を上中下の經濟状態別に見ると中程度に屬する家庭が昨年度と同じく全體の六割強を占めてゐる状況である。

四、尙父母の年齢と子女數との關係、父母の結婚時年齡別該當家庭數、父母の年齢差調、父と母の同胞數(兄弟姉妹)關係別調、子女の乳兒期に於ける食物及調査期日現在に於ける職業調、結婚後第一次分娩時所要年數調等に付ては目下調査中ににして不日發表出来る豫定である。

五、而して今回表彰された家庭に對しては是亦昨年度十一月三日の佳節に際し各地方長官を通じ各地方廳に於て傳達される筈である。

六、尙各地方廳に於ては傳達式後人口増強と母子保護思想の啓發に關し各座談會若は講演會等が開催される豫定である。

優良多子家庭に關する調査集計

就て

一、本調査は曩に、其の概略に付發表した。来る十一月三日表彰の二、「四五優良多子家庭の集計にして、之を實際施策の一資料とするに付ては尙精密調査を要するものあるも、一先づ各道府縣報告の集計を基礎に之を調査取經めたもので、其の大體の状況は次の通である。

二、先づ全體に付て概観するに、其の數が町村に多く、又農業に從事する者(六二%)が壓倒的多數であることと昨年度表彰の場合(六五%)と同様であり、

之は其の子女(二二、四一人)の職業に付て見ても同傾向(四三%)にして依然農村は人的資源の涵養地乃至貯水地と謂ひ得るものがある。

三、而して父母の状況を見るに現在の年齢父は五〇歳以上五五歳未滿(五六四)母は四五歳以上五〇歳未滿(六二五)の者最も多く以下父は五五歳以上六〇歳未滿(四五〇)六〇歳以上七〇歳未滿(四一四)母は五

〇歳以上五五歳未滿(五七七)、五五歳以上六〇歳未滿(三〇四)等之に次ぎ、子女十人以上を出産するに要したる期間は二〇年以上三五年迄のもの七割三分

第一表 該當家庭數調

		父のみ現存する家庭		母のみ現存する家庭		計	
市	町	三〇一	二四	九〇	四一五	市	町
		四六八	二六	七三	五六七	市	町
村	村	九二九	七一	一六三	一、一六三	村	村
計	計	一、六九八	一二一	三二六	二、一四五	計	計

對該家庭總數に
對該家庭總數に

(就中二三年のもの最も多く其の割合全體の一割五分強)で斷然多く、長きは三五年を要し、早きは十五年のもの各四件あり、又母の第一子を生みたる年齢は二〇歳以上三五歳未滿のもの一、一二四件で五割二分に當り、十五歳以上三〇歳未滿のもの四割二分で之に次いで居り、末子分娩時年齢は四〇歳以上四五歳未滿のもの六割八分で最も多く、中には五〇歳以上にして出産したるものも一件あり、更に又結婚後第一子を分娩する迄の所要年數は一年以上二年未滿のもの四割三分で最も多く以下一年未滿のもの(三割九分)、二年以上三年未滿のもの(一割一分)及三年以上のもの(四分)の順序となつてゐる。

四、次に父母の結婚時年齢は父母共に二〇歳以上二五歳未滿のものが断然多く所謂適齡期結婚の實踐者であることが判り、その年齢差も三歳乃至五歳のもの最も多く六歳、二歳等が之に次いで居る。尙父母の同胞數に付て見るに其の四、五、六人同志の組合せ最も多きのも中には父母共に同胞の全然無いものも二組ある。

五、而して經濟状態は曩の發表にも一言觸れたのであるが、之を上、中、下に大別して見るに、其の數は各分類職業共殆ど全部が中、下、上の順序となつて

居り殊に中程度に屬するものが昨年度同様全體の六割一分強に達してゐることは以て注目するに足るものがある。

六、次に子女の状況に付て見るに、各子女は殆ど全部が一年乃至四年の間隔を置き、就中二年乃至三年での出生が最も多く、其の乳兒期は母乳が九割五分強で断然多く、混合(二分強)及人工(一分強)栄養が之に次ぎ、母乳の重要な且本表彰家庭の母親の健康體は之を以て推測するに難くない。

七、而して子女の養育中最も困難を感じると謂はれる教育關係に付て見るに、子女中には現在尙勉學中の者あるも大體に於て其の兩親(父は八割五分強、母は八割二分強)と同じく、國民學校修業者が全子女の八割四分強を占めて居り、中等學校(一割)以上の進學者は比較的に少きも之は經濟的理由のみならず本表彰家庭が農村方面に殊に多き地的關係にも少からず左右されて居るものと見られるのである。

尙之等子女の中には九三組の双生兒も含まれて居る。

八、然して之等多數の子女は前にも一言した様に各自らの職場々々に活躍して居ることは時局下人口増強の緊切なるものあるとき誠に心強き限りである。

第二表 満六歳以上子女數別該當家庭數調

		父のみ現存する家庭		母のみ現存する家庭		計	
市	町	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
		一	一	二	二	一	一
村	村	三三五	六三	一八	七	二	一
計	計	四五六	八四	二五	二	一	一
		九一九	一九一	六	一	一	一
		三三八	四六	一五	三	一	一
		四	一	一	一	一	一
		一	一	一	一	一	一

第三表 子女數別該當家庭數調查

市町村計		市町村		子女数	
百分比	該當する家庭	市	町	村	
一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人
一人	一人	一人	一人	一人	一人
二人	二人	二人	二人	二人	二人
三人	三人	三人	三人	三人	三人
四人	四人	四人	四人	四人	四人
五人	五人	五人	五人	五人	五人
六人	六人	六人	六人	六人	六人
七人	七人	七人	七人	七人	七人
八人	八人	八人	八人	八人	八人
計	二一四三	一七九七	一七九七	一七九七	二一四三

第四表 父の年齢及子女數別父の數

第五表 母の年齢及子女數別母の數調

第七表 第一子及末子分娩時年齢別母の數調

第一一表 教育程度別父の數調

三四一

就學せざる者
計

上

中

下

第一三表 職業及經濟狀態別該當家庭數調

五八〇 二一 二二 二一 一五 一三六 二四 二八 二一〇 一九一 一〇一 二一 二一 二二 二三 二八 三七九 一三四九

農水礦工商通

業

產

職

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

業

母の
數

一、一九一

一九三

一九五

一九七

一九九

二〇一

二〇三

二〇五

二〇七

二〇九

二一一

二一三

二一五

二一七

二一九

二二一

二二三

二二五

二二七

二二九

二三一

二三三

二三五

二三七

二三九

二四一

二四三

二四五

二四七

二四九

二五

第一五表 子女の年齢及性別職業調

職業別	未満		一四歳以上		一六歳以上		一六歳未満		二〇歳以上		二〇歳未満		二二歳以上		二二歳未満		二三歳以上		二三歳未満		二四歳以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
農業	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元
水産業	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元
礦業	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元
工業	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元
商業	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元
家事使用者	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元
公務自由業	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元
交通業	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元
其の他の有業者	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元
計	二六〇	二六〇	二九九	二九九	三一	三一																

第一六表 乳兒期に於ける食物別子女數調

性別	食物	母乳		人工栄養		混合栄養		計													
		男	女	男	女	男	女	男	女												
第一七表	結婚後第一子分娩所要年数並に双児三児出産件數調	一年未満	一年以上	二年未満	三年未満	三年以上	計	一〇、八二七	一七二	三八一	一一、三八〇	一〇、六八八	一五八	三五八	一一、二〇四	一一、五一五	三三〇	七三九	二二二、五八四	二二二、五八四	
結婚後第一子分娩所要年数		八年未満	九年未満	九年未満	一二四八	一二四八	計	一〇七	一一、一四五	二一、一四五	二一、一四五	一〇七	一一、一四五	二一、一四五	二一、一四五	二一、一四五	二一、一四五	二一、一四五	二一、一四五	二一、一四五	二一、一四五
双児出産件數		男児二人	男児一人	女児一人	女児二人	計	三七	二五	三一	九三	九三	九三									
(備考)	三ツ児出産件數に該當者なし。																				

財團法人人口問題研究會主催第五回 人口問題全國協議會の開催

財團法人人口問題研究會の主催による第五回人口問題全國協議會は本誌本欄既報の如く昭和十六年十一月十四、十五兩日に亘り東京市神田區一橋講堂及び如水會館に於いて開催せられたが、集まる者全國朝野の官民同志六百餘名に及び、研究及び意見の發表百題に近く開議決定の「人口政策確立要綱」の具體化實施の時運表者名を掲ぐれば以下の如くである。

右建議文竝に兩日に亘る發表報告意見の題名及び發

特別委員會委員氏名

日本人口問題研究委員會理事長貴族院議員、經濟學博士

下條康麿(座長)

貴族院議員、公爵

人口問題研究所研究官

協議會調查部參事

東京商科大學助教授

三井報恩會主事

横田忠郎

根村當三郎

永野順造

小田橋貞壽

陸軍省醫務局、軍醫大佐 錄 田 調

愛育會常務理事 齋 藤 守 閣
内務省調査課、海軍中佐 扇 一 登

海軍省調査課、海軍中佐 扇 一 登
帝國農業參事 石 橋 幸 雄

日本赤十字社顧問 久慈直太郎

東京市兒童課長 莉 宿 俊 風

日本女子大學教授 高 良 富 子

藤 田 友 作

京地方委員會技術員 東京市計畫委員會技術員

滿洲興業株式會社取締役社長 石 川 榮 耀

竹 内 茂 代

東北帝國大學講師 田 中 館 秀 三

厚生省婦產結婚相談所長 湧 美 育 郎

北海道帝國大學教授 上 原 敏 三 郎

厚生技師 矢ヶ崎徳藏

核能防衛結核研究所 岡 治 道

比律賓協會理事長 保 科 正 昭

陸軍省兵務局兵備課員、陸軍少佐 田 熊 利 三 郎

岐阜日本育兒院長 五十嵐 喜 廣

東京帝國大學教授醫學博士 白 木 正 博

朝日新聞社資員 藤田 進 一 郎

衆議院議員 東 鄉 實

滿洲婦人協會會長 上 杉 貴 子

國民生活協會 城 戸 嶋 太 郎

慶應義塾大學醫學部長 北 島 多 一

東京女子學院專門學校長 吉 岡 弥 生

華北交通保健科學研究室衛生課長 安 倍 弘 敦

陸軍主計少將 丸 本 彰 造

野 間 海 造

大阪市理事、大阪市保健部長 藤原 九十郎
東京帝國大學農學部助教授 宇 原 義 豊

（二）圈内主要地域に於ける内地人人口の地域的職能的配置計畫の急速なる樹立

（二）保健所機能の擴充を計り之を中心とする全國保健指導網の確立

（一）健全なる海外移住思想の普及特に女性に對する其の涵養並に眞に優秀なる開拓移住者の養成強化

（二）圈内に於ける内地人人口の増強に遺憾ながら

南洋協會常務理事 佐々木勝三郎

熊本縣醫師會長 谷白彌三郎

日本女子大學教授 高良富子

藤田友作

（四）圈内諸民族人口に關する資料の整備並に調査研究の徹底化を圖り以て内地人人口の指導力確保と増強發展の根基に培ふこと

（三）出生增加方策に就きては國民一般に對し特に直接

産兒育兒の任に當る女性に對しては民族の悠久なる

維持發展の精神に基く適實なる教育を施し其の教養

を高むると共に

（一）結婚獎勵特に適齡結婚指導獎勵に關する適切

なる機關及制度擴充徹底

（二）結婚、出產、保育及子女の教育醫療等に關す

る經濟的負擔輕減制度の急速具體化と施設の擴充

して其の適實なる實施方策の確立を期せんが爲には

各般關係機關の緊密なる連絡提携を必須とするは論

を俟たず依て人口政策實施上速かに政府に於て強力

なる人口對策審議會（假稱）の設置を圖り以て諸方策

具體化並に實施の促進に資すべきこと。

（三）結婚、出產、保育に關する舊來の弊習並に迷

信の打破等に依る國民生活の根本的刷新を圖り以

て積極的人口増強方策の徹底を期すること

（四）臨戰下國民生活環境に於ける諸種の困難なる條件

を克服して國民體位の低下と死亡の增加を防ぎ進ん

で人口資質強健剛化の對策を講ずるは人口政策遂行

上當面の急務なりと認めらるるに付

（一）國民榮養の確保と生活必需品配給制度の改善

圓滑化

(三) 母性及乳幼兒の保健に對する適切なる措置特に妊婦及產兒登録制の速かる實施

(四) 產業並に學校衛生特に結核に對する療養施設の擴充及其の豫防並に早期治療に關する有效適切

なる監督及處置

(五) 一般庶民層特に產業勞務地區に於ける住宅供給適正化促進

(六) 國民厚生施設の擴大

(七) 國民體力法に依る國民體力管理の實效化等特に喫緊なる國民保健應急對策の強化を計ること

以上第二乃至第四の各項に付きては政府に於て之が速かなる實現を圖り尙人口對策審議會(假稱)を急速

設置し之を活用して以て人口政策實施の促進を期せられんことを右建議す

研究意見題名及發表者氏名

第一議題 人口に關する基礎的諸問題

我が國の最大小口收容力と在外人口配分について

内鮮混血兒の研究

臺灣本島人の將來人口に就て

内鮮一體化政策に就て

臺灣本島人の將來人口に就て

滿洲に施ける大家族制

東亞諸民族の人口資質に於ける宗教的影響

人口政策確立要綱の實現に必要な根本的推進力に就て

人口發展の根源たる皇道世界觀人間

性恢復と伸張に就いて

日本赤子會 平出庸一

東亞諸民族との關係に於て見たる日本民族 人口に關する問題(文書報告) 比律賓協會理事長 保科正昭	日本人口史上的妊娠婦屆出制度 社會事業研究所 大東文化學院教授 加藤梅四郎	流產・死產の原因と其對策 東北帝大醫學部篠田正糸
殊に妊娠婦屆出制の意義に就て 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄	本邦女子結婚適齡に關する考察 東京府社會事業調查 厚生科學研究所 岩田正道	流・早・死產と人口問題 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
女性の性病と人口問題 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄	職業婦人の年齢及婚姻關係調查 東京府社會事業調查 厚生科學研究所 岩田正道	殊に妊娠婦屆出制の意義に就て 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
人口政策實施の機構としての婦人組織に就て 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄	少額所得世帶の多子母性の調査に付て 東京市厚生局 山田良太郎	人口問題と妊娠中期出産 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
人口政策に於ける財政的基礎——預金部資 金の人口政策に對する運用の考慮を求む—— 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄	多產の條件に就いて 人口問題研究所 横田年	人口問題と妊娠中期出産 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
結婚相談事業の社會的意義 東京市結婚相談所長 杉山和男	少額所得世帶の多子母性の調査に付て 東京市厚生局 山田良太郎	人口問題と妊娠中期出産 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
出生增加の主要方策 辯護士 德村謙吉	出生增加方策に關する二、三の意見 京都府立醫大教授 山田一夫	人口問題と妊娠中期出産 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
結婚相談事業の社會的意義 東京市結婚相談所長 杉山和男	人口對策上必要なる國民母性教育の實施方 法に就て 厚生省保險監理務局施設課長 佐藤正	人口問題と妊娠中期出産 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
人口政策より見たる適齡期の保健教育 前東京科學博物館長 水野常吉	人口政策より見たる適齡期の保健教育 前東京科學博物館長 水野常吉	人口問題と妊娠中期出産 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
保育並びに保健教育について 京都府立醫大教授 山田一夫	最低生活費と一億人口 教育研究所 三木安正	人口問題と妊娠中期出産 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
保育並びに保健教育について 京都府立醫大教授 山田一夫	日本勞動科學研究所員 安藤政吉	人口問題と妊娠中期出産 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄
質と量より見たる我國乳兒死亡の變遷に就て 大坂府地方技師 丸山博	日本勞動科學研究所員 安藤政吉	人口問題と妊娠中期出産 東京帝大醫學部產婦人科教室 潤木三雄

第三議題 死亡減少方策に關する諸問題 日本國民營酒同賀總主事 小鹽完次	第三議題 死亡減少方策に關する諸問題 日本國民營酒同賀總主事 小鹽完次	第三議題 死亡減少方策に關する諸問題 日本國民營酒同賀總主事 小鹽完次
出生增加方策に關する酒害防除及資質強化 に關する禁酒施設に就て 河崎雪子	出生增加方策に關する酒害防除及資質強化 に關する禁酒施設に就て 河崎雪子	出生增加方策に關する酒害防除及資質強化 に關する禁酒施設に就て 河崎雪子
勞動婦人と生殖問題 日本國民營酒同賀總主事 小鹽完次	勞動婦人と生殖問題 日本國民營酒同賀總主事 小鹽完次	勞動婦人と生殖問題 日本國民營酒同賀總主事 小鹽完次
結核婦人の生殖問題 東京帝大醫學部講師 佐藤美實	結核婦人の生殖問題 東京帝大醫學部講師 佐藤美實	結核婦人の生殖問題 東京帝大醫學部講師 佐藤美實
大坂府地方技師 丸山博	大坂府地方技師 丸山博	大坂府地方技師 丸山博

乳兒死亡率と保健婦事業

贊育會 丹 翌 昇

人口政策と少國民增强策

日本女子大教授

高良富子

底流層の兒童と其の保育に就て

東京市厚生局

草間八十雄

本邦母性死亡の若干の傾向に就て

人口問題研究所

笠間尙武

本邦肺結核の疫學的特徵

東京女子醫專教授

吉岡博人

農村結核の疫學的調査報告

厚生科學研究所

山岸精實

大阪市職員健康調査(特に結核に關する)成績報告

大阪市保健部保健課長

小山義作

體力検査成績に基き都市の特殊性を論ず

名古屋市保健部

山口靜夫

—工業從業員の精密検査成績に就て—

曾我幸夫

勞務者住居の衛生學的調査報告

厚生科學研究所環境衛生部

石川知福

最近の米穀事情と乳婦並に乳兒の營養狀態に就いて

厚生科學研究所國民營養部

福井忠孝

農村生活改善と健康増進の一例

食糧協會主事

外岡和雄

巷の人口問題と食糧問題

國防經濟協會常務理事

朝倉昇

國民健康保險と人口問題

保險院技師

中橋幸吉

官業共濟組合に關する統計的觀察(三)

國防經濟協會常務理事

朝倉昇

農山村人口の地理的調査—分村計畫指定、

查より—

京都帝大學部助手

本岡武

農山村人口の地理的調査—分村計畫指定、

日本拓殖協會文化部

池田正友

青野原村青根村—

「保健所」を國營とし、速かに其の機構の強化擴充を計るの件

贊育會 丹 翌 昇

母性保護對策要綱

東大醫學部產婦人科教室

白木正博

結核撲滅の緊急對策

日本赤十字會

平出庸一

人口政策としての療養生活指導所の提倡

三井報恩會主事

横田忠郎

臨戰下民族增强對策意見

陸軍主計少將

丸本彰造

日本人營養要求量の標準

厚生科學研究所國民營養部

藤本薰喜

國民食の理念と構成

慶應義塾大學醫學部教授

大森憲太

内地人人口、都市と農村及外地、配分問題

第四議題 人口資質強化方策に關する諸問題

府縣別現住人口增加率の分布

紀本參次郎

就て

東京府京橋區月島の全成員の精神病學的調查

東京帝大學研究室

鰐崎赤

夜間通學生の時間調整と心身練成の方策に就て

東京帝大學研究室

伊藤平

國民體格の増進を綜合測定する方法に就て

東京府女子師範學校教諭

伊藤鄉平

關東平野に於ける生活圈の實相—中間報告—

内務省都市市計畫委員會技術師

石川榮耀

機業地農村の婦人勞働について

社會事業研究所

大久保満彦

大都市人口の地理學的研究—特に巨大都市

東京府女子師範學校教諭

伊藤平

人口の浮動性に關する調査結果—

東京府女子師範學校教諭

赤倉

栃木縣下人口資質增强策の片影

栃木縣統計課長

加地成雄

官業共濟組合に關する統計的觀察(二)

鐵道大臣官房保健課技師

松本浩太郎

日本拓殖協會文化部

池田正友

國土計畫より見たる人口問題の前進

日產總會常務理事

宇原義豐